第5世代移動通信システムの導入のための 特定基地局の開設計画の認定申請マニュアル

平成31年1月

総 務 省

本マニュアルにおける法令等の略称は次のとおりです。

「法」……電波法(昭和25年法律第131号)

「施行規則」…電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)

「免許規則」…無線局免許手続規則(昭和25年電波監理委員会規則第15号)

「設備規則」…無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)

「開設指針」…「第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件」として平成31年(2019年)1月頃公示予定の総務省告示を指します。

「5G」……第5世代移動通信システムを指します。

「4G」……第4世代移動通信システムを指します。

「屋内等」……「屋内その他他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所」を指します(開設指針第1項第7号)。例えば、地下街、地下鉄構内等の公共空間や商用ビルやマンションなどの閉空間等が該当します。また、単に「屋内等」以外の場所を「屋外」と呼ぶ場合があり、特に断りのない限り、本マニュアルにおける基地局は、屋外に設置するものを指します。加えて、認定を申請する開設計画においても、屋外に設置する基地局を指して、単に「特定基地局」や「指定済周波数を使用する基地局又は陸上移動中継局」と呼称してかまいません。

その他、別段の定めがある場合を除き、各用語の定義は、電波法その他法令および開設指針に定めるところによるものとします。

目次

第	1	章	申請書類の提出	1
	1	申請期	期間	1
	2	申請受	受付場所	1
	3	問合t	せ先	2
	4	申請は	こ当たっての留意事項	2
		(1)	関係法令の適用	2
		(2)	申請書類の記載等について	2
第	2	章	申請書類の作成	4
	1	全体的	杓注意事項	4
		(1)	開設計画の認定の申請と記載原則	4
		(2)	製本	6
	2	特定基	基地局開設計画認定申請書(免許規則別表第8号)	7
		(1)	様式記載例	7
		(2)	注意事項	8
	3	特定基	基地局開設計画(免許規則別表第8号の2)	9
		(1)	様式記載例	9
		(2)	注意事項	13
	4	開設排	旨針に定められた事項に関連する事項について(開設指針別表第一)	6
		(1)	「一 特定基地局の整備計画に関する事項」について	16
		(2)	「二 開設計画に従って円滑に特定基地局を整備するための能力に関する事項」につい	
			τ	8
		(3)	「三 電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力に関する事項」につ	
			いて	20
		(4)	「四 財務的基礎に関する事項」について	23
		(5)	「五 業務執行体制の整備に関する事項」について	26
		(6)	「六 混信等の防止に関する事項」について	27
		(7)	「七 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与に関する事項」について	30
		(8)	「八 電波の能率的な利用の確保に関する事項」について	31
		(9)	「九 申請者の条件に関する事項」について(35
		(10)	「十 一から九までに定めるもののほか、本開設指針に定められた事項に関する申請	
			者のこれまでの取組の実績並びに計画及びその根拠」について	
第	3	•	様式	
	1		1 A (免許規則別表第八号の二の5)	
	2		1 B(開設指針別表第一の一 1)	
	3	様式	1 C (開設指針別表第一の一2) (}9
	4		1 D (開設指針別表第一の一2) 4	
	5		2 A (免許規則別表第八号の二の11及び開設指針別表第一の三4)	
	6	様式∠	4 A (開設指針別表第一の四5)	12

	7	様式4B(開設指針別表第一の四5)	43
	8	様式8A(開設指針別表第一の八4)	44
	9	様式8B(開設指針別表第一の八4)	45
	1	O 様式8C(開設指針別表第一の八5)	46
	1	1 様式 8 D (開設指針別表第一の八5)	47
	1	2 参考(無線局関連様式見取り表)	48
第	4:	章 参考資料	49
	1	絶対審査基準及び競願時審査基準について	49
	2	3.7GHz帯及び4.5GHz帯の審査方法について	51
	3	既設の無線局の免許情報の検索方法	52
	4	5 G基盤展開率、面積カバー率の算出に関する参考資料	53
		(1) メッシュについて	53
		(2) 5 G基盤展開率の算出に用いる 2 次メッシュについて	57
	5	法第56条第1項の規定により指定された受信設備	59
	6	公共業務用無線局の設置場所	60
	7	5 G高度特定基地局の定義について	61
第	5:	章 主要関係法令	63
	1	電波法関係法令	63
		(1) 電波法(昭和25年法律第131号)	63
		(2) 電波法施行令(平成13年政令第245号)	71
		(3) 電波法関係手数料令(昭和33年政令第307号)	71
		(4) 電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)	72
		(5) 無線局免許手続規則(昭和25年電波監理委員会規則第15号)	76
		(6) 無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)	81
	2	電気通信事業法関係法令	85
		(1) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)	85
		(2) 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)	88
		(3) 電気通信主任技術者規則(昭和60年郵政省令第27号)	91
	3	開設指針(第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定め	
		る件)	92
	4	その他関係告示	101
		(1) 統計に用いる標準地域メッシュ等を定めた件(昭和48年行政管理庁告示第143号)	
		101	

第1章 申請書類の提出

開設指針に基づく、特定基地局の開設計画の認定の申請期間等は次のとおりです。

1 申請期間

- ○申請期間は、総務省告示の官報掲載をもって公示されます(法第27条の13第3項)。
- 〇 申請期間外の申請については、理由の如何を問わず一律に受付を拒否することとなります。
- 郵送等により申請を行う場合には、申請期間内必着で送付してください。
- 申請期間内であれば、前後なく受け付けたものとして、審査を行います (開設指針第6項第7号)。

2 申請受付場所

- 次表を参考の上、総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含みます。) に、以下の申請書等を提出してください。
 - 正本 1 部
 - 副本 1 部 (写し*)
 - ※ 総務省における審査及び公表版の資料作成等の効率化のため、申請された開設計画の内容についての電子データの提出もあわせてお願いします。
- いずれの提出先に提出されても、申請受付期間や申請書類の扱いに差はありません。

提出先	連絡先	
総務大臣	〒100-8926 千代田区霞が関2-1-2 中央合同所	宁舎第2号館
版 伤 人 E	総合通信基盤局 電波部 移動通信課	電話:03-5253-5893
北海道総合	〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌等	第1合同庁舎
通信局長	北海道総合通信局 無線通信部 陸上課	電話:011-709-2311(4642)
東北総合	〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2	2 合同庁舎
通信局長	東北総合通信局 無線通信部 陸上課	電話:022-221-0682
関東総合	〒102-8795 千代田区九段南1-2-1 九段第3名	合同庁舎
通信局長	関東総合通信局 無線通信部 陸上第一課	電話:03-6238-1760
信越総合	〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎	
通信局長	信越総合通信局 無線通信部 陸上課	電話:026-234-9944
北 陸 総 合	〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同月	宁舎
通信局長	北陸総合通信局 無線通信部 陸上課	電話:076-233-4480
東海総合	〒461-8795 名古屋市東区白壁 1 —15-1 名古屋台	合同庁舎第3号館
通信局長	東海総合通信局 無線通信部 陸上課	電話:052-971-9618
近 畿 総 合	〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪台	合同庁舎第1号館
通信局長	近畿総合通信局 無線通信部 陸上第一課	電話:06-6942-8552
中国総合	〒730-8795 広島市中区東白島町19-36	
通信局長	中国総合通信局 無線通信部 陸上課	電話:082-222-3362
四国総合	〒790-8795 松山市味酒町2-14-4	
通信局長	四国総合通信局 無線通信部 陸上課	電話:089-936-5066

九州総合 〒860-8795 熊本市西区春日2—10-1 熊本地方合同庁舎A棟

通 信 局 長 九州総合通信局 無線通信部 陸上課 電話:096-326-7857

沖縄総合通 〒900-8795 那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B-1街区 5階

信事務所長 沖縄総合通信事務所 無線通信課 電話:098-865-2386

3 問合せ先

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課

電子メール: mobile-telecom×ml. soumu. go. jp

(迷惑メール防止のため、"@"を"×"に変換して表記しています。)

電話:03-5253-5893 FAX:03-5253-5946

4 申請に当たっての留意事項

(1)関係法令の適用

- 開設計画の認定制度は、認定を受けた事業者のみが開設指針の対象周波数について排他的に特定基 地局の免許申請(周波数の指定の変更を含む。)を行うことを可能とする制度です。従って、実際の 周波数の使用については、電波法その他関係法令の規定に基づく審査を経て免許を受けることによ って可能となります。
- 不正な手段により法27条の13第1項の認定を受けたときは、認定を取り消すことがありますので注意してください。(法第27条の15第2項第2号)
- 開設計画の認定の有効期間は5年です(法第27条の13第6項、施行規則第9条の2)。
- 〇申請書類は、法第27条の13第2項、免許規則第25条の4第2項(別表第8号及び別表第8号の2を 含む。)及び開設指針の規定に準拠することが必要です(開設指針第6項第3号)。
- 〇申請された開設計画を審査し、これを認定する場合は、官報掲載による公示を行う(法第27条の13 第7項、施行規則第11条の2の6)とともに、認定書を交付します(免許規則第25条の5)。また、認定を拒否する場合は、文書により通知します(免許規則第25条の6)。
- 認定開設者は、毎年度の四半期ごと又は総務大臣から臨時に求められた場合には、開設計画の進捗 状況を示す書類(以下「四半期報告」という。)を総務大臣に提出することが義務付けられています (開設指針第6項第8号)。なお、提出された書類について、総務大臣は開設指針及び認定を受けた 開設計画に基づき適切に実施されているか確認を行い、書類の概要及び確認の結果を総務省「電波 利用ホームページ」等で公表する予定です(開設指針第6項第9号)。
- 本マニュアルは、認定の申請を行うための参考情報を公表するもので、申請書類の作成に当たり、 本マニュアルに準拠することを強制するものではありません。

(2)申請書類の記載等について

- 申請書類への記載方法等について個別のお問合せをいただいた場合であっても、本マニュアル及び 開設指針その他公表されている資料に記載されている内容以外のことについてはお答えしかねます。
- 〇 申請受付期間中に申請希望者の皆様に対し公平にお知らせすべき追加の情報が発生した場合には、

必要に応じて総務省「電波利用ホームページ」」に掲載しますので、適宜お役立てください。

- 申請受付期間後の申請内容の変更は原則として認められません。ただし、審査に当たって、記載内容を正確に把握すること等を目的として、総務省から口頭や書面による質問・回答を任意でお願いすることがあります。なお、その場合において、申請後に進捗のあった内容を反映したり、申請時に抽象的に記載していた内容をより具体的に説明したりといった形での追加情報をいただいたとしても、原則として審査において考慮することはできません。
- 開設計画の審査結果の公表等に当たって、申請書類に記載した内容を公表することがあります。ただし、本マニュアルにおいて公表予定としている内容を除き、経営上の秘密に該当する内容がある場合には、その扱いについて申請者と相談させていただきますので、どの情報が経営上の秘密に該当するのかが分かるようにしてください。

 $^{^1\ \}mathrm{http://www.tele.\,soumu.go.\,jp/j/adm/system/ml/mobile/5g/index.\,htm}$

第2章 申請書類の作成

1 全体的注意事項

(1) 開設計画の認定の申請と記載原則

- 開設計画の認定の申請は、免許規則別表第8号に規定する特定基地局開設計画認定申請書に、特定基地局開設計画を別紙として添付し、行ってください。また、特定基地局開設計画の作成は、同規則別表第8号の2に規定する様式を用いて行ってください(免許規則第25条の4第3項)。
- 申請書(開設計画を含む。)の章立ては以下に示す「章立ての構成イメージ」に基づき行ってください。原則として、申請書に別紙A~Cを添付し、別紙Aが収入印紙貼付用紙、別紙Bが免許規則に規定する様式を用いた開設計画、別紙Cが適宜の様式を用いて作成した開設計画となるようにしてください。
- 別紙 C については、第 1 章及び第 2 章を用意し、「第 1 章 3.7 GHz帯及び4.5 GHz帯特定基地局の開設計画」、「第 2 章 28 GHz帯特定基地局の開設計画」としてください。また、第 1 章の開設計画と第 2 章の開設計画については、それぞれ独立したものとして作成し、章ごとにページ番号を設定するとともに、目次を付けるなどして記載箇所の特定が容易となるようにしてください。なお、3.7 GHz帯及び4.5 GHz帯と28 GHz帯のうち、1 つの周波数帯のみを希望する場合は、前述した章番号を適宜繰り上げて計画を作成してかまいません。
- 各章に共通する内容や同一内容であっても、どちらかの章にまとめて記載することはせずに、必ず 第1章及び第2章にそれぞれ記載してください。
- 各章には、開設指針別表第一に記載された「開設計画に記載すべき事項(一から十までの事項及びその下位の事項)」を記入するための項目を用意し、各項目の内容について本マニュアル第2章4を参考に記載してください。また、各項目の内容の冒頭に要旨を記載することとし、それぞれの項目の概要が分かるように記載してください。なお、特段記入する事項がない場合も項目自体は用意し、記入する旨がないことを記載してください。
- 〇 実際の認定日にかかわらず、平成31年(2019年)4月1日から平成37年(2025年)3月31日までの期間の計画を作成してください。例えば、年度ごとの計画を提出する必要がある項目については、平成31年度末(2019年度末)から平成36年度末(2024年度末)までの6の年度末時点の計画を作成し、提出してください。なお、実際の認定日にかかわらず、審査の対象とする時点は変化しません。
- 各資料に記載する比率等の数値は、本マニュアルに特段の記載の無いものは、原則として、小数点 第2位を四捨五入とし小数点第1位までの記載としてください。また、整数部については3桁区切 りで「,」を挿入してください。
- 各資料に記載する金額は、本マニュアルに特段の記載の無いものは、原則として、百万円を単位と して記載してください。
- 各項目において、開設指針等の規定により計画等の根拠を記載することとなっている事項については、その計画等の内容についてできるだけ具体的な根拠の記載や、裏付けとなる資料等の添付をしてください。根拠が薄弱な内容については、審査において考慮されないことがあります。
- 競願時の審査事項となる項目については、それぞれの計画において実施時期を明記してください。 実施時期を明記していないもの、及び実施時期が平成36年度末(2024年度末)以降となるものについては、原則として審査において評価されません。
- 計画の作成に際しては、「和暦(西暦)」のように併記してください。

, 定基地局開設計画認定申請書
─ 別紙A: 収入印紙貼付用
別紙B:特定基地局開設計画(様式使用)
別紙C: 特定基地局開設計画(適宜の様式)
第1章 3.7GHz帯及び4.5GHz帯特定基地局の開設計画
一 一 特定基地局の整備計画に関する事項
─ 一1 特定基地局の開設数
─ 一 2 5G基盤展開率
一3 5G高度特定基地局の運用の開始
二 開設計画に従って円滑に特定基地局を整備するための能力に関する事項
─ 二1 特定基地局の設置場所の確保
- 二2 特定基地局の無線設備の調達
二 二3 特定基地局の整備に係る業者との協力体制の確保
一 九 申請者の条件に関する事項
一 九1 第六項第十号及び第十九号を遵守することを示す旨
└ 九2 別表第二の十の要件を満たすことを示す旨
└─ 十 一から九までに定めるもののほか、本開設指針に定められた事項に関す。 申請者のこれまでの取組の実績並びに計画及びその根拠
THE HOUSE CONTINUES OF THE MIXES CONTINUES
第2章 28GHz帯特定基地局の開設計画
一 一 特定基地局の整備計画に関する事項
- 一 1 特定基地局の開設数
─ 一 一2 5G基盤展開率
- 一3 5G高度特定基地局の運用の開始
一 二 開設計画に従って円滑に特定基地局を整備するための能力に関する事項
─ 二1 特定基地局の設置場所の確保
─ 二2 特定基地局の無線設備の調達
二3 特定基地局の整備に係る業者との協力体制の確保
一 九 申請者の条件に関する事項
─ 九1 第六項第十号及び第十九号を遵守することを示す旨
└ 九2 別表第二の十の用件を満たすことを示す旨
└ 十 一から九までに定めるもののほか、本開設指針に定められた事項に関する 申請者のこれまでの取組の実績並びに計画及びその根拠
中間行いこれよくの収削の天根型のに計画及のての依拠

(2)製本

- 〇 特定基地局開設計画認定申請書の用紙は、原則として、日本工業規格A列4番の用紙とし(免許規則別表第8号の2注14)、バルキーファイル等に綴じ込んで提出してください。
- 大部となるものや冊子等の資料は、別添として分離し、例えば「別添12(個人情報取扱規程)」等と 適宜の表題及び仕切り紙等を付して申請書類に添付してください。なお、参考資料等については必 要に応じて割付印刷を活用する等、省資源化にご協力ください。
- 様式類等のうち大部となるものについては、CD-R等にファイルを書き出した上で、当該CD-R等を開設計画に添付する等の方法により、電子データによる提出をお願いします。このとき、CD-R等にタイトルラベルを付し、容易に脱落しないようにバルキーファイル等に綴じ込む等としてください。
- コピー作業等の効率化のため、書類をステープラー等で綴じないようにするとともに、見出しラベル等を付す場合は本文を記載した書類ではなく仕切り紙に付す等についてご協力ください。
- 書類を綴じる際は、用紙が縦方向の場合は左側を、横方向の場合は上側を綴じ、かつ、横方向で両面印刷を行う場合は上側長辺綴じとする等、全体の書類の向きが揃うようにしてください。

2 特定基地局開設計画認定申請書(免許規則別表第8号)

(1) 様式記載例

	特定基地局開設計画認定申請書	‡
		平成●年●月●日
(v) 76 l FF FR		
総務大臣殿		
		収入印紙 貼付欄
電波法第27条の13第 1 類を添えて下記のとおり	項の規定により、特定基地局の開設計画 申請します。	 の認定を受けたいので、別紙の書
	=-1	
1 申請者	記	
住所	都道府県一市区町村コード〔]
	〒 (−)	
氏名又は名称及び	フリガナ	
代表者氏名		印
	示された告示の件名及び告示番号 信システムの導入のための特定基地局の 告示第***号	開設に関する指針を定める件
3 電波法第27条の13第	5項に規定する欠格事由	
□有 □無		

(2)注意事項

ア 収入印紙貼付欄

- 開設計画の認定申請手数料として、1件につき137,100円分の収入印紙を貼付してください。
- 〇 収入印紙貼付欄には「収入印紙は別紙Aに貼付」と記載の上、別紙Aに貼付してください。
- 副本(写し)は、収入印紙を貼付していない状態での写しとしてください。(収入印紙部分はコピー等しないでください。)

イ 申請者欄(住所)

- 申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を住所として記載してください。
- 申請者が外国人の場合は、国籍及び本邦内における居住地を記載してください。

ウ 申請者欄(氏名)

- 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できます。
- 〇 申請者が法人又は団体の場合は、その商号(名称)及び代表者の役職名・氏名を記載し、代表者が 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できます(申請者が法律により直接に設立された法人又 は特別の法律により設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しません。)。
- 申請者が外国人の場合は、自筆により記載したときは、押印を省略することができます。

工 欠格事由欄

○ 法第5条第3項各号の欠格事由に該当する者に対しては認定を行いません(法第27条の13第5項)。

3 特定基地局開設計画(免許規則別表第8号の2)

(1) 様式記載例2

特定基地局開設計画

1 特定基地局が法第27条の12第1項第1号又は第2号に掲げる事項のいずれかを確保するためのものであるのかの別

3.7GHz帯及び4.5GHz帯特定基地局の開設計画	法第27条の12第1項第1号に掲げる事項		
28GHz帯特定基地局の開設計画	法第27条の12第1項第1号に掲げる事項		

2 特定基地局の開設を必要とする理由

(1) 提供する電気通信役務の種類

(1) 龙内,0电水温自风奶~12块		
3. 7GHz帯及び4. 5GHz帯特	・携帯電話	
定基地局の開設計画	・インターネット接続サービス	
	・携帯電話・PHSアクセスサービス	
	・第五世代携帯電話アクセスサービス	
28GHz帯特定基地局の開設	・携帯電話	
計画	・インターネット接続サービス	
	・携帯電話・PHSアクセスサービス	
	・第五世代携帯電話アクセスサービス	

(2) 開設しようとする特定基地局の内容

	ア 無線局の種	イ 発射を予定	ウ 使用しよう	エ 伝送情報の
	別	している電波の	とする最大の値	具体的内容
		型式	の空中線電力	
3. 7GHz帯及び	基地局	10M0 X7W,	400W	設備規則第49条
4. 5GHz帯特定基		15MO X7W.		の6の12に規定
地局の開設計画		20M0 X7W,		する技術基準に
		40M0 X7W,		よる音声伝送及
		50MO X7W.		びデータ伝送
		60MO X7W.		
		80M0 X7W.		
		90MO X7W.		
		100M X7W		
28GHz帯特定基	基地局	50M0 X7W,	1. 6kW	設備規則第49条
地局の開設計画		100M X7W.		の6の12に規定
		200M X7W,		する技術基準に

² 本マニュアル上は1葉にて記載例を示していますが、複数葉として構いません。

	400M X7W	よる音声伝送及	
		びデータ伝送	

(3) 業務開始の日以降5年以内の日を含む毎年度又は毎事業年度における利用者数見込み及びその算出根拠

3. 7GHz帯及び4. 5GHz帯特	別紙C中「第1章	四 2	電気通信役務の契約数」	(××~-
定基地局の開設計画	ジ)に記載			
28GHz帯特定基地局の開設	別紙C中「第2章	四 2	電気通信役務の契約数」	(××~-
計画	ジ)に記載			

3 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲

3.7GHz帯及び4.5GHz帯特定基地局の開設計画	全国の区域
28GHz帯特定基地局の開設計画	全国の区域

4 希望する周波数の範囲

3.7GHz帯及び4.5GHz帯	第1希望:3,600MHzを超え3,700MHz以下
	第2希望:3,700MHzを超え3,800MHz以下
	第3希望:3,800MHzを超え3,900MHz以下
	第4希望:3,900MHzを超え4,000MHz以下
	第5希望:4,000MHzを超え4,100MHz以下
	第6希望:4,500MHzを超え4,600MHz以下
	指定を希望する周波数の帯域幅の合計:
	200MHz幅を希望
28GHz帯	第1希望:27. 0GHzを超え27. 4GHz以下
	第2希望:27.4GHzを超え27.8GHz以下
	第3希望:27.8GHzを超え28.2GHz以下
	第4希望:29.1GHzを超え29.5GHz以下

5 通信系又は放送系に含まれる特定基地局の総数並びにそれぞれの特定基地局の無線設備の設置 場所及び開設時期

3. 7GHz帯及び4. 5GHz帯特	別紙C中「第1章	<u> </u>	特定基地局の開設数」(××ページ)
定基地局の開設計画	に記載		
28GHz帯特定基地局の開設	別紙C中「第2章	- 1	特定基地局の開設数」(××ページ)
計画	に記載		

- 6 電波の能率的な利用を確保するための技術であって、特定基地局の無線設備に用いる予定のも の
 - (1) 周波数の効率的利用の方策として導入を予定している技術の具体的内容

3. 7GHz帯及び4. 5GHz帯特	別紙C中「第1章 八1 特定基地局の電波の能率的な利用を確
定基地局の開設計画	保するための技術の導入」(××ページ)に記載
28GHz帯特定基地局の開設	別紙C中「第2章 八1 特定基地局の電波の能率的な利用を確
計画	保するための技術の導入」(××ページ)に記載

(2) 干渉回避の方策として導入を予定している技術の具体的内容

3. 7GHz帯及び4. 5GHz帯特	別紙C中「第1章	六	混信等の防止に関する事項」(××ペー
定基地局の開設計画	ジ)に記載		
28GHz帯特定基地局の開設	別紙C中「第2章	六	混信等の防止に関する事項」(××ペー
計画	ジ)に記載		

- 7 特定基地局を開設しようとする者が、電気通信事業法第9条の登録を受けている場合にあって は当該登録の年月日及び登録番号(同法第12条の2第1項の登録の更新を受けている場合にあっ ては、当該登録及びその更新の年月日並びに登録番号)、同法第9条の登録を受けていない場合に あっては同条の登録の申請に関する事項
 - ・電気通信事業法第9条の登録を受けており、かつ、電気通信事業法第12条の2第1項の登録の 更新を受けたことがない場合

登録の年月日:平成●年(●年)●月●日

登録番号:第●●●号

・電気通信事業法第9条の登録を受けており、かつ、電気通信事業法第12条の2第1項の登録の 更新を受けている場合

登録の年月日:平成●年(●年)●月●日 更新の年月日:平成●年(●年)●月●日

登録番号:第●●●号

・電気通信事業法第9条の登録を受けていないものの、すでに登録の申請をしている場合 申請日:平成●年(●年)●月●日

・電気通信事業法第9条の登録を受けておらず、かつ、登録の申請も行っていない場合 申請予定時期:平成●年(●年)●月頃

申請に係る資料:別紙B別添1~3のとおり

- 8 放送系に含まれる全ての特定基地局に係る無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局の開設計画であるため、記載を省略します。
- 9 事業計画及び事業収支見積り

電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局の開設計画であるため、記載を省略します。

10 終了促進措置を行う場合にあつては、当該終了促進措置の内容及び当該終了促進措置に要する費用の支弁方法

終了促進措置を行わないため、記載を省略します。

11 その他事項

(1) 運用開始の予定期日

3. 7GHz帯及び4. 5GHz帯	最初の特定基地局を運用する予定の日:平成▲年(▲年)▲月▲日
特定基地局の開設計画	商用サービスの開始予定時期:平成▲年(▲年)▲月頃
28GHz帯特定基地局の	最初の特定基地局を運用する予定の日:平成▲年(▲年)▲月▲日
開設計画	商用サービスの開始予定時期:平成▲年(▲年)▲月頃

(2) 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法

3. 7GHz帯及び4. 5GHz帯特	別紙C中「第1章 三3 電気通信設備の運用及び保守管理のた		
定基地局の開設計画	めに必要な技術要員の確保」(××ページ)及び「三5 電気通		
	信設備の安全・信頼性を確保するための対策」(××ページ)に		
	記載		
28GHz帯特定基地局の開設	別紙C中「第2章 三3 電気通信設備の運用及び保守管理のた		
計画	めに必要な技術要員の確保」(××ページ)及び「三5 電気通		
	信設備の安全・信頼性を確保するための対策」(××ページ)に		
	記載		

(3) 無線従事者の配置方針

	ア 無線従事者の配置場所ごと	イ 将来的な無線従事者の確保
	の無線従事者の資格及び人数	の方法
3.7GHz帯及び4.5GHz帯特	別紙C中「第1章三4 電気通	別紙C中「第1章三4 電気通
定基地局の開設計画	信主任技術者の選任及び配置	信主任技術者の選任及び配置
	等」(××ページ)に記載	等」(××ページ)に記載
28GHz帯特定基地局の開設	別紙C中「第2章三4 電気通	別紙C中「第2章三4 電気通
計画	信主任技術者の選任及び配置	信主任技術者の選任及び配置
	等」(××ページ)に記載	等」(××ページ)に記載

(4) その他必要な事項として開設指針に定められた事項に関連する事項 別紙Cのとおり

(2)注意事項

- ア 「1 特定基地局が法第27条の12第1項第1号又は第2号に掲げる事項のいずれかを確保するため のものであるのかの別」について
 - ○「法第27条の12第1項第1号に掲げる事項」と記載してください。

イ 「2(1) 提供する電気通信役務の種類」について

○ 特定基地局を利用して提供する役務について、以下の役務の例を参考に、提供する可能性があるものを全て記載してください。

(例)

- 携帯電話
- インターネット接続サービス
- 携帯電話 · PHSアクセスサービス
- 第五世代携帯電話アクセスサービス
- 現時点で提供することが確定しておらず、将来的な市場動向等による可能性があるものは、その旨 を具体的に付記してください。

ウ 「2(2)ア 無線局の種別」について

○「基地局」と記載してください。

エ 「2(2)イ 発射を予定している電波の型式」について

- 発射を予定している電波の型式を、占有周波数帯幅の許容値を冠して、全て記載してください。
- 現時点で発射することが確定しておらず、将来的な市場動向等による可能性があるものは、その旨 を具体的に付記してください。

オ 「2(2)ウ 使用しようとする最大の値の空中線電力」について

- 周波数帯幅又はMIMO多重数ごとに最大空中線電力が異なる場合は、それぞれ記載してください。
- 現時点で使用することが確定していないものの、将来的に空中線電力の増加を見込んでいる場合は、 その旨及び増加後の最大空中線電力を具体的に付記してください。

カ 「2(2)エ 伝送情報の具体的内容」について

○ 記載例にならい、使用する無線設備の規格及び音声/データの別を記載してください。

キ 「2(3) 業務開始の日以降5年以内の日を含む毎年度又は毎事業年度における利用者数見込み及び その算出根拠」について

- 開設指針別表第一の四2に定められた事項と併せて記載する旨を記載し、別紙においてその内容を 記載してください。
- 業務を開始する年度が平成31年度(2019年度)でない場合は、開設指針別表第一の四2に定められた事項を記載する際に、業務開始の日以降5年以内の日を含む年度までについて記載してください。

ク 「3 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲」について

○「全国の区域」と記載してください。

ケ 「4 希望する周波数の範囲」について

- 記載例にならい、3.7GHz帯及び4.5GHz帯については第1希望から第6希望までの順に、28GHz帯については第1希望から第4希望までの順に記載してください。また、3.7GHz帯及び4.5GHz帯については、「100MHz幅を希望」又は「200MHz幅を希望」のどちらかを記載してください(開設指針第6項第3号(二)(1)及び(2))。ただし、希望しない周波数帯がある場合には、それを除く周波数帯を希望する順に記載してください。
- 「3.7GHz帯及び4.5GHz帯」及び「28GHz帯」以外の周波数帯名を記載しないでください。また、同順位で複数の周波数を記載しないでください(開設指針第6項第3号(二)(1)及び(2))。
- コ 「5 通信系又は放送系に含まれる特定基地局の総数並びにそれぞれの特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期」について
 - 開設指針別表第一の一1に定められた事項と併せて記載する旨を記載し、別紙Cにおいてその内容を記載してください。
- サ 「6 電波の能率的な利用を確保するための技術であって、特定基地局の無線設備に用いる予定のもの」について
 - (1)については、開設指針別表第一の八1に定められた事項と併せて記載する旨を記載し、別紙Cにおいてその内容を記載してください。また、(2)については、開設指針別表第一の六に定められた事項と併せて記載する旨を記載し、別紙Cにおいてその内容を記載してください。
- シ「7 特定基地局を開設しようとする者が、電気通信事業法第9条の登録を受けている場合にあつては当該登録の年月日及び登録番号(同法第12条の2第1項の登録の更新を受けている場合にあつては、当該登録及びその更新の年月日並びに登録番号)、同法第9条の登録を受けていない場合にあつては同条の登録の申請に関する事項」
 - 電気通信事業法第9条の登録を受けており、かつ、同法第12条の2第1項の登録の更新を受けたことがない場合は、登録の年月日及び登録番号を記載してください。
 - 電気通信事業法第9条の登録を受けており、かつ、同法第12条の2第1項の登録の更新を受けている場合は、登録の年月日、更新の年月日及び登録番号を記載してください。
 - 電気通信事業法第9条の登録を受けていないものの、すでに登録の申請をしている場合は、申請日 を記載してください。
 - 電気通信事業法第9条の登録を受けておらず、かつ、登録の申請も行っていない場合は、申請の予 定時期及び「申請に係る資料:別紙B別添1~3のとおり」等の記載をした上で、以下の資料を添 付してください。
 - 電気通信事業法第12条第1項第1号から第3号までに該当しないことを誓約する書面(電気通信事業法施行規則様式第2を参照ください。)
 - 申請者の行う電気通信事業以外の事業の概要
 - 役員の履歴書

ス 「8 放送系に含まれる全ての特定基地局に係る無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法」

について

○ 「電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局の開設計画であるため、記載を省略する」旨を 記載してください。

セ 「9 事業計画及び事業収支見積り」について

○ 「電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局の開設計画であるため、記載を省略する」旨を 記載してください。

ソ 「10 終了促進措置を行う場合にあつては、当該終了促進措置の内容及び当該終了促進措置に要す る費用の支弁方法」について

○ 「終了促進措置を行わないため、記載を省略する」旨を記載してください。

タ 「11(1) 運用開始の予定期日」について

- 最初の特定基地局の運用を開始する予定の日を、年月日で記載してください。
- 特定基地局を利用する商用サービス(電気通信役務)の提供開始の時期についても併せて記載してください。

チ 「11(2) 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法」について

○ 開設指針別表第一の三3及び5に定められた事項と併せて記載する旨を記載し、別紙Cにおいてその内容を記載してください。

ツ 「11(3) 無線従事者の配置方針」について

○ ア・イのいずれも、開設指針別表第一の三4に定められた事項と併せて記載する旨を記載し、別紙 Cにおいてその内容を記載してください。

テ 「11(4) その他必要な事項として開設指針に定められた事項に関連する事項」について

○ 「別紙 C のとおり」等と記載し、次ページ以降の要領に従い、別紙 C にてその内容を記載してください。

4 開設指針に定められた事項に関連する事項について(開設指針別表第一)

「開設指針に定められた事項に関連する事項」については、開設指針別表第一(開設計画に記載すべき事項)に規定される項目に従い、以下の注意事項を踏まえた資料を別紙Cとして作成してください。

なお、次回の特定基地局の開設指針においては、将来の計画及びその根拠に加えて、本開設指針に係る開設計画の進捗状況等の実績についても、開設計画に記載すべき事項(別表第一)及び開設計画の認定の審査事項(別表第三:競願時比較審査基準)となり得ることに留意して記載してください。(開設指針別表第一注1)

(1)「一 特定基地局の整備計画に関する事項」について

ア 共通的注意事項

- 正当な理由がないのに、この開設計画に従って特定基地局を開設していないときは、認定を取り消すことがありますので注意してください(法第27条の15第2項第1号)。
- 送信設備の設置場所ごとに、開設局を1局とカウントしてください。なお、セクタや周波数ごとに 分けて免許を受ける場合であっても、送信設備の設置場所が同じであれば1局とみなします。
- 計画において、都道府県間や年度間に著しい差がある場合は、その理由等について具体的に記載するようにしてください。

イ 「一1 特定基地局の開設数」について

- ○様式1Aを参考として、年度末日ごと・市区町村ごとの特定基地局の開設数に関する計画を記載してください³(免許規則別表第8号の2注4)。3.7GHz帯及び4.5GHz帯特定基地局の開設計画にあっては①、②及び⑤の区分について、28GHz帯特定基地局の開設計画にあっては③、④及び⑤の区分について、それぞれ必ず記載してください。また、①の区分については100MHz幅、③の区分については400MHz幅の計画は必ず記載いただいた上で、それ以外の帯域幅の計画がある場合には、それぞれの計画が分かるように記載してください。ただし、①及び②の区分については100MHz幅、③及び④の区分については400MHz幅以外の計画がある場合には、全ての帯域幅を使用しない理由を記載してください。
 - 3.7GHz帯及び4.5GHz帯特定基地局(屋内等に設置するものを除く。)
 - ② 3.7GHz帯及び4.5GHz帯特定基地局(屋内等に設置するものに限る。)
 - ③ 28GHz帯特定基地局(屋内等に設置するものを除く。)
 - ④ 28GHz帯特定基地局(屋内等に設置するものに限る。)
 - ⑤ 5 G高度特定基地局⁴
- 3.7GHz帯及び4.5GHz帯特定基地局の開設計画のうち、4,000MHzを超え4,100MHz以下の周波数及び 4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画については、隣接周波数を 使用する他の無線局との混信等の影響により、特定基地局の開設数を別計画とする必要がある場合 にあっては、当該計画が分かるように記載してください。また、別計画とする必要がないと考える 場合には、その具体的な根拠を示してください。なお、3.600MHzを超え4.000MHz以下の周波数を使

³ 各市区町村の数を累積した特定基地局の開設数が、様式1Bにおける当該年度末・当該都道府県での各区分の合計数と異ならないようにしてください。

^{4 5} G 高度特定基地局の定義については、61ページを参考にしてください。

用する特定基地局の開設計画については、必ず同じものとなるように記載してください。

- エリア展開の方針等を記載するとともに、開設数について、様式 1 Bを参考として、年度末日ごと・ 都道府県ごとの特定基地局の開設数に関する計画を記載してください。3.7GHz帯及び4.5GHz帯特定 基地局の開設計画にあっては①、②及び⑤の区分について、28GHz帯特定基地局の開設計画にあっ ては③、④及び⑤の区分について、それぞれ必ず記載してください。また、①の区分については100MHz 幅、③の区分については400MHz幅の計画は必ず記載いただいた上で、それ以外の帯域幅の計画があ る場合には、それぞれの計画が分かるように記載してください。
 - 3.7GHz帯及び4.5GHz帯特定基地局(屋内等に設置するものを除く。)
 - ② 3.7GHz帯及び4.5GHz帯特定基地局(屋内等に設置するものに限る。)
 - ③ 28GHz帯特定基地局(屋内等に設置するものを除く。)
 - ④ 28GHz帯特定基地局(屋内等に設置するものに限る。)
 - ⑤ 5 G高度特定基地局
- 3.7GHz帯及び4.5GHz帯特定基地局の開設計画のうち、4,000MHzを超え4,100MHz以下の周波数及び 4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画については、隣接周波数を 使用する他の無線局との混信等の影響により、特定基地局の開設数を別計画とする必要がある場合 にあっては、当該計画が分かるように記載してください。また、別計画とする必要がないと考える 場合には、その具体的な根拠を示してください。なお、3,600MHzを超え4,000MHz以下の周波数を使 用する特定基地局の開設計画については、必ず同じものとなるように記載してください。
- 認定開設者は、平成32年度末(2020年度末)までに、全ての都道府県の区域において、5 G高度特定基地局の運用を開始する必要がありますので、十分に注意して記載してください(開設指針第4項第1号)。
- 特定基地局の開設数は、次のいずれかの場合に該当する特定基地局の数としてください(開設指針第6項第1号)。なお、「運用を開始した」とは、無線局の免許を受け、電波を発射しはじめた時を指し、「指定の変更を受けた」とは、周波数等の指定の変更を受け(無線設備の変更の工事が必要な場合にあっては、当該変更の工事の許可を受け、工事を行うことが必要です。)、当該指定の変更後の電波を発射した時を指しますので、注意してください。
 - 特定基地局の運用を開始した場合
 - 既に開設している基地局について、特定基地局に使用させることとなる周波数に係る指定の変更を受けた場合
- 〇 記載に当たっては、「六 混信等の防止に関する事項」の記載内容との整合性に留意してください。
- ここで記載した特定基地局(屋内等に設置するものを除く。)の開設数(①及び③)に関する計画は、競願時の審査事項として用います(開設指針別表第三の一2)。また、この審査においては、平成36年度末(2024年度末)の特定基地局の開設数の合計を使用し、この際、100を超え200以下、200を超え300以下、300を超え400以下、…のように100局単位の区分の中の特定基地局の開設数は同じ値とみなされます。なお、平成36年度末(2024年度末)の計画については、認定日から起算して5年を経過した日までに達成していただく必要がありますので、十分に注意してください。
- ここで記載した平成36年度末(2024年度末)の特定基地局(屋内等に設置するものに限る。)の開設数(②及び④)に関する計画は、競願時の審査事項として用います(開設指針別表第三の一3)。また、屋内のエリア化に関しては、設備規則第49条の6の12に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局であって、屋内等に設置する特定基地局の開設数を記載してください。なお、平成36年度末(2024年度末)の計画については、認定日から起算して5年を経過した日までに達成してい

ただく必要がありますので、十分に注意してください。

○ 3. 7GHz帯及び4. 5GHz帯特定基地局の周波数の指定をする場合であって、既に100MHz幅を指定した者に追加で100MHz幅の周波数の指定をするための審査を行うときは、その時点において指定されず残っている周波数の特定基地局の開設数の計画(追加で100MHz幅の周波数の指定を希望するものに限る。)を審査に用います。なお、競願時の審査方法については、第4章「2 3. 7GHz帯及び4. 5GHz帯の審査方法について」を参照してください。

ウ 「一2 5 G基盤展開率」について

- エリア展開の方針等を記載するとともに、様式1 C及び様式1 Dを参考として、年度末日ごと・都道府県ごと(各総合通信局の管轄区域ごとを含む。)・2次メッシュごとの5 G基盤展開率に関する計画を記載してください。なお、5 G基盤展開率については、3. 7GHz帯及び4. 5GHz帯と28GHz帯の計画が同じ数値となりますので、十分に注意してください。
- 認定開設者は、認定日から起算して5年を経過した日(審査においては平成36年度末(2024年度末) の5G基盤展開率を用います。)までに、各総合通信局の管轄区域における5G基盤展開率を50% 以上とする必要があります(開設指針第4項第2号)。なお、様式1Dにおける5G基盤展開率の記載は、記載原則のとおり(小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位までの記載)ですが、審査は四捨五入しない値により行うので、49.95%以上50.00%未満の値とならないよう、十分に注意してください。また、平成36年度末(2024年度末)の計画については、認定日から起算して5年を経過した日までに達成していただく必要がありますので、十分に注意してください。
- 〇 ここで記載した5 G基盤展開率に関する計画は、競願時の審査事項として用います(開設指針別表第三の一1)。この審査においては、平成36年度末(2024年度末)の全国の5 G基盤展開率に関する計画を使用し、この際、50%を超え51%以下、51%を超え52%以下、52%を超え53%以下、…のように1%単位の区分の中の5 G基盤展開率は同じ値とみなされます。なお、平成36年度末(2024年度末)の計画については、認定日から起算して5年を経過した日までに達成していただく必要がありますので、十分に注意してください。

エ 「一3 5 G高度特定基地局の運用の開始」について

- 5 G高度特定基地局の最初の運用の開始期日について、「平成XX年度(xxxx年度)XX月までに運用開始予定」の形式で、各都道府県の区域における最初の運用の開始期日が分かるように記載してください(開設指針別表第一の一3)。
- 高度特定基地局で実現しようとする伝送速度(Gbps)について、61ページの計算式を参考に記載してください。このとき、下り方向か上り方向であるかが明らかになるように記載してください。また、3.7GHz帯及び4.5GHz帯特定基地局の開設計画において指定を受ける周波数の帯域幅として合計200MHz幅を希望する者にあっては、100MHzの場合と200MHz幅の場合を分けて記載してください。
- 上記伝送速度の算出過程で使用した周波数帯、空間分割多重方式(例えば4×4MIMO等)、空間多重分割方式の最大多値数(例えば256QAM等)及びキャリアアグリゲーション技術の概略を記載してください。

(2) 「二 開設計画に従って円滑に特定基地局を整備するための能力に関する事項」について

ア 「二1 特定基地局の設置場所の確保」について

○ 本事項については、記載した計画に対する根拠を求めておりますので、具体的な根拠の記載(裏付

けとなる資料等の添付を含む。)をしてください。なお、根拠が薄弱な内容については、審査において考慮されないことがあります。

- 設置場所を既に確保している場合は、これまでの実績も踏まえて、その具体的な確保内容が分かるように記載してください。
- 既存の無線局に併設することとする場合は、例えば電源容量・耐荷重・機器設置場所の確保(機器の共通化・省エネ化・軽量化・省スペース化等)、貸主との契約更改等について、具体的に記載してください。
- 設置場所を新たに確保していく場合は、例えば設置場所候補の選定方法、設置場所選定に関する現地調査の状況、貸主等関係者との協議状況、鉄塔・鉄柱等の建設等に関する計画と、実行時期や実 行体制等を具体的に記載してください。
- 既に電気通信事業を行っている者において、本開設指針に係る特定基地局の周波数以外の周波数を使用する基地局を新たに開設することを予定している場合は、例えば、その内容及び規模を踏まえ、 当該基地局の設置場所の確保が、当該特定基地局の設置場所の確保に影響を及ぼさないような計画 としてください。
- 上記の設置場所の確保に関する記載に加え、特定基地局の開設に対する地域住民の合意形成に向けた取組についても、例えば工事業者等を含めた体制の構築、資料の整備や研修の実施、地域住民への説明方法等を具体的に記載してください(開設指針別表第二の一)。
- 基地局開設までに必要なプロセス(現地調査、基地局設計、設置場所契約、基地局施工等の別)ご との人員配置計画を記入してください。
- 特定基地局の設置場所を確保する際に、インフラシェアリングを活用する計画がある場合には、インフラシェアリングを行う設備等や当該設備等に係る特定基地局の設置場所、インフラシェアリングの相手方や当該相手方との協議状況、導入時期等が分かるように具体的に記載して下さい。
- ここで記載した特定基地局(屋内等に設置するものに限る。)の設置場所に関する計画は、競願時の審査事項として用います。(開設指針別表第三の一3)なお、屋内のエリア化に関しては、屋内等に設置する特定基地局の設置場所(例えば、地下街や地下鉄構内等の公共空間や大型商業施設、工場、マンション等)について、具体的に記載してください。

イ 「二2 特定基地局の無線設備の調達」について

- 本事項については、記載した計画に対する根拠を求めておりますので、具体的な根拠の記載(裏付けとなる資料等の添付を含む。)をしてください。なお、根拠が薄弱な内容については、審査において考慮されないことがあります。
- 特定基地局の送受信設備、空中線、電源設備等の無線設備の調達に関する計画を記載してください。 (基地局へのアクセス回線を含めた、無線設備以外の電気通信設備については、開設指針別表第一 の三に定められた事項として記載してください。)
- ○無線設備(ソフトウェアを含む。以下同じ。)の機器ごとの調達先、調達先における当該無線設備の開発状況、調達規模等の計画を記載するとともに、調達先からの納入実績、申請者の調達実績、調達先との協議状況等が分かるように具体的に記載してください。また、既に調達を予定している無線設備の型番も、あわせて記載をしてください。
- 計画の記載に当たっては、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準5」(昭和62年郵政省告示第73号)

_

⁵ http://www.soumu.go.jp/main_content/000249421.pdf を参照。

並びに「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成30年度版)⁶」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ⁷」(平成30年12月10日関係省庁申合せ)に留意してください。

○ 本項目に関する計画の進捗状況については、四半期報告の概要及び確認の結果として公表することを予定しています。

ウ 「二3 特定基地局の整備に係る業者との協力体制の確保」について

- 本事項については、記載した計画に対する根拠を求めておりますので、具体的な根拠の記載(裏付けとなる資料等の添付を含む。)をしてください。なお、根拠が薄弱な内容については、審査において考慮されないことがあります。
- 特定基地局の整備に係る業者について、外部委託・請負等に関する基本的な考え方(これまでの実績がある場合には、それらを含む。)を記載してください。
- 工事の委託・請負先業者、工事規模等の計画の記載に当たっては、業者の地域性、業者や申請者の 工事実績、業者との協議状況等を具体的に記載してください。また、当該計画の根拠として工事業 者との委託・請負契約書等を添付してください。
- 上記の各記載事項について、インフラシェアリングを活用する計画がある場合には、インフラシェアリングを行う設備等やその形態、インフラシェアリングの相手方や当該相手方との協議状況、導入時期等が分かるように具体的に記載して下さい。

(3)「三 電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力に関する事項」について

ア 「三1 無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化等」について

- 設置しようとする無線設備に関し、技術的な検討、実験、標準化等の実績及び今後の計画を具体的 に記載してください。
- 実験等の実績が無い場合は、例えば今後の特定基地局の設置・展開に向けての、実際の無線設備の 技術的な性能検証等の方法及び実施時期について、具体的に記載してください。
- 標準化等の実績の記載に当たっては、例えば申請直近の概ね3年間において、寄与文書、論文・学会発表の一覧を標準化分野ごとに記載する等、とりまとめ方法に留意して記載してください。

イ 「三2 電気通信設備の調達及び工事」について

- 本事項については、記載した計画に対する根拠を求めておりますので、具体的な根拠の記載(裏付けとなる資料等の添付を含む。)をしてください。なお、根拠が薄弱な内容については、審査において考慮されないことがあります。
- 〇 伝送路設備、交換設備、端末設備等の調達及び工事に関する計画を記載してください。(開設指針 別表第二の二)。
- 伝送路設備(ソフトウェアを含む。以下同じ。)については、中継回線(バックボーン回線)及び基地局へのアクセス回線(エントランス回線)の調達の方針(自社調達/他社調達の別、使用プロトコル・インタフェース等)、回線の調達先(自社調達の場合は機器ごとの調達先)、自社又は調達先

⁶ <u>https://www.nisc.go.jp/active/general/kijun30.html</u> を参照。

⁷ https://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/chotatsu_moshiawase.pdf を参照。

における当該無線設備の開発状況、調達規模(回線容量等)等の計画を記載するとともに、調達先からの回線設置実績、申請者の調達実績、調達先との協議状況等が分かるように具体的に記載してください。また、既に調達を予定している伝送路設備の型番も、あわせて記載をしてください。

- 特にエントランス回線については、5 G高度特定基地局(61ページ参照)の展開に当たりどのように調達を行う予定であるのか、例えば回線の種類・容量や調達先等について、具体的に記載してください。
- 交換設備等(ソフトウェアを含む。以下同じ。)については、使用する設備全体の構成(設備(ネットワーク)構成図、主要設備の設置場所等)、機器ごとの調達先、調達先における当該設備の開発状況、調達規模等の計画を記載するとともに、調達先からの納入実績、申請者の調達実績、調達先との協議状況等が分かるように具体的に記載してください。また、既に調達を予定している交換設備等の型番も、あわせて記載をしてください。
- 端末設備(携帯電話端末及びモバイルIoT端末等)については、設備の調達先、調達先における当該 設備の開発状況、調達規模、市場導入時期等の計画を記載するとともに、調達先からの納入実績、 申請者の調達実績、調達先との協議状況等が分かるように具体的に記載してください。また、既に 調達を予定している端末設備の型番も、あわせて記載をしてください。
- 上記の各記載事項について、インフラシェアリングを活用する計画がある場合には、インフラシェアリングを行う設備等やその形態、インフラシェアリングの相手方や当該相手方との協議状況、導入時期等が分かるように具体的に記載して下さい。
- 上記の各記載事項について、4 G等の既存の回線・設備を活用する場合は、機器ごとの調達実績や その型番を記載するとともに、例えば追加・増設する回線・設備との区別、調達先業者の地域性等 を具体的に記載してください。
- MEC技術やネットワークスライシング技術を導入する計画がある場合には、使用する設備全体の 構成を明らかにするとともに、機器(ソフトウェアを含む。)ごとの調達先、調達先における開発状 況、導入時期等を具体的に記載してください。また、既に調達を予定している設備の型番も、あわ せて記載をしてください。
- 計画の記載に当たっては、申請者において予測される認定の有効期間中のトラヒック増加を踏まえ、 その増加への対応等の実現可能性が明確になるようにしてください。
- 〇 計画の記載に当たっては、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準®」(昭和62年郵政省告示第73号) 並びに「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成30年度版)®」及び「I T調 達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ®」(平成30年12月10日関係省 庁申合せ)に留意してください。
- 本項目に関する計画の進捗状況については、四半期報告の概要及び確認の結果として公表することを予定しています。
- 電気通信設備の工事について、外部委託・請負等に関する基本的な考え方(これまでの実績がある場合には、それらを含む。)を記載してください。
- 工事の委託・請負先業者、工事規模等の計画の記載に当たっては、業者の地域性、業者や申請者の 工事実績、業者との協議状況等を具体的に記載してください。また、当該計画の根拠として工事業 者の委託・請負契約書等を添付してください。

⁸ http://www.soumu.go.jp/main_content/000249421.pdf を参照。

⁹ <u>https://www.nisc.go.jp/active/general/kijun30.html</u> を参照。

¹⁰ https://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/chotatsu_moshiawase.pdf を参照。

ウ 「三3 電気通信設備の運用及び保守管理のために必要な技術要員の確保」について

- 本事項については、記載した計画に対する根拠を求めておりますので、具体的な根拠の記載(裏付けとなる資料等の添付を含む。)をしてください。なお、根拠が薄弱な内容については、審査において考慮されないことがあります。
- 電気通信設備(無線設備を含む。)の運用・保守・管理について、例えば組織・拠点等の体制、実施の方法等を具体的に記載してください(免許規則別表第8号の2注11(1))。また、技術要員の確保について、例えば必要な要員数の見積りを明らかにし、その確保の見通し等を具体的に記載してください。なお、障害時の対応については、開設指針別表第一の三5に定められた事項として記載してください。
- 外部への委託・請負等を実施する場合は、例えば委託・請負先業者(どの範囲において委託・請負を実施するか)、当該業者における実績、必要な技術要員の確保等を具体的に記載してください。また、当該計画の根拠として電気通信設備の運用・保守・管理の業者との委託・請負契約書等を添付してください。
- 内部規程等の添付をもって記載に代える場合は、その旨を記載の上、添付してください。

エ 「三4 電気通信主任技術者の選任及び配置等」について

- 本事項については、記載した計画に対する根拠を求めておりますので、具体的な根拠の記載(裏付けとなる資料等の添付を含む。)をしてください。なお、根拠が薄弱な内容については、審査において考慮されないことがあります。
- 〇 無線従事者の配置方針(免許規則第25条の4第2項第3号)及び電気通信主任技術者の選任・配置 方針について記載してください。
- 既に選任された無線従事者及び電気通信主任技術者を有している場合は、資格¹¹及び人数を、様式 2 A を参考にして、記載してください(免許規則別表第8号の2の11(3)ア)。選任された無線従事 者及び電気通信主任技術者が配置された事業場がどの総合通信局の管轄区域内にあるか応じて、総 合通信局の管轄区域ごとに人数を計上してください。配置された事業場が複数ある場合は、どちら か一方にのみ計上し、実人数が明確になるように記載してください。
- 当該無線従事者及び電気通信主任技術者を申請時点で有していない場合及び今後の拡充を行う場合 は、例えば確保を行う時期・人数、資格取得に向けた教育・訓練等に関する計画と見通しを具体的 に記載してください。

オ 「三5 電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策」について

- 本事項については、記載した計画に対する根拠を求めておりますので、具体的な根拠の記載(裏付けとなる資料等の添付を含む。)をしてください。なお、根拠が薄弱な内容については、審査において考慮されないことがあります。
- 障害時の対応について、例えば組織・拠点等の体制、対応の方法等を具体的に記載してください (免 許規則別表第8号の2注11(1))。
- 内部規程等の添付をもって記載に代える場合は、その旨を記載の上、添付してください(免許規則別表第8号の2注11(2))。
- 地震・津波等の災害及び事故の発生時において、設備障害・通信輻輳を、防止・最小化するための 措置に関して、具体的に記載してください (開設指針別表第二の四)。

¹¹ 無線従事者にあっては、第1級総合無線通信士、第2級総合無線通信士、第1級陸上無線技術士、第2級陸上無線技術士、第1級陸上特殊無線技士若しくはその他に区別、電気通信主任技術者にあっては、伝送交換若しくは線路に区別してください。

- なお、事故の発生に対する措置については、重大な事故(電気通信事業法施行規則第58条に規定する重大な事故)の発生の防止やこれまでに重大な事故の発生がある場合には事故への対応策等を具体的に記載してください。
- 記載に当たっては、「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会」(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/tsushin_jiko_boushi/index.html) の報告書や「電気通信事故検証会議」(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/tsuushin_jiko_kenshou/index.html) における各年度の検証報告書に記載された内容を参考にしてください。
- 適切なサイバーセキュリティ確保に向けて、調達予定の電気通信設備についてどのように確認及び 検証並びにリスクアセスメント等の取組を実施し、調達(ソフトウェア更新等を含む。)を行う計画 かが分かるように具体的に記載してください。
- また、インシデント対応、メンテナンス、定期的・継続的な監視管理など、機器調達後のサイバー セキュリティ確保のための取組に関する計画についても、具体的に記載してください。
- ここでの記載内容は、競願時の審査事項として用います(開設指針別表第三の一5)。この審査においては、次の観点から評価を行うので、それぞれの観点における計画内容(例えば、事故の事前防止(設備面、管理・運用面での対策)、事故発生時の対応(復旧対応、利用者への情報提供等)、事故収束後の対応(事故原因の分析・再発防止策の検討)及び実施時期が具体的かつ明確となるように記載してください。なお、計画は特定基地局の無線設備だけでなく、特定基地局に関係する電気通信設備全体について記載してください。
 - 人為ミスの防止(電気通信設備の設計、工事、維持及び運用を行う場合にデータの誤入力又は誤 設定その他の誤りが容易に生じないための対策)
 - 設備容量の確保(トラヒック又は制御信号の増加を考慮した設備量を確保するための対策)
 - ソフトウェアのバグの防止(ソフトウェアのバグによる障害の対策)
 - その他電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策(例えば、「情報通信ネットワーク安全・ 信頼性基準」における電気通信事業用ネットワークの情報セキュリティ管理・対策等)

(4)「四 財務的基礎に関する事項」について

ア 共通的注意事項

○ 既に電気通信事業を行っている者が、特定基地局を用いる電気通信事業を既存の電気通信事業と一体的に運営する等により、財務的基礎に関する事項を特定基地局部分のみ分離することが容易でない場合は、特段の記載のある場合を除いて、電気通信事業全体として記載して構いません。(既存事業者において既に使用している周波数と、今回割当てを希望する周波数とを特に区別せず運用する場合は、特段の記載のない限り全ての周波数共通での電気通信事業について記載してください。)

イ 「四1 電気通信事業により生ずる収益」について

- 本事項については、記載した計画に対する根拠を求めておりますので、具体的な根拠の記載(裏付けとなる資料等の添付を含む。)をしてください。なお、根拠が薄弱な内容については、審査において考慮されないことがあります。
- 電気通信事業により生じる収益の見通しを年度ごとに記載するとともに、その根拠として例えば契約者当たりの平均利用単価(ARPU)について、次の事項を記載してください。
 - ARPUの年度ごとの見通しとその算出根拠が分かるように具体的に記載してください。

- 提供するサービス種類により複数のARPUが存在する場合は、契約数についても当該ARPUの区分ごとに記載してください。
- 契約数×ARPU以外に電気通信事業の営業収益がある場合は、その内容及び根拠を具体的に記載してください。

ウ 「四2 電気通信役務の契約数」について

- 本事項については、記載した計画に対する根拠を求めておりますので、具体的な根拠の記載(裏付けとなる資料等の添付を含む。)をしてください。なお、根拠が薄弱な内容については、審査において考慮されないことがあります。
- 契約数について、年度ごとの見通しと、その算出根拠を具体的に記載してください。また、携帯電話用途、IoT用途等の別が分かるように具体的に記載するとともに、四1の電気通信事業により生じる収益の見通しの根拠との対応関係が分かるように記載してください。
- 〇 ここでの年度は、平成31年度(2019年度)から、業務開始の日以降5年以内の日を含む年度までとしてください(免許規則別表第8号の2の2(3))。
- 契約数は万の単位(1万未満の場合は有効数字1桁以上)で記載してください。

エ 「四3 特定基地局に係る設備投資の額その他当該電気通信事業に要する費用」について

- 本事項については、記載した計画に対する根拠を求めておりますので、具体的な根拠の記載(裏付けとなる資料等の添付を含む。)をしてください。なお、根拠が薄弱な内容については、審査において考慮されないことがあります。
- 電気通信事業に要する費用に関して、年度ごとの見通しとその算出根拠を記載してください。その際、特定基地局に係る設備投資の額が明らかとなるように計画を策定してください。
- 特定基地局に係る設備投資の額については、例えば次の点を記載してください。
 - 算出根拠の明確化(基地局設備と基地局設備以外の区分(基地局設備以外については、更に交換設備・伝送設備・情報システム・研究開発等の区分))
 - 全体の設備投資額と、特定基地局に関する設備投資額との区別
 - •上記設備を構成する機器については、単価及び台数¹²(単価が変動する場合はその理由)
- 電波利用料については、電波利用料額表(http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/sum/money.htm) 等を参考に、電波法に従い費用を算出し、記載してください。開設計画の記載を簡単にするため、平成31年度(2019年度)以降も現在の料額である前提で費用を算出してください(ただし、実際の法令の適用は異なることがあります。)。なお、特定基地局と特定基地局を通信の相手方とする陸上移動局に係る主な電波利用料は以下のとおりです。
- 基地局及び陸上移動中継局に係る電波利用料¹³

広域専用電波を使用する場合:1局200円(法別表第6の2の項及び備考9) 広域専用電波を使用しない場合:使用周波数によってそれぞれ次のとおり

- 6,000MHz以下において、3,000MHz以下のみを使用: 1局12,700円(法別表第6の2の項)
- 6,000MHz以下において、3,000MHz以下及び3,000MHz超6,000MHz以下のいずれも使用:1局79,000円(法別表第6の2の項及び備考8)
 - 6,000MHz以下において、3,000MHz超6,000MHz以下のみを使用: 1局66,500円(法別表第6の2の

¹² 機器ごとの単価や台数の根拠として、RFPに基づく費用の見積書等を添付してください。

¹³ 包括免許及び個別免許で電波利用料は同額となります。

項)

6.000MHz超のみを使用: 1局5.000円(法別表第6の2の項及び備考7)

○ 陸上移動局に係る電波利用料

広域専用電波を使用する包括免許の場合: 1局140円¹⁴(法第103条の2第7項及び第8項) 広域専用電波を使用しない包括免許の場合: 1局420円(法第103条の2第5項及び第6項)

○ 上記以外の電気通信事業の営業費用について、その内容及び根拠を具体的に記載してください。

オ 「四4 電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保」について

- 本事項については、記載した計画に対する根拠を求めておりますので、具体的な根拠の記載(裏付けとなる資料等の添付を含む。)をしてください。なお、根拠が薄弱な内容については、審査において考慮されないことがあります。
- 開設指針別表第一の四4に定められた事項として記載した費用に充てる資金の確保計画を記載する とともに、その確実性等の根拠となる次の資料を添付等してください。
- 〇 申請者が保有する資金、例えば利益剰余金等の内部留保について明らかにするとともに、申請者及び申請者に対する主な出資者の財務諸表等を添付してください(開設指針別表第一注2)。
- 株式・社債等を発行して資金を調達する場合は、例えば調達の実績、社債等の格付け、引受先との協議状況等を記載するとともに、例えば株式引受承諾書や社債申込証の写し等の関係書類を添付してください。
- 金融機関等からの資金借入や設備ファイナンスにより資金を調達する場合は、例えば融資証明書等 を添付してください。なお、その際は次の点に留意してください。
 - 融資金額、支払い条件(支払猶予期間の有無や、支払年数等)の明記
 - 金融機関等においてその金額の融資等を行う権限がある者の押印・署名等
 - 金融機関等の問合せ先(電話・メールアドレス等)の明確化

カ 「四5 電気通信事業に係る損益及びキャッシュ・フロー」について

- 本事項については、記載した計画に対する根拠を求めておりますので、具体的な根拠の記載(裏付けとなる資料等の添付を含む。)をしてください。なお、根拠が薄弱な内容については、審査において考慮されないことがあります。
- 電気通信事業に係る損益計算書(様式 4 A を参考としてください。)及びキャッシュ・フロー計算書 (様式 4 B を参考としてください。)を、年度ごとに記載してください。
- 記載に当たっては、開設指針別表第一の四 1 から 4 までに定められた事項として記載した内容を踏まえて、補足すべき事項がある場合は具体的に記載してください。
- 記載される計画において、認定日から起算して5年を経過した日の属する年度までに営業利益を生じている年度が1年度以上存在することが必要です(開設指針別表第二の五)。

¹⁴ 法第103条の2第7項及び第8項に規定される上限の適用があります。

(5)「五 業務執行体制の整備に関する事項」について

ア 共通的注意事項

- 申請者が行う電気通信事業の運営に関する事項を対象とし、業務委託先等の申請者以外の者に対する対応についても記載してください。
- 各項目での体制の整備の記載に当たって、内部規程等が存在する場合は、添付してください (開設 指針別表第一注3から注5まで)。また、規程の整備を今後行うこととする場合は、その整備時期に ついても計画を記載してください。

イ 「五1 法令遵守のための対策及び当該対策を実施するための体制の整備」について

- 本事項については、記載した計画に対する根拠を求めておりますので、具体的な根拠の記載(裏付けとなる資料等の添付を含む。)をしてください。なお、根拠が薄弱な内容については、審査において考慮されないことがあります。
- 法令遵守(コンプライアンス)のための対策、及びその対策を実施するための体制の整備について、 例えば組織の設置、研修・教育の実施、通報窓口の設置等を具体的に記載してください。
- これまでに法令遵守に関する重大な事案があった場合は、当該事案への対応についても記載してく ださい。

ウ 「五2 個人情報保護のための対策及び当該対策を実施するための体制の整備」について

- 本事項については、記載した計画に対する根拠を求めておりますので、具体的な根拠の記載(裏付けとなる資料等の添付を含む。)をしてください。なお、根拠が薄弱な内容については、審査において考慮されないことがあります。
- 個人情報保護のための対策、及びその対策を実施するための体制の整備について、例えば組織の設置、研修・教育の実施、相談窓口の設置等を具体的に記載してください。
- 過去5年以内に個人情報保護に関して関係省庁等に報告等を行った事案がある場合は、当該事案への対応についても記載してください。
- 〇 記載に当たっては、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成29年総務省告示第152号)(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/telecom_perinfo_guideline_intro.html)」を踏まえたものとしてください。

エ 「五3 電気通信事業の利用者の利益の保護のための対策及び当該対策を実施するための体制の整備」について

- 本事項については、記載した計画に対する根拠を求めておりますので、具体的な根拠の記載(裏付けとなる資料等の添付を含む。)をしてください。なお、根拠が薄弱な内容については、審査において考慮されないことがあります。
- 次の事項等に関して、電気通信事業の利用者の利益の保護のための対策、及びその対策を実施する ための体制の整備について、例えば組織の設置、研修・教育の実施、応対窓口の設置等を具体的に 記載してください。
 - 電気通信役務についての利用者からの苦情及び問合せに対する適切かつ迅速な処理を行うこと
 - 広告表示において通信速度、当該通信速度に対応する電気通信役務の提供区域(例えば複数の通信速度があるときのそれぞれのカバーエリア等)その他の電気通信役務の内容を利用者に明確に 伝えること

○ 過去5年以内に電気通信事業の利用者の利益の保護に関して関係省庁等から行政指導等を受けた事 案がある場合は、当該事案への対応についても記載してください。

(6)「六 混信等の防止に関する事項」について

ア 共通的注意事項

- 特定基地局の設置にあたっては、国際電気通信連合 (ITU) 憲章に規定する無線通信規則に定めるところにより、隣接国に設置された固定衛星業務を行う地球局との間で国際調整が必要になる可能性があります。
- 北海道(石狩郡当別町弁華別)、青森県(むつ市大湊大近川)、秋田県(男鹿市男鹿中)、福島県(双葉郡川内村上川内)、新潟県(佐渡市金井新保)、石川県(輪島市河井町)、三重県(津市榊原町)、京都府(京丹後市丹後町袖志)、佐賀県(神埼市背振町服巻)、鹿児島県(薩摩川内市下甑町長浜)及び沖縄県(糸満市与座)に設置された無線設備から、3.7GHz帯特定基地局が混信を受けるおそれがあります。

イ 「六1 既設の無線局等の運用等を阻害する混信等を防止するための対策及び体制」について

- 本事項については、記載した計画に対する根拠を求めておりますので、具体的な根拠の記載(裏付けとなる資料等の添付を含む。)をしてください。なお、根拠が薄弱な内容については、審査において考慮されないことがあります。
- 下記の①~⑦の事項を阻害するような混信等を防止するための具体的内容を記載してください。なお、記載に当たっては、技術能力・作業人員の確保等の計画実施の確実性が分かるように記載してください。また、記載に当たっては、情報通信審議会情報通信技術分科会新世代モバイル通信システム委員会報告15における干渉検討も参照してください。
 - ① 3,400MHzを超え4,200MHz以下の周波数を使用して宇宙無線通信の業務を行う地球局の運用(詳細な情報が必要な場合には、問合せ先までお問い合わせください。)
 - ② 4,200MHzを超え4,400MHz以下の周波数を使用して航空無線航行業務を行う航空機局の運用
 - ③ 4,600MHzを超え4,800MHz以下の周波数を使用する公共業務用無線局の運用(60ページ参照)
 - ④ 27.0GHzを超え31.0GHz以下の周波数を使用して電気通信業務を行う人工衛星局
 - ⑤ 上記以外の既設の無線局(予備免許を受けているものを含む。)の運用
 - ⑥ 法第56条第1項に規定する指定を受けている受信設備の運用(59ページ参照)
 - ⑦ 電波の監視(詳細な情報が必要な場合には、問合せ先までお問い合わせください。)
- 混信等防止の対応窓口の設置に関する計画に加え、次の例を参考として電波干渉を改善するための 措置に関する計画を含むようにしてください (開設指針別表第二の七1)。
 - 特定基地局の設置前に、設置に関する情報交換又は協議を実施すること
 - 特定基地局の設置の際に、無線設備へフィルタを追加すること、又は無線局の設置場所・空中線 指向方向の調整を実施すること
- 3.7GHz帯認定開設者は、3,400MHzを超え4,200MHz以下の周波数を使用して宇宙無線通信の業務を行う無線局の運用に対して、あらかじめ他の3.7GHz帯全国バンド認定開設者の間で協議し、合意した

¹⁵ http://www.soumu.go.jp/main_content/000567504.pdf

上で、当該合意した事項を行うことが義務付けられています(開設指針第6項第11号)。なお、当該合意をしたときは、その合意の内容を示す書面の写しを速やかに総務大臣に提出することが義務付けられています(開設指針第6項第18項)。これを踏まえ、認定後に他の全ての認定開設者の間で合意を得たうえで、共同して開設指針別表第一の六1に定める混信等を防止することを記載(宣言)してください。

- 4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数の指定を受けた認定開設者は、4,200MHzを超え4,400MHz以下の周波数を使用して航空無線航行業務を行う航空機局の運用に対して、具体的な混信防止対策を講じる必要があります(開設指針第6項第14号)。
- なお、開設指針第6項第14号に規定する4,200MHzを超え4,400MHz以下の周波数を使用して航空無線 航空業を行う航空機局の運用を阻害する混信その他の妨害を防止するための具体的な措置として、 特定基地局を設置する際、航空機及びヘリコプター離発着場所から離隔を取る措置を行う旨記載す る場合には、以下の点に十分に留意して記載してください。
 - 「空港」は、拠点空港(空港法第4条第1項各号に掲げる空港)、地方管理空港(空港法第5条第1項に規定する国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たす空港)、その他の空港(空港法第2条に規定する空港のうち、拠点空港、地方管理空港及び公共用へリポートを除く空港)及び共用空港(空港法附則第2条第1項に規定する空港)を指します。
 - 「ヘリポート」は、国土交通省ホームページ (http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000310.html) に掲載されている公共用ヘリポート、非公共用ヘリポート及び非公共用飛行場のほか、建築物の屋上で航空消防活動を行うヘリコプターが離着陸する場所 (緊急離着陸場)、建築物の屋上で航空消防活動を行うヘリコプターがホバリングする場所 (緊急救助用スペース) も含みます。
 - その他、「高層建築物等におけるヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置の推進について(通達)」 (平成2年2月6日 消防消第20号、消防予第14号、消防救第14号)及び「高層建築物等における ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置の推進について」(平成2年1月11日 建設省住指発第 14号)¹⁶等も併せて参照してください。
- 〇 4.5GHz帯認定開設者は、4,600MHzを超え4,800MHz以下の周波数を使用する公共業務用無線局の運用に対して、具体的な混信防止対策を講じる必要があります(開設指針第6項第15号)。なお、平成30年総務省告示第34号(第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件)第2章第3項の規定による終了促進措置を活用して周波数移行を行う無線局がありますので、当該無線局の設置場所(60ページ参照)に十分に留意して記載してください。
- 28GHz帯認定開設者は、27.0GHzを超え31.0GHz以下の周波数を使用して電気通信業務を行う人工衛星局の運用に対して、具体的な混信防止対策を講じる必要があります (開設指針第6項第16号)。
- 学術資料等の添付をもって記載に代える場合は、その旨を記載し、添付してください。

ウ 「六2 他の認定開設者の無線局の運用を阻害する混信等の防止」について

- 本事項については、記載した計画に対する根拠を求めておりますので、具体的な根拠の記載(裏付けとなる資料等の添付を含む。)をしてください。なお、根拠が薄弱な内容については、審査において考慮されないことがあります。
- 3.7GHz帯認定開設者が3.7GHz帯特定基地局を最初に開設しようとするときは、3.7GHz帯特定基地局 及びその通信の相手方である陸上移動局の送信を開始する時刻及び任意の10ミリ秒における送信時 間の調整等同期をとるための具体的な措置に関する事項、その他の他の3.7GHz帯認定開設者の無線 局及び既存の無線局の運用を阻害する混信その他の妨害の防止に係る必要な事項について、あらか

_

¹⁶ http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi0202/020206yo14.pdf

じめ他の全ての3.7GHz帯認定開設者及び既存事業者(3,400MHzを超え3,600MHz以下の周波数を使用する者に限る。)の間で協議し、合意した上で、当該合意した事項を行うことが義務付けられています(開設指針第6項第13項)。また、3.7GHz帯認定開設者は、当該合意をしたときは、その合意の内容を示す書面の写しを速やかに総務大臣に提出することが義務付けられています(開設指針第6項第18項)。これを踏まえ、認定後に他の全ての認定開設者等の合意を得たうえで、共同して開設指針別表第一の六2に定める調整等を行うことを記載(宣言)してください。なお、当該既存事業者として、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社並びにソフトバンク株式会社が該当します。

- ○上記に加え、他の3.7GHz帯認定開設者の無線局の運用を阻害する混信等を防止する計画について、 具体的な内容を記載してください。
- 28GHz帯認定開設者が28GHz帯特定基地局を最初に開設しようとするときは、28GHz帯特定基地局及びその通信の相手方である陸上移動局の送信を開始する時刻及び任意の10ミリ秒における送信時間の調整等同期をとるための具体的な措置に関する事項、その他の他の全ての28GHz帯認定開設者の無線局の運用を阻害する混信その他の妨害の防止に係る必要な事項について、あらかじめ他の28GHz帯認定開設者の間で協議し、合意した上で、当該合意した事項を行うことが義務付けられています(開設指針第6項第17項)。また、28GHz帯認定開設者は、当該合意をしたときは、その合意の内容を示す書面の写しを速やかに総務大臣に提出することが義務付けられています(開設指針第6項第18項)。これを踏まえ、認定後に他の全ての認定開設者等の合意を得たうえで、共同して開設指針別表第一の六3に定める調整等を行うことを記載(宣言)してください。
- 上記に加え、他の28GHz帯認定開設者の無線局の運用を阻害する混信等を防止する計画について、 具体的な内容を記載してください。
- 計画の内容が同期をとることである場合は、次の点について記載してください。
 - 10ミリ秒のフレーム内での基地局と陸上移動局の送信上下比率等、フレーム構成が明らかになるように記載してください。
 - 基地局と陸上移動局について、送信時刻(いわゆる同期タイミング)の他の認定開設者の基地局と陸上移動局との同期方法を記載してください。
 - 他の認定開設者の基地局と陸上移動局と送信時刻等が異なる場合に同期をとるための調整等、具体的な内容について記載してください。
- 標準化文書等の技術資料の添付による補足を行う場合は、当該文書の該当部分が明らかとなるよう にしてください。
- フレーム構成及び送信時刻を、認定の有効期間中に変更することを予定している場合は、変更予定時期、理由等を含め、変更前後の値をそれぞれ記載してください。

エ 「六3 第六項第十三号に定める体制の整備」について

- 本事項については、記載した計画に対する根拠を求めておりますので、具体的な根拠の記載(裏付けとなる資料等の添付を含む。)をしてください。なお、根拠が薄弱な内容については、審査において考慮されないことがあります。
- 3.7GHz帯認定開設者が3.7GHz帯特定基地局を最初に開設しようとするときは、当該3.7GHz帯特定基地局の設置により宇宙無線通信の電波の受信を行う受信設備の運用に支障を与えるおそれがある旨を周知すること及び当該受信設備を設置している者からの問合せに対応するための窓口を設置することその他体制の整備をあらかじめ他の全ての3.7GHz帯認定開設者の間で協議し、合意した上で、当該合意した事項を共同して行うことが義務付けられています(開設指針第6項第13号)。また、

- 3.7GHz帯認定開設者は、当該合意をしたときは、その合意の内容を示す書面の写しを速やかに総務大臣に提出することが義務付けられています (開設指針第6項第18号)。これを踏まえ、認定後に他の全ての認定開設者の合意を得たうえで、共同して開設指針第6項第13号に定める体制の整備等を行うことを記載(宣言)してください。
- 宇宙無線通信の電波の受信を行う受信設備の運用に支障を与えるおそれのある旨の周知については、 例えば、開始する時期・期間、周知の対象、周知する内容、周知手段等の具体的な計画を記載して ください。
- 受信設備を設置している者からの問合せに対応するための窓口の設置については、例えば、窓口の 設置時期、規模、運営方法、要員の確保方法、要員に対する研修方法、想定される問合せとその対 応方針等の具体的な計画を記載してください。
- その他体制の整備については、例えば、混信等の防止に係る技術的助言、要因の確保方法等の具体 的な計画を記載してください。

(7)「七 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与に関する事項」について

ア 「七1 特定基地局の利用を促進するための計画」について

- 本事項については、記載した計画に対する根拠を求めておりますので、具体的な根拠の記載(裏付けとなる資料等の添付を含む。)をしてください。なお、根拠が薄弱な内容については、審査において考慮されないことがあります。
- 次回の特定基地局の開設指針においては、将来の計画及びその根拠に加えて、本開設指針に係る開設計画の進捗状況等の実績についても、開設計画に記載すべき事項(別表第一)及び開設計画の認定の審査事項(別表第三: 競願時比較審査基準)とすることに留意して記載してください。(開設指針別表第一注6)
- 既存事業者等以外の者(MVNO)に対する、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための計画を具体的に記載してください。なお、記載した内容について、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続のどちらかが分かるように記載してください。
- ○他の既存事業者等(MNO)に対する、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための計画を具体的に記載してください。なお、記載した内容について、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続のどちらかが分かるように記載してください。
- ○上記のうち、GPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて電気的に接続(L2接続)することにより他の電気通信役務を提供する者に対する卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続による特定基地局の利用を促進するための計画を具体的に記載して下さい(開設指針別表第一注7)。
- ○上記のそれぞれの計画については、平成31年度(2019年度)から平成36年度(2024年度)までの各年度の計画を記載するとともに、既存事業者等以外の者(MVNO)数、既存事業者等以外の者(MVNO)の契約者数等(既存事業者等以外の者(MVNO)については、開設指針別表第二の十4に該当する者か否かの別が分かるように記載してください。)が分かるように具体的に記載して下さい。また、IoT用途での特定基地局の利用を促進するための計画がある場合には、その計画の内容が分かるように具体的に記載してください。

- ここでの記載内容は、競願時の審査事項として用います(開設指針別表第三の一5)。この審査においては、既存事業者等以外の者(MVNO)に対する、次の観点から評価を行うので、それぞれの観点における計画内容及び実施時期が具体的かつ明確となるように記載してください。また、ネットワーク提供料金(卸電気通信役務の提供に関する料金及び接続料)の計画についても記載してください。なお、特にGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて電気的に接続(L2接続)する方法その他多様な方法による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していることがより評価されることに留意してください。
 - ネットワーク提供方法の多様性
 - ネットワーク提供対象者の多数性

イ 「七2 通信量需要に応じた多様な料金設定に関する計画」について

- 本事項については、記載した計画に対する根拠を求めておりますので、具体的な根拠の記載(裏付けとなる資料等の添付を含む。)をしてください。なお、根拠が薄弱な内容については、審査において考慮されないことがあります。
- 利用者の通信量や用途等の需要に応じた多様な料金設定に関する計画を具体的に記載してください。
- 記載に当たっては、モバイル市場の競争環境に関する研究会及びICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの検証に関するWGにおける議論¹⁷を踏まえ、具体的な料金プランの設定について、設定の根拠や考え方とともに記載してください。
- また、第5世代移動通信システムの利用ニーズに対応した料金設定(一般消費者向け、IoT向け等) に関する計画であることが分かるように、具体的な金額水準を明示するなど、具体的に記載してください。また、一般消費者向けの料金設定については、4Gの料金水準と比較した記載としてください。

(8)「八 電波の能率的な利用の確保に関する事項」について

ア 共通的注意事項

- 開設指針別表第一の八4に規定する事項については、既存事業者のみが対象ですので、それ以外の 者は記載する必要はありません。
- 学術資料等の添付をもって記載に代える場合は、その旨を記載し、その概要と併せて添付してください。

イ 「八1 特定基地局の電波の能率的な利用を確保するための技術の導入」について

- 本事項については、記載した計画に対する根拠を求めておりますので、具体的な根拠の記載(裏付けとなる資料等の添付を含む。)をしてください。なお、根拠が薄弱な内容については、審査において考慮されないことがあります。
- 認定開設者は、特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入が義務付けられています(開設指針第5項)。特定基地局の無線設備に対し、次のような技術を少なくとも一つ導入する計画を、その技術・方策の内容及び導入時期が具体的かつ明確になるように記載し

^{17 「}モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言(案)」(<a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000586441.pdf") 等を参照。なお、今後寄せられた御意見を踏まえ、速やかに「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」を取りまとめる予定とされておりますので、最新の状況については総務省出等をご確認ください。

てください。

- ビームフォーミング技術
- 空間分割多重方式(陸上移動局1局に対して4以上の空中線を使用するものに限ります。)
- 二五六值直交振幅変調
- キャリアアグリゲーション技術
- その他電波の能率的な利用を確保するための技術(例えば以下のようなものを指します。)
 - ・Multi User MIMO (例えばMassive MIMO) 等の大容量化技術
 - ・CoMP (Coordinated MultiPoint) やHetNet (Heterogeneous Network) 等のセル端スループット 改善技術

ウ 「八2 需要が顕在化した場合の特定基地局の開設等」について

- 本事項については、記載した計画に対する根拠を求めておりますので、具体的な根拠の記載(裏付けとなる資料等の添付を含む。)をしてください。なお、根拠が薄弱な内容については、審査において考慮されないことがあります。
- 5 G高度特定基地局を設置する二次メッシュにおいて、何をもって需要が顕在化したと考えるのか、 需要が顕在化した場合の対応方策(サービス提供までの期間、5 G特定基地局からの光回線の確保 等)を具体的に記載してください。
- 5 G高度特定基地局を設置する計画がない二次メッシュにおいて、何をもって需要が顕在化したと考えるのか、需要が顕在化した場合に対応する計画がある場合にはその旨を明記してください。また、その場合の対応方策(サービス提供までの期間、特定基地局の設置方法、エントランス回線の確保等)を具体的に記載してください。
- ここで記載した内容は、競願時の審査事項として用います (開設指針別表第三の一4)。この審査においては、次の観点から評価を行うことに留意して記載してください。
 - 5 G高度特定基地局が整備された二次メッシュでの対策方法の充実性
 - 上記以外の二次メッシュでの対策方法の充実性

エ 「八3 5 Gの高度かつ多様な利活用及び5 Gの利活用ニーズの拡大」について

- 本事項については、記載した計画に対する根拠を求めておりますので、具体的な根拠の記載(裏付けとなる資料等の添付を含む。)をしてください。なお、根拠が薄弱な内容については、審査において考慮されないことがあります。
- 5 Gの主要機能である超高速通信、超低遅延通信及び多数同時接続通信を活用した高度かつ多様な 利活用について、具体的な利活用に関する計画(産業分野、サービス対象、サービス内容、サービ ス提供予定時期、活用する主要機能等)を記載してください。なお、記載するに当たっては、なぜ 4 Gでは実現できないのかが明確になるように記載してください。
- 5 Gの利活用ニーズの拡大について、具体的な取組(利活用希望者との協議状況及び具体的な実験・ 実証等の進捗状況並びに利活用ニーズの拡大方策、対象者(産業分野別を含む。)、対象エリア並び に商用サービスとしての5 Gの提供予定や想定する提供規模(提供エリア、顧客数、収益等)等) の計画を記載してください。
- 上記の5Gの利活用ニーズの拡大に関する取組の計画については、想定する主なサービス提供先(「 I

T調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ¹⁸」(平成30年12月10日関係省庁申合せ)別紙1に掲げる各省庁等に対してサービス提供を行う計画がある場合には、想定する顧客数、収益の全体に占める割合が分かるようにしてください。)を記載してください。

- ここで記載した内容は、競願時の審査事項として用います (開設指針別表第三の一4)。この審査においては、次の観点から評価を行うことに留意して記載してください。
 - 5Gの高度かつ多様な利活用の具体性
 - 5 Gの利活用ニーズの拡大に関する取組の具体性

オ 「八4 携帯無線通信を利用することが困難な地域における基地局の整備」について

- 既存事業者は、不感地域における特定基地局(屋内等に設置するものを除く。)又は指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局(いずれも屋内等に設置するものを除く。)の設置によるエリア展開の方針(周波数、エントランス回線の確保など)等を記載するとともに、様式8Aを参考として、年度末日ごと・不感地域の集落ごとのエリア化に関する計画を記載してください。
- 不感地域における「エリア化」とは、不感地域の集落ごとの全ての居住者において通信の利用が可能になることをいいます。当該不感地域の集落ごとの一部の居住者のみが利用可能になる場合はエリア化とされません。
- 計画において、年度間に著しい差がある場合は、その理由等について具体的に記載してください。
- 様式8Aの集計結果として、様式8Bを参考として、年度末日ごと・都道府県ごとの特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局の設置によりエリア化が図られる不感地域の集落の居住人口を記載してください。
- 様式8Bにより記載した、エリア化が図られる不感地域の集落の居住人口の合計は、競願時の審査 事項として用います(開設指針別表第三の一9)。この審査においては、平成36年度末(2024年度 末)の当該居住人口を使用し、この際、当該居住人口の審査は100人単位で評価することから、100 人を超え200人以下、200人を超え300人以下、…のように100人単位の区分の中の居住人口は同じ値 と見なされます。なお、平成36年度末(2024年度末)の計画については、認定日から起算して5年 を経過した日までに達成していただく必要がありますので、十分に注意してください。
- 各不感地域集落の居住人口(様式8A)及び当該集落に該当する4次メッシュコードについては、 「携帯電話等エリア整備事業」の実施のために用いられているデータを提供することが可能です。 必要な方は問合せ先まで連絡ください。
- 不感地域は、「携帯電話等エリア整備事業」の補助対象地域であり、補助金の活用が可能ですが、原則として、自主事業で解消することを前提に計画を記載してください。
- 提供する不感地域に関するデータは、地方公共団体からの申告を基礎として作成しています。申請者(既存事業者)が既に広報等においてエリアになっているとしている地域が含まれる場合がありますが、開設計画の記載に当たっては、各不感地域の集落において、当該集落の全ての居住者において通信の利用が可能になることを確認するようにしてください。

カ 「八5 別表第三の二に定めるカバー率」(面積カバー率)について

- 特定基地局の設置によるエリア展開方針等を記載するとともに、様式 8 Cを参考として、年度末日ごと・4 次メッシュごとのカバー率に関する計画を記載してください。
- 4次メッシュごとのカバー率に関する計画の記載に当たっては、第4章4を参考として、エリアカ

¹⁸ https://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/chotatsu_moshiawase.pdf を参照。

バーの有無にかかわらず、日本の陸上に係る全ての4次メッシュについて記載してください。

- 様式8 Cの集計結果として、様式8 Dを参考として、年度末日ごと・都道府県ごとの特定基地局の 面積カバー率に関する計画を記載してください。なお、「面積カバー率」とは、実面積の比率ではな く、四次メッシュの数の比率をいいます。
- ここに記載した面積カバー率は、競願時の審査事項として用います(開設指針別表第三の二)。この審査においては、平成36年度末(2024年度末)の面積カバー率を使用し、この際、95%を超え96%以下、96%を超え97%以下、…のように1%単位の区分の中の面積カバー率は同じ値と見なされます。なお、平成36年度末(2024年度末)の計画については、認定日から起算して5年を経過した日までに達成していただく必要がありますので、十分に注意してください。

キ 「八6 他の既存事業者の周波数を利用する計画」について

- 本事項については、記載した計画に対する根拠を求めておりますので、具体的な根拠の記載(裏付けとなる資料等の添付を含む。)をしてください。なお、根拠が薄弱な内容については、審査において考慮されないことがあります。
- いわゆる異免許人間通信の形態により、他の既存事業者の特定基地局又は指定済周波数を使用する 基地局を一体的に運用する計画がある場合は、当該他の既存事業者名、利用する周波数帯及び周波 数幅、提供サービスの形態(例:自社のエリアを補完)などについて具体的に記載してください。
- 当該計画がない場合は、「異免許人間通信の形態により、他の既存事業者の特定基地局又は指定済 周波数を使用する基地局を一体的に運用する計画はありません。」等と記載してください。

ク 「八7 他の既存事業者により周波数が利用される計画」について

- 本事項については、記載した計画に対する根拠を求めておりますので、具体的な根拠の記載(裏付けとなる資料等の添付を含む。)をしてください。なお、根拠が薄弱な内容については、審査において考慮されないことがあります。
- いわゆる異免許人間通信の形態により、申請者の特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局を、他の既存事業者が一体的に運用する計画がある場合は、当該他の既存事業者名、利用する周波数帯及び周波数幅、提供サービスの形態(例:他の既存事業者のエリアを補完)などについて具体的に記載してください。
- 当該計画がない場合は、「異免許人間通信の形態により、申請者の特定基地局又は指定済周波数を 使用する基地局を、他の既存事業者が一体的に運用する計画はありません。」等と記載してくださ い。

ケ 「八8 他の既存事業者又はBWA事業者の陸上移動局の無線設備と同一の筐体に収められている 無線設備を使用する当該申請者の陸上移動局を通信の相手方とする通信を行う計画」について

- 本事項については、記載した計画に対する根拠を求めておりますので、具体的な根拠の記載(裏付けとなる資料等の添付を含む。)をしてください。なお、根拠が薄弱な内容については、審査において考慮されないことがあります。
- ○他の既存事業者又はBWA事業者といわゆる二重免許の形態により周波数を一体的に運用する計画がある場合は、その事業者、周波数帯及び周波数幅、提供サービスの形態(例:同一筐体にBWA無線設備を搭載することで高速データ通信を実現)などについて具体的に記載してください。
- 当該計画がない場合は、「二重免許の形態により、他の既存事業者又はBWA事業者と周波数を一体的に運用する計画はありません。」等と記載してください。

(9)「九 申請者の条件に関する事項」について

ア 「第六項第十号及び第十九号を遵守することを示す旨」について

〇 開設計画の認定を受けた場合において、「認定期間中、開設指針第6項第10号及び第19号に規定する事項を遵守します。」等と宣言してください。(開設指針別表第二の十5)

イ 「別表第二の十の要件を満たすことを示す旨」について

- 開設指針別表第二の十の要件に適合している場合は、「開設指針別表第二の十の要件に適合しています。」等と記載してください。なお、開設指針別表第二の十の要件とは、具体的には、次のとおりです(開設指針別表第二の十)。
 - 申請者が申請を行っている法人又は団体の役員ではないこと
 - 申請者と次の者が申請を重複して行っていないこと
 - ·申請者自身
 - ・申請者の役員(役員に相当する者を含みます。)が所属する法人又は団体
 - ・申請者の関連会社(子法人等・親法人等・親法人等の子法人等¹⁹)
 - ・法人又は団体の議決権の総数に対する申請者又は申請者の関連会社が保有している議決権の数 の合計の割合が5分の1を超え3分の1未満であって、次のいずれかに該当する者
 - ▶当該議決権の数の合計の割合の順位が単独で第1位である場合の当該法人若しくは団体又はその子法人等
 - ▶当該法人若しくは団体又はその子法人等との間において周波数を一体的に運用する計画²⁰を有する場合の当該運用に係る当該法人若しくは団体又はその子法人等
 - ・申請者又は申請者の親法人等の議決権の総数に対する法人若しくは団体又はその関連会社が保有している議決権の数の合計の割合が5分の1を超え3分の1未満である場合であって、次のいずれかに該当する者
 - ▶当該議決権の数の合計の割合の順位が単独で第1位である場合の当該法人若しくは団体又はその関連会社
 - ▶当該法人若しくは団体又はその関連会社との間において周波数を一体的に運用する計画を有する場合の当該運用に係る当該法人若しくは団体又はその関連会社
 - ・申請者の代表権を有している者が、代表権を有する役員を兼任している法人又は団体
 - ・申請者の役員の総数の2分の1超を自己の役職員が兼任している法人又は団体
 - ・申請者の役職員が、役員の総数の2分の1超を兼任している法人又は団体
- 次の書類を添付してください (開設指針別表第一の注8、注9)。
 - 申請者が法人又は団体である場合は、申請者の役員(役員に相当する者を含む。)の氏名を示す書

¹º子法人等・親法人等・親法人等の子法人等をまとめて「関連会社」としています。子法人等とは、法人又は団体(以下この文において「法人等」といいます。)がその議決権の3分の1以上を保有する他の法人等をいい、法人等及びその子法人等又は法人等の子法人等がその議決権の3分の1以上を保有する他の法人等は、当該法人等の子法人等とみなします(開設指針第1項第8号)。親法人等は、子法人等の逆の関係です(開設指針第1項第9号)。

²⁰開設指針別表第一の八6から8までに定める計画をいいます。

類(役員名簿等)

- 申請者の役員が他の法人又は団体の役職員である場合は、当該法人又は団体の名称を示す書類
- 申請者の議決権を保有する法人又は団体の名称とその保有割合及び別表第二の十4(一)から(三) までに掲げる者の名称を示す書類²¹
- 開設指針別表第二の十の要件に適合していない場合は認定を行うことができません。

(10) 「十 一から九までに定めるもののほか、本開設指針に定められた事項に関する申請者のこれまでの取組の実績並びに計画及びその根拠」について

- 本事項については、記載した計画に対する根拠を求めておりますので、具体的な根拠の記載(裏付けとなる資料等の添付を含む。)をしてください。なお、根拠が薄弱な内容については、審査において考慮されないことがあります。
- 開設計画が確実に実施される見込みがあることを示す申請者の社内体制の整備計画(組織体制、部署毎(例えば、管理部門、財務部門、技術部門、営業部門、法務部門、広報部門等)の人員数等)について、平成31年度(2019年度)から平成36年度(2024年度)までの年度末ごとの具体的な計画を記載してください。なお、申請者の雇用契約者とそれ以外の者の別がわかるように記載してください。(電波法第27条の13第4項第2号)
- 申請者が、他の申請者(申請者と地域ごとに連携する者)と連携して認定の申請を行い、これらを 一の申請とみなすことを希望する場合(開設指針第6項第2号)は、その旨を記載してください。
- 〇申請者が既存事業者の場合は、申請者自身及び申請者と周波数を一体運用する携帯電話事業者又は BWA事業者の平成30年(2018年)9月30日における契約等の状況について、「電気通信事業報告規則 に基づき総務大臣に提出済です。」等を記載してください(開設計画別表第三の一8)。
- その他、開設指針に関係する事項があれば記載してください。

_

²¹当該書類が大部に及ぶ場合、開設指針別表第二の十の要件に該当する他の申請者がいない旨を記載した書類を申請受付後に提出する ことをもって代えることを可としますので、その旨を記載してください(本認定への申請者については申請受付後に公表する予定で す。)。

第3章 様式

1 様式1A(免許規則別表第八号の二の5)

- 標題として以下に掲げる無線局のいずれかを選択し、その開設数に関する計画を記載してください。
 - 3. 7GHz帯及び4. 5GHz帯特定基地局(屋内等に設置するものを除く。)
 - 3. 7GHz帯及び4. 5GHz帯特定基地局(屋内等に設置するものに限る。)
 - 28GHz帯特定基地局(屋内等に設置するものを除く。)
 - 28GHz帯特定基地局(屋内等に設置するものに限る。)
 - 5 G高度特定基地局
- 本計画によって希望する周波数の範囲及び本計画の無線局が使用する電波の帯域幅を記載してくだ さい。

							T _ === ***	
							の開設数	<u>に関する計</u>
本計画	「によって希望	望する周波数の範囲:						
本計画の第	無線局が使用	月する電波の帯域幅:						
								単位:局
市区町村コード	都道府県	市区町村	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度	平成33年度 2021年度	平成34年度 2022年度	平成35年度 2023年度	平成36年度 2024年度
1100	北海道	札幌市						
1202	北海道	函館市						
1203	北海道	小樽市						
1204	北海道	旭川市						
1205	北海道	室蘭市						
1206	北海道	釧路市						
1007	コレンケン ナ	#++						
47359	沖縄県	伊平屋村						
47360	沖縄県	伊是名村						
47361	沖縄県	久米島町						
47362	沖縄県	八重瀬町						
47375	沖縄県	多良間村						
47381	沖縄県	竹富町						
47382	沖縄県	与那国町						
	全国							

- 注1 平成27年度国勢調査時点において存在する市町村及び特別区(以下「市区町村」という。)ごとに計画を記載してください。
- 注2 最左列から順に、各市区町村に対応する市区町村コード、各市区町村の属する都道府県名、各市区町村名を記載 し、次列からは、各市区町村における各年度末までの当該無線局の開設数(前年度末までの開設数に当該年度の 開設数を加えた累計数)を記載してください。
- 注3 最下行に、全国における各年度末までの当該無線局の合計開設数を記載してください。

2 様式1B(開設指針別表第一の一1)

- 標題として以下に掲げる無線局のいずれかを選択し、その開設数に関する計画を記載してください。
 - 3. 7GHz帯及び4. 5GHz帯特定基地局(屋内等に設置するものを除く。)
 - 3. 7GHz帯及び4. 5GHz帯特定基地局(屋内等に設置するものに限る。)
 - 28GHz帯特定基地局(屋内等に設置するものを除く。)
 - 28GHz帯特定基地局(屋内等に設置するものに限る。)
 - 5 G高度特定基地局
- 〇本計画によって希望する周波数の範囲及び本計画の無線局が使用する電波の帯域幅を記載してください。

							-	
							の開設数	に関する計画
本計画	回によって希望する周波	数の範囲:						
本計画の	無線局が使用する電波	の帯域幅:						
							単位:局	•
総合通信局コート / 都道府県コード		平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度	平成33年度 2021年度	平成34年度 2022年度	平成35年度 2023年度	平成36年度 2024年度	
1	北海道							
J	北海道総合通信局							
2	青森県							
3	岩手県							
4	宮城県							
5	秋田県							
^	.1.1771日							
43	熊本県							
44	大分県							
45	宮崎県							
46	鹿児島県							
Н	九州総合通信局							
47	沖縄県							
0	沖縄総合通信事務所							
	全国							

- 注1 総合通信局または総合通信事務所(以下「総合通信局等」という。)管内ごとの開設数についても記載してください。
- 注2 最左列から順に、各総合通信局等管内に対応するコード(以下「総合通信局コード」という)又は各都道府県に対応する都道府県コード、各総合通信局等又は都道府県名を記載し、次列からは、各総合通信局等管内又は都道府県における各年度末までの当該無線局の開設数(前年度末までの開設数に当該年度の開設数を加えた累計数)を記載してください。
- 注3 最下行に、全国における各年度末までの当該無線局の合計開設数を記載してください。

3 様式1C(開設指針別表第一の一2)

- 各 2 次メッシュにおける 5 G 高度特定基地局の開設に関する計画を記載してください。
- 各 2 次メッシュにおいて、各年度末までに 5 G高度特定基地局を開設している場合は「1」、開設していない場合は「0」を記載してください。

各2次メッシュにおける5G高度特定基地局の開設に関する計画

単位:1(開設)/0(未開設)

2次メッシュコード	総合通信局コード	市区町村コード	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度	平成33年度 2021年度	平成34年度 2022年度	平成35年度 2023年度	平成36年度 2024年度
362257	0	47382						
362306	0	47381						
362327	0	47381						
362335	0	47381						
362336	0	47381						
362337	0	47381						
20045		47001						

684115	J	1214			
684116	ر	1214			
684117	ر	1214			
684127	J	1214			
684200	J	1511			
684201	ر	1511			
684210	7	1214			

- 注1 最左列から順に、各2次メッシュのメッシュコード、各2次メッシュが所属する総合通信局等管内に対応する総合通信局コード、各2次メッシュが所属する市区町村に対応する市区町村コードを記載し、次列からは、各2次メッシュにおける各年度末までの5G高度特定基地局の開設の有無(1又は0)を記載してください。
- 注2 各2次メッシュが所属する市区町村、都道府県及び総合通信局等管内の決定方法については、第4章4(1)イ を参照してください。
- 注3 開設指針第1項第15号に規定する2次メッシュ全てについて計画を記載してください。

4 様式1D(開設指針別表第一の一2)

○ 5 G基盤展開率に関する計画を記載してください。

5G基盤展開率に関する計画

単位:% (5G基盤展開率)

単位:メッシュ(展開メッシュ数)

総合通信局コード / 都道府県コード		2次メッシュ数	平成31年度 2次メッシュ数 2019年度			2年度)年度	平成36年 2024年度		
			5G基盤展開率	展開メッシュ数	5G基盤展開率	展開メッシ		G基盤展開率	展開メッシュ数
1	北海道	911							
J	北海道総合通信局	911							
2	青森県	132							
3	岩手県	162							
4	宮城県	88							
5	秋田県	126							
C	, I , T/ IEI	05							
43	熊本県	89					Ŀ		
44	大分県	78							
45	宮崎県	80							
46	鹿児島県	164							
Н	九州総合通信局	609							
47	沖縄県	92							
0	沖縄総合通信事務所	92							

注1 最左列から順に、各総合通信局等管内に対応する総合通信局コード又は各都道府県に対応する都道府県コード、 各総合通信局等又は都道府県名、各総合通信局等管内又は都道府県に所属する2次メッシュの総数を記載し、次 列からは、各総合通信局等管内又は都道府県における各年度末の5G基盤展開率及び各年度末までに5G高度特 定基地局が開設された2次メッシュの総数(展開メッシュ数)を記載してください。

5 様式2A(免許規則別表第八号の二の11及び開設指針別表第一の三4)

○ 選任された無線従事者及び電気通信主任技術者の配置を記載してください。

選任された無線従事者及び電気通信主任技術者の配置

総合無線通信士総合無線通信士陸上無線技術士陸上無線技術士	全国	北海道	東北	関東
総合無線通信士 陸上無線技術士				
陸上無線技術士				
陸上無線技術士				
陸上特殊無線技士				
換				
	-			
	陸上特殊無線技士	陸上特殊無線技士	陸上特殊無線技士	陸上特殊無線技士

注1 選任された電気通信主任技術者について、1の総合通信局等管内を超えて兼務させている場合があるため、兼務先の総合通信局等において0と計上される場合があります。その場合は兼務状況について、備考欄に記載してください。 注2 その他留意すべき事項がございましたら、備考欄に記載してください。

6 様式4A(開設指針別表第一の四5)

○ 電気通信事業に係る収支に関する計画を記載してください。

電気通信事業に係る収支に関する計画

単位:百万円

					手凹	<u>.:日刀门</u>
科目	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度	平成33年度 2021年度	平成34年度 2022年度	平成35年度 2023年度	平成36年度 2024年度
営業収益						
電気通信事業営業収益						
音声・データ伝送収入						
その他の収入						
附带事業営業収益(注2)						
営業費用						
電気通信事業営業費用						
営業費(注3)						
施設保全費(注4)						
研究開発費						
減価償却費						
固定資産除却費						
通信設備使用料(注5)						
電波利用料						
その他(注6)						
租税公課(注7)						
附带事業営業費用(注2)						
営業損益						
営業外損益(注8)						
特別損益(注9)						
法人税等(注7)						
当期損益						

- 注1 各科目にどのような内容を含んで損益計算を行ったのか明確となるよう、補足説明を併せて記載してください。
- 注2 端末販売・修理による収入や、端末調達による費用等を計上してください。
- 注3 人件費・家賃・光熱費・旅費等を計上してください。
- 注4 設備の修理による費用等を計上してください。
- 注5 通信設備に係る回線費用・家賃・光熱費・運用保守費等を計上してください。
- 注6 アクセスチャージ、成約手数料等を計上してください。
- 注7 租税公課は損金に算入できる租税公課を、法人税等はそれ以外を計上してください。
- 注8 受取利息・配当金による収入や、支払利息による費用等を計上してください。
- 注9 特別損失・特別利益等が予定されている場合は計上してください。

7 様式4B (開設指針別表第一の四5)

○ 電気通信事業に係るキャッシュ・フローに関する計画を記載してください。

電気通信事業に係るキャッシュ・フローに関する計画

単位:百万円

					<u>+ 12</u>	<u> 🗀 //] </u>
区分	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度	平成33年度 2021年度	平成34年度 2022年度	平成35年度 2023年度	平成36年度 2024年度
営業活動によるキャッシュ・フロー						
投資活動によるキャッシュ・フロー						
財務活動によるキャッシュ・フロー						
現金及び現金同等物の増減額						
現金及び現金同等物の期首残高						
現金及び現金同等物の期末残高						

8 様式8A (開設指針別表第一の八4)

- 特定基地局(屋内等に設置するものを除く。)又は指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局(いずれも屋内等に設置するものを除く。)の開設による、不感地域の集落ごとのエリア化に関する計画を記載してください。
- 各不感地域集落を、各年度末までにエリア化している場合は「1」、エリア化していない場合は「0」 を記載してください。

不感地域の集落ごとのエリア化に関する計画

単位:1(エリア化)/0(非エリア化)

集落コード	市区町村コード	都道府県	市区町村	地区	不感地域集落 の居住人口	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度	平成33年度 2021年度	平成34年度 2022年度	平成35年度 2023年度	平成36年度 2024年度
0111111	1111	北海道	00市	ΔΔ	1						
0111112	1111	北海道	〇〇市	ΔΔ	2						
0111113	1111	北海道	〇〇市	$\triangle \triangle$	3						
0111114	1111	北海道	〇〇市	ΔΔ	4						
0111115	1111	北海道	〇〇市	$\Delta\Delta$	5						
0111116	1111	北海道	〇〇市	$\triangle \triangle$	6						-
0111117	1111	11. * — > *	40	A A	7						

1000000	4 0999	庇冗局宗		$\Delta\Delta$				
4699994	46999	鹿児島県	〇〇町	$\Delta\Delta$	9			
4699995	46999	鹿児島県	〇町	$\Delta\Delta$	10			
4699996	46999	鹿児島県	〇〇町	$\Delta\Delta$	11			
4699997	46999	鹿児島県	〇町	$\Delta\Delta$	12			
4699998	46999	鹿児島県	〇町	$\Delta\Delta$	13			
4699999	46999	鹿児島県	〇〇町	$\Delta\Delta$	14			

- 注1 最左列から順に、各不感地域集落の集落コード、各不感地域集落の所属する市区町村に対応する市区町村コード、各不感地域集落の所属する都道府県名、各不感地域集落の所属する市区町村名、各不感地域集落の地区名、各不感地域集落の居住人口を記載し、次列からは、各不感地域集落における各年度末までのエリア化の有無(1 又は0)を記載してください。
- 注2 各不感地域集落の居住人口(様式8A)及び当該集落に該当する4次メッシュコードについては、「携帯電話等エリア整備事業」の実施のために用いられているデータを提供することが可能です。必要な方は問合せ先まで連絡ください。

9 様式8B (開設指針別表第一の八4)

○特定基地局(屋内等に設置するものを除く。)又は指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局(いずれも屋内等に設置するものを除く。)の開設によりエリア化が図られる不感地域の 集落の居住人口に関する計画を記載してください。

エリア化が図られる不感地域の集落の居住人口に関する計画

単位:人

							<u> </u>
総合通信局コード / 都道府県コード		平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度	平成33年度 2021年度	平成34年度 2022年度	平成35年度 2023年度	平成36年度 2024年度
1	北海道						
J	北海道総合通信局						
2	青森県						
3	岩手県						
4	宮城県						
5	秋田県						
6	, I , π./ .IEI						

43	熊本県			
44	大分県			
45	宮崎県			
46	鹿児島県			
Н	九州総合通信局			
47	沖縄県			
0	沖縄 総合通信事務所			
	全国			

注1 最左列から順に、各総合通信局等管内に対応する総合通信局コード又は各都道府県に対応する都道府県コード、 各総合通信局等又は都道府県名を記載し、次列からは、各総合通信局等管内又は都道府県における各年度末まで にエリア化が図られる不感地域集落の居住人口(前年度末までにエリア化が図られる不感地域集落の居住人口に 当該年度にエリア化が図られる不感地域集落の居住人口を加えた累計数)を記載してください。

10 様式8C(開設指針別表第一の八5)

- 各 4 次メッシュにおける特定基地局によるエリアカバーに関する計画を記載してください。
- 各 4 次メッシュを、各年度末までに特定基地局によりエリアカバーしている場合は「1」、エリアカバーしていない場合は「0」を記載してください。
- 本計画によって希望する周波数の範囲及び本計画の無線局が使用する電波の帯域幅を記載してください。

各4次メッシュにおける特定基地局によるエリアカバーに関する計画

本計画によって希望する周波数の範囲: 本計画の無線局が使用する電波の帯域幅:

					単位:1	(開設)/0	(未開設)
4次メッシュコード	市区町村コード	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度	平成33年度 2021年度	平成34年度 2022年度	平成35年度 2023年度	平成36年度 2024年度
303650054	13421						
303650063	13421						
303650152	13421						
303650161	13421						
303650162	13421						
362257263	47382						

684827113	1700			
684827201	1700			
684827202	1700			
684827203	1700			
684827204	1700			
684827211	1700			
684827301	1700			

- 注1 最左列から順に、各4次メッシュのメッシュコード、各4次メッシュが所属する市区町村に対応する市区町村コードを記載し、次列からは、各4次メッシュにおける各年度末までのエリアカバーの有無(1又は0)を記載してください。
- 注2 各2次メッシュが所属する市区町村、都道府県及び総合通信局等管内の決定方法については、第4章4(1)イ を参照してください。
- 注3 開設指針別表第三の二に規定する4次メッシュ全てについて計画を記載してください。
- 注4 開設指針別表第三の二に規定する 4 次メッシュは約 152 万メッシュあり、一列に並べると Microsoft Excel での 取扱上限(約 105 万行)を超えるため、配布する様式 8 Cでは 4 次メッシュを 2 つのシートに分けています。

11 様式8D (開設指針別表第一の八5)

- 特定基地局の面積カバー率に関する計画を記載してください。
- 〇本計画によって希望する周波数の範囲及び本計画の無線局が使用する電波の帯域幅を記載してください。

	特定	基地局の	面積カバ-	-率に関す	る計画		
本計画	 によって希望する周波	数の範囲:					
本計画の	無線局が使用する電波	の帯域幅:					
							単位:%
総合通信局コード が都道府県コード	1 巡查通信员 / 影点好信	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度	平成33年度 2021年度	平成34年度 2022年度	平成35年度 2023年度	平成36年度 2024年度
11	北海道						
J	北海道総合通信局			L			
2	青森県						
3	岩手県						
4	宮城県						
5	秋田県						
	. L. T./ IFI						
43	熊本県						
44	大分県						
45	宮崎県						
46	鹿児島県			L			
<u>H</u>	九州総合通信局		<u></u>	L			
47	沖縄県			L			
0	沖縄総合通信事務所						
•	夕 国						

注1 最左列から順に、各総合通信局等に対応する総合通信局コード又は各都道府県に対応する都道府県コード、各総合 通信局等管内又は都道府県名を記載し、次列からは、各総合通信局等管内又は都道府県における各年度末の面積カ バー率を記載してください。

12 参考(無線局関連様式見取り表)

様式	記載事項	区分	単位	特定基地局	指定済周波数の 基地局及び 陸上移動中継局				
様式 1 A	開設数	市区町村	局	免則別表第八号の二の 5 〇	免則別表第八号の二の 5 〇	×			
様式 1 B	開設数	都道府県	局	別表第一の一 1	別表第一の一 1	×			
様式 1 C	開設有無	2次メッシュ	1 or 0	×	×				
様式 1 D	5 G基盤展開率 (展開メッシュ数)	都道府県	% (メッシュ)	×	×				
様式8A	エリア化有無	不感地域集落	1 or 0	別表第一の八4 〇					
様式8日	エリア化人口	都道府県	Д	別表第一の八4					
様式8C	エリアカバー有無	4次メッシュ	1 or 0	別表第一の八5 O x		×			
様式 8 D	面積カバー率	都道府県	%	別表第一の八5 〇 ×		×			

[※]青字は記載根拠となる法令箇所

第4章 参考資料

1 絶対審査基準及び競願時審査基準について

申請者が満たすべき最低限の基準である絶対審査基準及び絶対審査基準を満たした申請者の順位付け に用いるための競願時審査基準は、平成30年(2018年)12月14日報道発表資料「第5世代移動通信シス テムの導入のための周波数の割当てに関する意見募集の結果及び電波監理審議会からの答申22」の別添 3のとおりです。資料の該当箇所を以下に示します。

絶対審査基準

		絶対審査基準
エリア	基準①	認定から5年後までに、全国及び各地域ブロックの5G基盤展開率 ^{※1} が50%以上になるように5G高度特定基地局 ^{※2} を配置しなければならない。
展開	2	認定から2年後までに、全ての都道府県において、5G高度特定基地局 ^{※2} の運用を開始しなければならない。
en ett	3	特定基地局設置場所の確保、設備調達及び設置工事体制の確保に関する計画を有すること。
設備	4	特定基地局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する計画を有すること。
財務	(5)	設備投資等に必要な資金調達の計画及び認定の有効期間(5年間)の満了までに単年度黒字を達成する収支計画を有すること。
シプライアンス	6	法令遵守、個人情報保護及び利用者利益保護(広告での通信速度及びサービスエリア表示等を含む。)のための対策及び当該対策を実施するための体制整備の計画を有すること。
サービス	Ø	携帯電話の免許を有しない者(MVNO)に対する卸電気通信役務又は電気通信設備の接続の方法による特定基地局の利用を促進するための計画を有していること。(本計画の実績を、将来の割当てにおいて審査の対象とする。)
	(8)	提供しようとするサービスについて、利用者の通信量需要に応じ、多様な料金設定を行う計画を有すること。
混信 対策	9	既存免許人が開設する無線局等 ^{※3} との混信その他の妨害を防止するための措置を行う計画を有すること。
その他	00	同一グループの企業から複数の申請がないこと。
	0	割当てを受けた事業者が、既存移動通信事業者へ事業譲渡等をしないこと。

^{※1 5}G基盤展開率:全国における5G高度特定基地局が開設されたメッシュの総和を、全対象メッシュ数(約4,500)で除した値をいう。

⁽注)メッシュ:「統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード」(昭和48年7月12日行政管理庁告示第143号)に定めた第2次地域区画をいう。

^{※2 5}G高度特定基地局:理論上接近10Gpb器度の通信速度を有する回線を使用さる特定基地局であって、当該基地局以外の複数の特定基地局を接続可能なものをいう。 ※3 3.7GHz帯地球局、航空機電波高度計、4.5GHz帯公共業務用無線局、28GHz帯人工衛星局、電波の監視等

 $^{^{22}}$ http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000367.html

競願時審査基準の評価方法及び配点

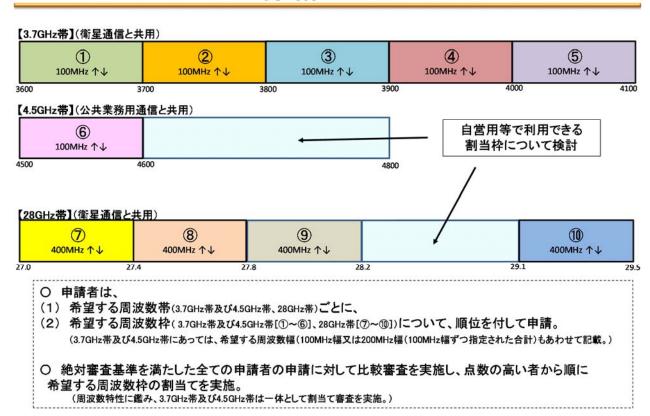
審査 「基準Hを除く。)は対抗的審査(2者間の総当たり)により実施し、付与する点数は、「【他の申請者より優位と判定した数】×1(ただし、基準A、B及び Fは、N/N-1とする。)」点(点数が小数の場合は、小数点第2位を四捨五入する。)とする。 - 基準Hの審査は、①に該当する者に対してN-1点とし、②の値がより大きい者から順にN-1点、N-2点、・・・、N-(N-①に該当する者数)点とする。

1	- 奉华Hの普宣は、①に数ヨ9の名に対しCN-IRCU、②	が値がより入さい者から順にNーT点、NーZ点、・・・、Nー(Nー()に該当する者数)に	₹ ∠9 る。
		₩ N	- 申請者数
基準	審査事項	評価方法	配点
Α	認定から5年後における全国の5G基盤展開率がより大きいこと	他の申請者より大きいこと	N
В	切っかこ5年後にかける株 ウ甘州日の間が教が FUナキ いこと	州の中津平 トリナキハート	(暴호占)

基準	審金爭項	評価方法					
Α	認定から5年後における全国の5G基盤展開率がより大きいこと	他の申請者より大きいこと	N				
В	認定から5年後における特定基地局の開設数がより大きいこと	他の申請者より大きいこと	(最高点)				
С	地下街や地下鉄構内等の公共空間を含む屋内等において通信を 可能とする特定基地局の開設数及び開設場所に関する具体的な 計画がより充実していること	他の申請者よりも計画が優位であること 評価の観点:①特定基地局の開設数がより大きいこと、 ②開設場所の計画の具体性					
D	5G高度特定基地局が整備されたメッシュ及びそれ以外のメッシュにおいて、それぞれ需要が顕在化した場合の特定基地局の開設等の対策方法がより充実していること		N-1 (最高点)				
E	電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する具体的な計画がより充実していること	他の申請者よりも計画が優位であること 評価の観点:①人為ミスの防止、②設備容量の確保、③ソフトウェアバグの防止、 ④その他の対策					
F	既存事業者以外の多数の者(MVNO)に対する卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の多様な方法による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること	他の甲請者よりも計画が慢位であること 一 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三					
G	5Gの特徴を活かした高度な利活用に関する具体的な計画及び5 Gの利活用ニーズの拡大に関する取組の具体的な計画がより充 実していること	他の申請者よりも計画が優位であること 評価の観点:①高度かつ多様な利活用の具体性、 ②利活用ニーズの拡大に関する取組の具体性	S (9.55 6.55)				
н	指定済周波数を有していないこと若しくは指定済周波数を使用して電気通信役務の提供を行っていないこと又は指定済周波数に対する契約数の割合がより大きいこと ※ 周波数を一体運用する携帯電話事業者又はBWA事業者の周波数及び契約数を含む。	以下のいずれかに該当すること ①新規事業者又は指定済周波数による電気通信役務の提供を行っていないこと ②指定済周波数幅に対する契約数の割合が希望する周波数帯の申請者(①に該 当する者以外の既存事業者に限る。)の値がより大きいこと	N-1 (最高点)				
ı	認定から5年後における、不感地域人口の解消人数がより大きい こと	他の申請者(既存事業者に限る。)より大きいこと	N-1 (最高点)				
	以下、申請者が既存事業者のみの場合は基準A~Iを、左記以外	・ ・ ・ ・ ・ の場合は基準A~Hを審査した結果として、同じ点数の申請者が存在する場合に実	施				
J	認定から5年後における、特定基地局による面積カバー率がより 大きいこと	他の申請者より大きいこと	N-1 (最高点)				

2 3.7GHz帯及び4.5GHz帯の審査方法について

割当枠について



3.7GHz 帯及び 4.5GHz 帯を希望する申請者は、周波数の範囲として上図に示す①~⑥のうち、最大第6希望まで記載することが可能です。また、第2章4(1)のとおり、3.7GHz 帯及び 4.5GHz 帯特定基地局の開設計画については、①~④は同じ計画とし、隣接周波数を使用する他の無線局との混信等の影響により、特定基地局の開設数を別計画とする必要がある場合には⑤及び⑥を別の計画とすることが可能です。(①~④、⑤及び⑥の 3.7GHz 帯及び 4.5GHz 帯特定基地局の開設数の計画がそれぞれ存在するのが最大パターンとなります。)

はじめに、絶対審査基準を満たした全ての申請者の申請に対して、各申請者の第1希望の周波数の 範囲の計画を用いて別表第三の事項への適合の度合いを審査し、当該事項への適合の度合いの高いも のの周波数の範囲の希望を優先して指定します。次に、各申請者に100MHz幅の指定した後に周波数が 残っている場合については、残っている周波数の範囲の計画を用いて別表第三の事項への適合の度合 いを審査し、当該事項への適合の度合いの高いものの周波数の範囲の希望を優先して指定します。

3 既設の無線局の免許情報の検索方法

既設の無線局の免許情報は、電波利用ホームページにて検索することができます。電波利用ホームページの無線局等情報検索(https://www.tele.soumu.go.jp/musen/SearchServlet?pageID=1)にアクセスしてください。ページ下部にある「詳しく条件を指定する」をクリックすると、「エキスパート検索」の画面が表示されます。免許情報を入手したい既設の無線局の条件を入力し検索ボタンをクリックすることで、検索条件に該当する既設の無線局の免許情報を入手することができます。

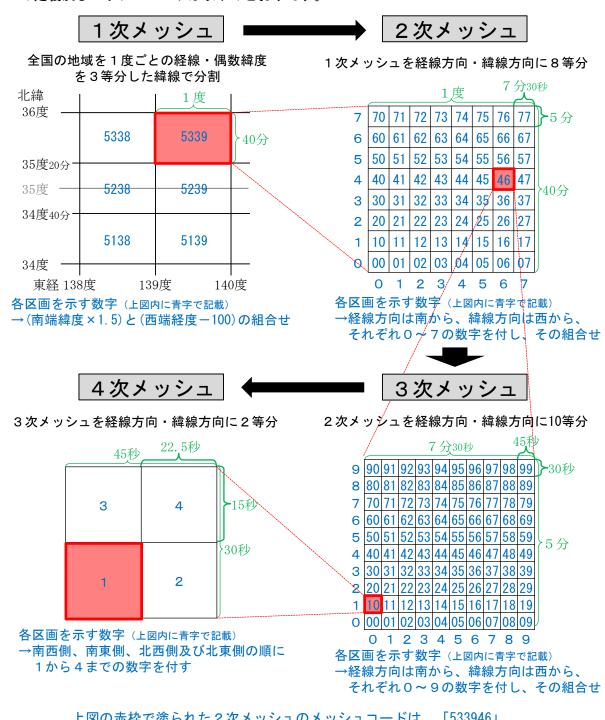


4 5 G基盤展開率、面積カバー率の算出に関する参考資料

(1) メッシュについて

ア メッシュの定義及びメッシュコード

5 G基盤展開率の算出に当たっては2次メッシュ、面積カバー率の算出に当たっては4次メッシュをそれぞれ用います。開設指針第1項第5号及び第6号で定めるとおり、2次メッシュは昭和48年行政管理庁告示第143号(統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード)第一項第一号イに規定する第二次地域区画、4次メッシュは同項第二号に規定する2分の1地域メッシュをいいます。メッシュの定義及びメッシュコードは以下のとおりです。



上図の赤枠で塗られた2次メッシュのメッシュコードは、「533946」 上図の赤枠で塗られた4次メッシュのメッシュコードは、「533946101」

イ 各メッシュが所属する市区町村、都道府県及び総合通信局等管内

各総合通信局等管内又は都道府県における5G基盤展開率及び面積カバー率を算出するに当たっては、各2次メッシュ及び4次メッシュがそれぞれどの総合通信局等管内又は都道府県に所属するかを決定する必要があります。以下の方法により、まず各メッシュが所属する市区町村を決定した上で、各メッシュが所属する都道府県、更には所属する総合通信局等管区内を決定してください。

<各メッシュが所属する市区町村、都道府県、総合通信局等管内の決定方法>

平成27年国勢調査時点において存在する市区町村(市町村及び特別区)を基準として、各メッシュが 所属する市区町村を決定します(オに市区町村地図データの入手方法を記載)。

メッシュが複数の市区町村を含んでいる場合は、当該メッシュ内において最も面積が大きい市区町村 に所属するものとします。

なおメッシュが所属未定地を含む場合は、当該所属未定地の区画を、当該メッシュが所属する市区町村を決定するための面積比較の対象から除外します。

またメッシュが所属未定地のみを含む場合は、当該メッシュはいずれの市区町村にも所属しないが、 当該所属未定地が所属する都道府県に所属するものとします(様式1C及び様式8Cでは、当該メッシュの便宜的な市区町村コードとして、「都道府県コード+000」を付与しています)。

メッシュが所属する都道府県は、当該メッシュが所属する市区町村の所属する都道府県とします。 メッシュが所属する総合通信局等管内は、当該メッシュが所属する都道府県を管轄する総合通信局等 管内とします。

ウ メッシュの大きさ

高緯度ほど、経度1秒当たりの長さ(赤道と水平方向の緯線の長さ)が短くなるため、高緯度地域にあるメッシュほど、メッシュの大きさは小さくなります。特に、4次メッシュを用いて面積カバー率を算出する際には、各4次メッシュの面積の差異に十分注意してください。

緯度 ϕ における4次メッシュの大きさは、以下の方法によって有効数字2桁程度の精度で簡易的に求めることができます。

経線方向 (縦方向): 15秒/ (360度×60分×60秒) × 4 万km ≒ 約463m

緯線方向 (横方向): 22.5秒/ (360度×60分×60秒) × 4万km×cos φ ≒694 cos φ

例:) 北海道庁付近(北緯43度)においては、約507m 沖縄県庁付近(北緯26度)においては、約623m

また、国土地理院の測量計算サイト

(https://vldb.gsi.go.jp/sokuchi/surveycalc/surveycalc/bl2stf.html) を用いることで、以下の例のように、より正確にメッシュの大きさを計算できます。

<例1:北海道庁を含む4次メッシュ>

4次メッシュコード: 644142774(北緯43度3分45秒~同4分00秒、東経141度20分37.5秒~同21分00秒) 経線方向(縦方向): 約462.9m、緯線方向(横方向): 約509.1m

<例2:沖縄県庁を含む4次メッシュ>

4次メッシュコード:392725541(北緯26度12分30秒~同45秒、東経127度40分30秒~同52.5秒)

経線方向(縦方向):約461.6m、緯線方向(横方向):約624.6m

エ 緯度・経度からメッシュコードへの変換例

表計算ソフト等で、10進数の北緯(例:35.6755)をA1セルに、東経(例:139.7510)をB1セルに入力したときの、2次メッシュコード及び4次メッシュコードは次により簡易的*に求められます。 ***
※内部計算上の丸め誤差によりメッシュ境界に極めて近い部分では正確でない場合があります。

2次メッシュコード

=INT(A1*1.5) & INT(B1-100) & MOD(INT(A1*12), 8) & MOD(INT(B1*8), 8)

4次メッシュコード

=INT (A1*1.5) & INT (B1-100) & MOD (INT (A1*12), 8) & MOD (INT (B1*8), 8) & MOD (INT (A1*120), 10) & MOD (INT (B1*80), 10) & MOD (INT (A1*240), 2) *2 + MOD (INT (B1*160), 2) +1

オ 市区町村地図データの入手方法

平成27年国勢調査時点(平成27年10月1日時点)の市区町村地図データ(行政区域データ)については、以下の手順で入手できます。



国土交通省の国土数値情報ダウンロードサービス (http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html) にアクセスします。

データ形式として「GML (JPGIS2.1)シェープファイル」を選択し、2. 政策区域の「行政区域」をクリックします。

〈各データ詳細〉の画面が表示されますので、データを入手したい都道府県又は「全国」を選択し、「次へ」をクリックします。

<ファイルの選択>の画面が表示されますので、 平成27年1月1日時点のデータ(全国のデータのファイル名は、NO3-150101_GML.zip)のデータを選択し、「次へ」をクリックします(同年10月1日時点のデータはないものの同年に市区町村合併が行われていないため、同年1月1日時点のデータを用います)。その後表示されるアンケートに回答し、利用約款に同意します。

ダウンロードファイルが表示されますので、ダウンロードすると、該当する行政区域データを入手することができます。

(2)5G基盤展開率の算出に用いる2次メッシュについて

開設指針にて、5 G基盤展開率の算出に用いる2次メッシュは、「陸上を含むものであって、・・土地利用3次メッシュデータ(平成26年度版)における土地利用種別が森林、荒地、河川地及び湖沼若しくは海水域のみのもの(全部又は一部を組み合わせたものを含む。)又は人口が零の離島(本州、北海道、四国、九州及び沖縄島に附属する島をいう。)のみのものを除く。」と定義されています。ここでは、5 G基盤展開率の算出に当たって除外される2次メッシュ(以下「除外メッシュ」という。)に関して記します。

ア 土地利用種別

土地利用種別が森林、荒地、河川地及び湖沼若しくは海水域のみの2次メッシュ(全部又は一部を組み合わせたものを含む。)は、除外メッシュとなります。土地利用種別のデータ(平成26年度版土地利用3次メッシュデータ)については、以下の手順で入手できます。



国土交通省の国土数値情報ダウンロードサービス (http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html) にアクセスします。

データ形式として「GML (JPGIS2.1) シェープファイル」を選択し、1. 国土 (水・土地) の「土地利用3次メッシュ」をクリックします。

<各データ詳細>の画面が表示されますので、データを入手したい1次メッシュのメッシュコードを選択し、「次へ」をクリックします。

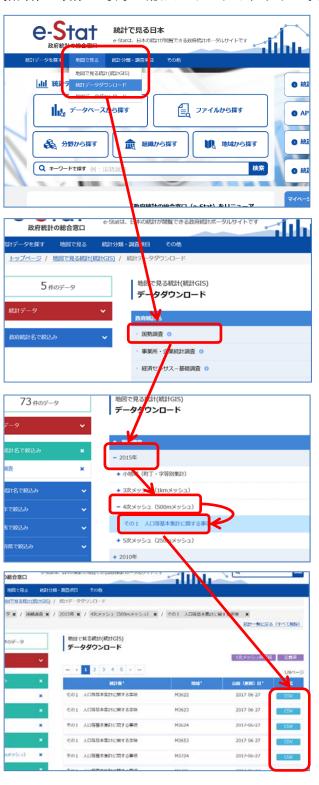
<ファイルの選択>の画面が表示されますので、 平成26年度のデータ(平成26年度のデータは、ファイル名がL03-a-14_から始まるもの)のデータを選択し、次へをクリックします。なお(1)オの手順で入手できる市区町村地図データの測地系が世界測地系であるため、本データも測地系が世界測地系のものを選択することを推奨します。その後表示されるアンケートに回答し、利用約款に同意します。

ダウンロードファイルが表示されますので、ダウンロードすると、該当する1次メッシュにおける土地利用3次メッシュデータ(各3次メッシュにおける土地利用を12の土地利用種別に分別し、それぞれの面積を示したもの)を入手することができます。

土地利用3次メッシュデータを2次メッシュごとに取りまとめ、各2次メッシュの土地利用が森林、荒地、河川地及び湖沼若しくは海水域のみかどうかを判別します。上記4種の土地利用のみの2次メッシュが除外メッシュとなります。

イ 無人島

人口が零の離島(本州、北海道、四国、九州及び沖縄島に附属する島をいう。)(以下「無人島」という。)のみの2次メッシュは除外メッシュとなります。それぞれの離島が有人島か無人島の判別には、(1)オの手順で入手できる市区町村地図データ及び平成27年の国勢調査の結果による人口を用います(開設指針第1項第8号)。当該人口データは、以下の手順で入手できます。



政府統計の総合窓口 (e-Stat) (http://www.e-stat.go.jp/) にアクセスします。

<e-Stat>のトップから、「地図で見る」中の「統計データダウンロード」をクリックします。

<地図で見る統計(統計GIS)>の画面が表示されますので、「国勢調査」をクリックします。

調査年の一覧が表示されますので、「2015年」をクリックし、「4次メッシュ(500mメッシュ)」 \rightarrow 「その1 人口等基本集計に関する事項」の順にクリックします。

1次メッシュごとの一覧が表示されます。「形式」の列の「csv」アイコンをクリックすると、各1次メッシュにおける4次メッシュごとの人ロデータ(csv形式のテキストファイルをzip圧縮したもの)を入手することができます。

市区町村地図データと4次メッシュごとの人口の 有無を照らし合わせることで、それぞれの離島が有 人島であるか無人島であるかを判別します。無人島 のみを含む2次メッシュが除外メッシュとなります。 なお2次メッシュの人口が0であっても、当該メッシュが有人島の一部を含む場合は、当該メッシュは除 外メッシュにはなりません。

5 法第56条第1項の規定により指定された受信設備

(平成31年(2019年) 1月16日現在)

告示番号	設置者	設置場所(市町村/緯経度)	受信周波数	有効期間
平成22年	大学共同利用機	(1) 岩手県奥州市	22. 21~22. 5GHz	平成22年(2010
総務省告	関法人 自然科	E141.07.57 N39.08.01	23. 6~24. 0GHz	年) 12月10日~
示第448	 学研究機構	(2) 東京都小笠原村	42. 5~43. 5GHz	平成32年(2020
号		E142.13.00 N27.05.31	85. 5~92. 0GHz	年) 12月9日
		(3) 鹿児島県薩摩川内市		
		E130. 26. 24 N 31. 44. 52		
		(4) 沖縄県石垣市		
		E124. 10. 16 N 24. 24. 44		
平成24年	大学共同利用機	鹿児島県鹿児島市平川町	23. 6~24. 0GHz	平成24年(2012
総務省告	関法人 自然科	E130.30.26 N31.27.51	86. 0∼92. 0GHz	年) 2月11日~
示第52号	学研究機構		105. 0∼116. 0GHz	平成34年(2022
				年) 2月10日
平成24年	大学共同利用機	岩手県奥州市	23. 6~24. 0GHz	平成24年(2012
総務省告	関法人 自然科	E141.07.57 N39.08.00		年) 3月19日~
示第174	学研究機構			平成34年(2022
号				年) 3月18日
平成25年	大学共同利用機	長野県南佐久郡南牧村	1400∼1427MHz	平成25年(2013
総務省告	関法人 自然科	E138. 28. 21 N35. 56. 40	1660. 5∼1668. 4MHz	年) 3月25日~
示第195	学研究機構		15. 35∼15. 4GHz	平成35年(2023
号			22. 21∼22. 5GHz	年) 3月24日
			23. 6~24. 0GHz	
			31. 3∼31. 5GHz	
			42. 5∼43. 5GHz	
			86. 0∼92. 0GHz	
			105. 0∼116. 0GHz	
平成30年	国立大学法人	(1) 山梨県南都留郡富士河口湖	325. 75∼328. 60MHz	平成30年(2018
総務省告	名古屋大学	町		年) 12月2日~
示第363		E138. 38. 42 N 35. 25. 36		平成40年(2028
号		(2) 長野県上田市		年) 12月1日
		E138. 19. 16 N36. 31. 12		
		(3) 長野県木曽郡上松町		
		E137.37.49 N35.47.34		
		(4) 愛知県豊川市		
		E137. 22. 09 N34. 50. 05		

6 公共業務用無線局の設置場所

北海道	当別 (北海道石狩郡当別町)
	稚内(北海道稚内市)
	網走(北海道網走市)
	根室(北海道根室市)
	襟裳(北海道幌泉郡えりも町)
	奥尻島 (北海道奥尻郡奥尻町)
青森県	三沢(青森県三沢市)
	大湊(青森県むつ市)
岩手県	山田(岩手県下閉伊郡山田町)
秋田県	加茂(秋田県男鹿市)
福島県	大滝根山 (福島県双葉郡川内村)
埼玉県	入間(埼玉県狭山市)
千葉県	峯岡山(千葉県南房総市)
新潟県	佐渡(新潟県佐渡市)
石川県	輪島(石川県輪島市)
静岡県	御前崎(静岡県御前崎市)
三重県	笠取山 (三重県津市)
京都府	経ヶ岬(京都府京丹後市)
和歌山県	串本(和歌山県東牟婁郡串本町)
島根県	高尾山(島根県松江市)
山口県	見島(山口県萩市)
	土佐清水(高知県土佐清水市)
福岡県	春日(福岡県春日市)
	高良台(福岡県久留米市)
佐賀県	背振山(佐賀県神埼市)
長崎県	海栗島(長崎県対馬市)
	福江島(長崎県五島市)
宮崎県	高畑山(宮崎県串間市)
鹿児島県	下甑島(鹿児島県薩摩川内市)
	沖永良部島 (鹿児島県大島郡知名町)
	奄美大島 (鹿児島県奄美市)
沖縄県	那覇(沖縄県那覇市)
	与座岳 (沖縄県糸満市)
	久米島(沖縄県島尻郡久米島町)
	宮古島(沖縄県宮古島市)

[※] 上記のほかに非常用可搬型無線機があります。

7 5 G 高度特定基地局の定義について

○ 5 G高度特定基地局とは、以下の特定基地局を指します。

3. 7GHz帯及び4. 5GHz帯を使用する特定基地局の場合

以下の①~③いずれにも合致しているもの

- ① 空間分割多重方式(一の陸上移動局への送信において4以上の空中線を使用するものに限る。) を用いている
- ② 256QAM以上の直交振幅変調を用いている
- ③ エントランス回線の信号の伝送速度が、<u>基地局の無線設備側の信号の伝送速度</u>と同等以上であるもののうち当該特定基地局以外の複数の特定基地局と接続可能である

28GHz帯を使用する特定基地局の場合

以下の①~③いずれにも合致しているもの

- ① 空間分割多重方式(一の陸上移動局への送信において2以上の空中線を使用するものに限る。) を用いている
- ② 64QAM以上の直交振幅変調を用いている
- ③ エントランス回線の信号の伝送速度が、<u>基地局の無線設備側の信号の伝送速度</u>と同等以上であるもののうち当該特定基地局以外の複数の特定基地局と接続可能である
- 基地局の無線設備側の信号の伝送速度は、以下の算出式に従って算出してください。 算出の際は、各申請者において想定されうる各項目における最大値を用いて計算してください。

✓ 1コンポーネントキャリア(CC)あたりの理論的な最高伝送速度は、次式により算出

Data rate [bps] = $N_{MIMO} \times N_{Mod} \times f \times R_{max} \times (N_{RB} \times 12/T_{symbol}) \times (1 - R_{OH}) \times R_{DL/UL}$

N_{MIMO} ^(※1):最大MIMOレイヤ数

N_{Mod} ^(※2) 変調シンボルあたりのビット数

f ^(※3): UEのベースバンド処理におけるピークレートを算出するためのスケーリングファクター

R_{max} (※4): 最大符号化率

N_{RB} (※5): 1 CCあたりのリソースブロック数

T_{symbol} ^(※6): 1 OFDMシンボルあたりの時間長 [sec]

R_{0H}(※⁷⁾ 無線フレームあたりのオーバーヘッド率(参照信号や制御チャネル等)

R_{DL/UL} (※8): TDDのUL/DLの割当て比率

- %1 DL:最大8レイヤ(SU-MIMO)、12レイヤ(MU-MIMO)、UL:最大4レイヤ(SU-MIMO)、12レイヤ(MU-MIMO)
- ※2 QPSK: 2ビット、16QAM: 4ビット、64QAM: 6ビット、256QAM: 8ビット
- ※3 システム帯域の最高伝送速度の計算の際は1、UEのベースバンド処理能力に応じて0.75も選択可能
- ※4 データチャネル: LDPC符号(最大符号化率948/1024)、制御チャネル: Polar符号
- ※5 下表。264は、ミリ波・サブキャリア間隔120kHz・400MHz幅の場合
- ※6 後述「5G NR (NewRadio) フレーム構成」参照。サブキャリア間隔120kHzの場合、8.93μsec (=8.93×10 -6 sec)
- ※7 復調用参照信号や制御チャネル、ミリ波では位相雑音低減用の信号等。一般的にSub-6は0.14、ミリ波は 0.18
- ※8 TDDのDL/UL割当て比率。4/5はDL:UL=4:1とした場合のDLの割合。

表: 3 GPP 1 CC (コンポーネントキャリア) 幅あたりのリソースブロック(RB)数

	サブキャリア		1CC(コンポーネントキャリア)幅 [MHz] あたりのリソースブロック (RB) 数											
	間隔	10	15	20	30	40	50	60	70	80	90	100	200	400
	[kHz]													
Sub-6	15	52	79	106	160	216	270	-	_	-	-	-	_	_
	30	24	38	51	78	106	133	162	189	217	245	273	_	_
	60	11	18	24	38	51	65	79	93	107	121	135	_	_
28GHz帯	60	-	-	-	_	-	66	-	_	-	-	132	264	_
	120	-	-	-	-	-	32	-	-	-	-	66	132	264

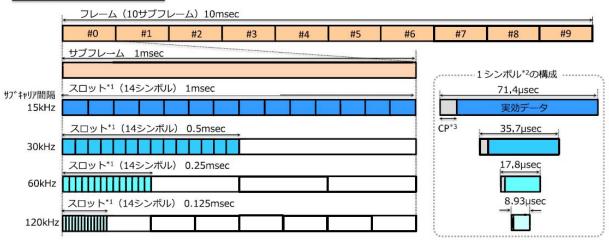
○ 5G NR (NewRadio) フレーム構成

(参考) 5G NR(New Radio) フレーム構成

✓ フレーム構成:フレーム長(10mec)及びサブフレーム長(1msec)は固定、スロット長及びシンボル長はサブキャリア間隔に応じ 異なり、周波数軸上のサブキャリア間隔が広くなると、時間軸上のスロット長・シンボル長は短くなる。

5 G NR フレーム構成

※3GPPで詳細検討中。今後変更される可能性有



- *1 スロット:データのスケジューリング単位。1スロットは、140FDMシンボルで構成(※)
 ※ただし、5G NRでは、スケジューリング時に下り/上りそれぞれ以下のとおりフレキシブルに変更可能
 下り:スロット内の任意のシンボルをスタートシンボルとし、最終シンボルが次のスロットへはみ出ない連続する2.4又は7シンボルで構成
 上り:スロット内の任意のシンボルをスタートシンボルとし、最終シンボルが次のスロットへはみ出ない連続する1~14の任意のシンボルで構成
 *2 シンボル:伝送するデータの単位。OFDMの場合、複数のサブキャリアから構成・8サブキャリアには複数のピット(例:64QAMで6ピット)がマッピング
 *3 CP (Cyclic Prefix, サイイリッァク プレフィックス):マルチパスに起因するシンボル間干渉を低減するためのガード期間。シンボル後半の一部分をコピーしたもの。挿入率は、サブキャリア間隔によらず、0.5msec毎に7.2%、その他シンボルは6.6%

情報通信審議会 情報通信技術分科会 新世代モバイル通信システム委員会報告概要 「新世代モバイル通信システムに関する技術的条件」のうち「第5世代異動通信システム(5G)の技術的条件」 より抜粋

第5章 主要関係法令

※平成31年(2019年) 1月1日時点。

※下記の法令が官報で掲載された内容と異なる場合には、官報が優先します。

1 電波法関係法令

(1) 電波法(昭和25年法律第131号)

(欠格事由)

第五条 (略)

- 2 (略)
- 3 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。
 - 一 この法律又は放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を 終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 二 第七十五条第一項又は第七十六条第四項(第四号を除く。)若しくは第五項(第五号を除く。)の規定により無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
 - 三 第二十七条の十五第一項(第一号を除く。)又は第二項(第三号及び第四号を除く。)の規定により認定の取消しを 受け、その取消しの日から二年を経過しない者
 - 四 第七十六条第六項(第三号を除く。)の規定により第二十七条の十八第一項の登録の取消しを受け、その取消しの 日から二年を経過しない者

4 • 5 (略)

(免許の申請)

第六条 (略)

 $2 \sim 7$ (略)

- 8 次に掲げる無線局(総務省令で定めるものを除く。)であつて総務大臣が公示する周波数を使用するものの免許の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。
 - 一 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局(一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。)
 - 二 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、前号に掲げる無線局を通信の相 手方とするもの

三・四 (略)

9 (略)

(簡易な免許手続)

第十五条 第十三条第一項ただし書の再免許及び適合表示無線設備のみを使用する無線局その他総務省令で定める無線局の免許については、第六条及び第八条から第十二条までの規定にかかわらず、総務省令で定める簡易な手続によることができる。

(無線局に関する情報の公表等)

第二十五条 (略)

- 2 前項の規定により公表する事項のほか、総務大臣は、自己の無線局の開設又は周波数の変更をする場合その他総務省令で定める場合に必要とされる混信若しくはふくそうに関する調査又は第二十七条の十二第二項第五号に規定する終了促進措置を行おうとする者の求めに応じ、当該調査又は当該終了促進措置を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるものを提供することができる。
- 3 (略)

(特定基地局の開設指針)

- 第二十七条の十二 総務大臣は、陸上に開設する移動しない無線局であつて、次の各号のいずれかに掲げる事項を確保するために、同一の者により相当数開設されることが必要であるもののうち、電波の公平かつ能率的な利用を確保するためその円滑な開設を図ることが必要であると認められるもの(以下「特定基地局」という。)について、特定基地局の開設に関する指針(以下「開設指針」という。)を定めることができる。
 - 一 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局(一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。)の移動範囲における当該電気通信業務のための無線通信
 - 二 移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域(放送法第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。次 条第二項第三号において同じ。)における当該移動受信用地上基幹放送の受信
- 2 開設指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項
 - 二 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項(現にその周波数の全部又は一部を当該特定基地局以外の無線局が使用している場合であつて、その周波数について周波数割当計画において使用の期限が定められているときは、その周波数及びその期限の満了の日を含む。)
 - 三 当該特定基地局の配置及び開設時期に関する事項
 - 四 当該特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項
 - 五 第二号括弧書に規定する場合において、同号括弧書に規定する日以前に当該特定基地局の開設を図ることが電波の 有効利用に資すると認められるときは、当該周波数を現に使用している無線局による当該周波数の使用を同日前に終 了させるために当該特定基地局を開設しようとする者が行う費用の負担その他の措置(次条第二項第十号及び第百十 六条第八号において「終了促進措置」という。) に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項
- 3 総務大臣は、開設指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

(開設計画の認定)

- 第二十七条の十三 特定基地局を開設しようとする者は、通信系(通信の相手方を同じくする同一の者によつて開設される特定基地局の総体をいう。次項第五号及び第四項第三号において同じ。)又は放送系(放送法第九十一条第二項第三号に規定する放送系をいう。次項第五号及び第八号並びに第四項第三号において同じ。)ごとに、特定基地局の開設に関する計画(以下「開設計画」という。)を作成し、これを総務大臣に提出して、その開設計画が適当である旨の認定を受けることができる。
- 2 開設計画には、次に掲げる事項(電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局以外の特定基地局に係る開設計画にあっては第七号に掲げる事項、移動受信用地上基幹放送をする特定基地局以外の特定基地局に係る開設計画にあっては第八号及び第九号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。
 - 一 特定基地局が前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項のいずれを確保するためのものであるかの別
 - 二 特定基地局の開設を必要とする理由
 - 三 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲又は特定基地局により行われる移動受信用地上基幹 放送に係る放送対象地域
 - 四 希望する周波数の範囲
 - 五 当該通信系又は当該放送系に含まれる特定基地局の総数並びにそれぞれの特定基地局の無線設備の設置場所及び 開設時期
 - 六 電波の能率的な利用を確保するための技術であつて、特定基地局の無線設備に用いる予定のもの
 - 七 特定基地局を開設しようとする者が、電気通信事業法第九条の登録を受けている場合にあつては当該登録の年月日 及び登録番号(同法第十二条の二第一項の登録の更新を受けている場合にあつては、当該登録及びその更新の年月日 並びに登録番号)、同法第九条の登録を受けていない場合にあつては同条の登録の申請に関する事項
 - 八 当該放送系に含まれる全ての特定基地局に係る無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法
 - 九 事業計画及び事業収支見積
 - 十 終了促進措置を行う場合にあつては、当該終了促進措置の内容及び当該終了促進措置に要する費用の支弁方法
 - 十一 その他総務省令で定める事項
- 3 第一項の認定の申請は、総務大臣が公示する一月を下らない期間内に行わなければならない。
- 4 総務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請が次の各号(電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局以外の特定基地局に係る認定計画にあつては、第四号を除く。)のいずれにも適合していると認めるときは、周波数を指定して、同項の認定をするものとする。
 - 一 その開設計画が開設指針に照らし適切なものであること。

- 二 その開設計画が確実に実施される見込みがあること。
- 三 開設計画に係る通信系又は放送系に含まれる全ての特定基地局について、周波数の割当てが現に可能であり、又は 早期に可能となることが確実であると認められること。
- 四 その開設計画に係る特定基地局を開設しようとする者が電気通信事業法第九条の登録を受けていること又は受ける 見込みが十分であること。
- 5 総務大臣は、前項の規定にかかわらず、第一項の認定を受けようとする者が第五条第三項各号(移動受信用地上基幹 放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を受けようとする者にあつては、同条第一項各号又は第三項各号)のいず れかに該当するときは、第一項の認定をしてはならない。
- 6 第一項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年(前条第二項第二号括弧書に規定する周波数を使用する 特定基地局の開設計画の認定にあつては、十年)を超えない範囲内において総務省令で定める。
- 7 総務大臣は、第一項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間、第四項の規定により指定した周波数その他総務省令で定める事項を公示するものとする。

(開設計画の変更等)

- 第二十七条の十四 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る開設計画(同条第二項第一号及び第四号に掲げる事項を除く。)を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。
- 2 前条第四項の規定は、前項の認定に準用する。この場合において、同条第四項中「ときは、周波数を指定して」とあるのは、「ときは」と読み替えるものとする。
- 3 総務大臣は、前条第一項の認定を受けた開設計画(第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に係る特定基地局を開設する者(以下「認定開設者」という。)が周波数の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- 4 総務大臣は、認定開設者が認定の有効期間の延長を申請した場合において、特に必要があると認めるときは、一年を 超えない範囲内において、その期間を延長することができる。
- 5 総務大臣は、第一項の認定(前条第七項の総務省令で定める事項についての変更に係るものに限る。)をしたとき、 第三項の規定により周波数の指定を変更したとき又は前項の規定により認定の有効期間を延長したときは、その旨を公 示するものとする。

(認定の取消し等)

- 第二十七条の十五 総務大臣は、認定開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消さなければならない。
 - 一 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定開設者が電気通信事業法第十四条第一項の規定により同法第九条の登録を取り消されたとき。
 - 二 移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る認定開設者が第五条第一項各号のいずれかに該当するに至った とき。
- 2 総務大臣は、認定開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。
 - 一 正当な理由がないのに、認定計画に係る特定基地局を当該認定計画に従つて開設していないと認めるとき。
 - 二 不正な手段により第二十七条の十三第一項若しくは前条第一項の認定を受け、又は同条第三項の規定による指定の 変更を行わせたとき。
 - 三 認定開設者が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。
 - 四 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定開設者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 電気通信事業法第十二条第一項の規定により同法第九条の登録を拒否されたとき。
 - ロ 電気通信事業法第十二条の二第一項の規定により同法第九条の登録がその効力を失つたとき。
 - ハ 電気通信事業法第十三条第三項において準用する同法第十二条第一項の規定により同法第十三条第一項の変更 登録を拒否されたとき(当該変更登録が認定計画に係る特定基地局に関する事項の変更に係るものである場合に 限る。)。
 - ニ 電気通信事業法第十八条第一項又は第二項の規定によりその電気通信事業の全部の廃止又は解散の届出があったとき。
- 3 総務大臣は、前項(第三号及び第四号を除く。)の規定により認定の取消しをしたときは、当該認定開設者であった者が受けている他の開設計画の第二十七条の十三第一項の認定又は無線局の免許等を取り消すことができる。
- 4 総務大臣は、前三項の規定による処分をしたときは、理由を記載した文書をその認定開設者に送付しなければならない。

(合併等に関する規定の準用)

第二十七条の十六 第二十条第一項から第三項まで、第六項及び第九項の規定は、認定開設者について準用する。この場合において、同条第六項中「第五条及び第七条」とあるのは「第二十七条の十三第四項及び第五項」と、「第二項から前項まで」とあるのは「第二項及び第三項」と、同条第九項中「第一項及び前二項」とあるのは「第二十七条の十六において準用する第一項」と読み替えるものとする。

(認定計画に係る特定基地局の免許申請期間の特例)

第二十七条の十七 認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局の免許の申請については、第六条第八項の規定は、 適用しない。

(無線設備の操作)

- 第三十九条 第四十条の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者(略)以外の者は、無線局(アマチュア無線局を除く。以下この条において同じ。)の無線設備の操作の監督を行う者(以下「主任無線従事者」という。)として選任された者であつて第四項の規定によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作(簡易な操作であつて総務省令で定めるものを除く。)を行つてはならない。ただし、船舶又は航空機が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 モールス符号を送り、又は受ける無線電信の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、前項本文の規定にかかわらず、第四十条の定めるところにより、無線従事者でなければ行つてはならない。
- 3 主任無線従事者は、第四十条の定めるところにより無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であつて、 総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。
- 4 無線局の免許人等は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。 これを解任したときも、同様とする。
- 5 前項の規定によりその選任の届出がされた主任無線従事者は、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を 誠実に行わなければならない。
- 6 第四項の規定によりその選任の届出がされた主任無線従事者の監督の下に無線設備の操作に従事する者は、当該主任 無線従事者が前項の職務を行うため必要であると認めてする指示に従わなければならない。
- 7 無線局(総務省令で定めるものを除く。)の免許人等は、第四項の規定によりその選任の届出をした主任無線従事者 に、総務省令で定める期間ごとに、無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。

(無線従事者の資格)

- 第四十条 無線従事者の資格は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる資格とする。
 - 一 無線従事者(総合) 次の資格
 - イ 第一級総合無線通信士
 - 口 第二級総合無線通信士
 - ハ 第三級総合無線通信士
 - 二·三 (略)
 - 四 無線従事者(陸上) 次の資格
 - イ 第一級陸上無線技術士
 - 口 第二級陸上無線技術士
 - ハ 政令で定める陸上特殊無線技士

五 (略)

2 前項第一号から第四号までに掲げる資格を有する者の行い、又はその監督を行うことができる無線設備の操作の範囲 及び同項第五号に掲げる資格を有する者の行うことができる無線設備の操作の範囲は、資格別に政令で定める。

(免許)

第四十一条 無線従事者になろうとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

- 2 無線従事者の免許は、次の各号のいずれかに該当する者(第二号から第四号までに該当する者にあつては、第四十八 条第一項後段の規定により期間を定めて試験を受けさせないこととした者で、当該期間を経過しないものを除く。)で なければ、受けることができない。
 - 一 前条第一項の資格別に行う無線従事者国家試験に合格した者
 - 二 前条第一項の資格(総務省令で定めるものに限る。)の無線従事者の養成課程で、総務大臣が総務省令で定める基準に適合するものであることの認定をしたものを修了した者

- 三 前条第一項の資格(総務省令で定めるものに限る。)ごとに次に掲げる学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号) に基づく学校の区分に応じ総務省令で定める無線通信に関する科目を修めて卒業した者
 - イ 大学(短期大学を除く。)
 - ロ 短期大学又は高等専門学校
 - ハ 高等学校又は中等教育学校
- 四 前条第一項の資格(総務省令で定めるものに限る。)ごとに前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する 者として総務省令で定める同項の資格及び業務経歴その他の要件を備える者

(混信等の防止)

- 第五十六条 無線局は、他の無線局又は電波天文業務(宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波 の受信の業務をいう。)の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備(無線局のものを除く。)で総務大臣 が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。(略)
- 2 (略)
- 3 総務大臣は、第一項に規定する指定をしたときは、当該指定に係る受信設備について、総務省令で定める事項を公示しなければならない。
- 4 (略)

(電波利用料の徴収等)

- 第百三条の二 免許人等は、電波利用料として、無線局の免許等の日から起算して三十日以内及びその後毎年その免許等の日に応当する日(応当する日がない場合には、その翌日。以下この条において「応当日」という。)から起算して三十日以内に、当該無線局の免許等の日又は応当日(以下この項において「起算日」という。)から始まる各一年の期間(無線局の免許等の日が二月二十九日である場合においてその期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌年の二月二十八日までの期間とし、起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合にはその期間とする。)について、別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額(起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合には、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額)を国に納めなければならない。
- 2 前項の規定によるもののほか、広範囲の地域において同一の者により相当数開設される無線局に専ら使用させること を目的として別表第七の上欄に掲げる区域を単位として総務大臣が指定する周波数(三千メガヘルツ以下のものに限る。) の電波(以下この条において「広域専用電波」という。)を使用する免許人は、電波利用料として、毎年十一月一日ま でに、その年の十月一日から始まる一年の期間について、当該免許人に係る広域専用電波の周波数の幅のメガヘルツで 表した数値に当該区域に応じ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数値を八千七百二十四万六千二百円(別表第六の一 の項又は二の項に掲げる無線局のうち電気通信業務を行うことを目的とするもの(二、○二五メガヘルツを超え二、一 一○メガヘルツ以下、二、二○○メガヘルツを超え二、二九○メガヘルツ以下及び二、五四五メガヘルツを超え二、六 五五メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するものを除く。) に係る広域専用電波にあつては四千七百六十三万三千八 百円、同表の四の項又は五の項に掲げる無線局に係る広域専用電波にあつては二百十五万四千八百円、同表の六の項に 掲げる無線局に係る広域専用電波にあつては二千三百八十二万八千六百円) に乗じて得た額に相当する金額を国に納め なければならない。この場合において、広域専用電波を最初に使用する無線局の免許の日(無線局の周波数の指定の変 更を受けることにより当該広域専用電波を使用できることとなる場合には、当該指定の変更の日。以下この項において 同じ。)が十月一日以外の日である場合における当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間についてのこ の項前段の規定の適用については、「毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について」とあ るのは「当該広域専用電波を最初に使用する無線局の免許の日 (無線局の周波数の指定の変更を受けることにより当該 広域専用電波を使用できることとなる場合には、当該指定の変更の日。以下この項において同じ。) の属する月の末日 から起算して三十日以内に、当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間について」と、「得た額」とある のは「得た額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額」とする。
- 3 認定計画に係る指定された周波数の電波が広域専用電波である場合において、当該認定計画に係る認定開設者がその 認定を受けた日から起算して六月を経過する日(認定計画に係る指定された周波数の電波が当該認定計画に係る認定開 設者がその認定を受けた日後に広域専用電波となつた場合には、その認定を受けた日から起算して六月を経過する日又 は当該指定された周波数の電波が広域専用電波となつた日のいずれか遅い日。以下この項において「六月経過日」とい う。)までに当該認定計画に係るいずれの特定基地局の免許も受けなかつたときは、当該認定開設者を当該六月経過日 に当該広域専用電波を最初に使用する特定基地局の免許を受けた免許人とみなして、前項及び第十九項の規定を適用す る。

4 (略)

- 5 包括免許人又は包括登録人(以下この条において「包括免許人等」という。)は、第一項の規定にかかわらず、電波 利用料として、第一号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当す る日(応当する日がない場合には、その前日)の属する月の末日現在において開設している特定無線局の数(以下この 項及び次項において「開設無線局数」という。)をその翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理され た日から起算して三十日以内に、第二号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括 免許の日に応当する日(応当する日がない場合には、その前日)の属する月の末日から起算して四十五日以内に、包括 登録人にあつては第二十七条の二十九第一項の規定による登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応 当する日(応当する日がない場合には、その前日)の属する月の末日から起算して四十五日以内にそれぞれ当該包括免 許若しくは同項の規定による登録(以下「包括免許等」という。)の日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する 日(応当する日がない場合には、その翌日)から始まる各一年の期間(包括免許等の日が二月二十九日である場合にお いてその期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌年の二月二十八日までの期間とし、当該包括免許等の日 又はその包括免許等の日に応当する日(応当する日がない場合には、その翌日)から当該包括免許等の有効期間の満了 の日までの期間が一年に満たない場合にはその期間とする。以下この項及び次項において同じ。) について、第一号包 括免許人にあつては四百二十円(広域専用電波を使用する無線局を通信の相手方とする無線局については、百四十円) に、第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、包括登録人 にあつては四百五十円(移動しない無線局については、別表第八の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げ る金額)に、それぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数又は開設登録局数(登録の日の属する月の末日及びその後毎 年その登録の日に応当する日(応当する日がない場合には、その前日)の属する月の末日現在において開設している登 録局の数をいう。次項において同じ。)を乗じて得た金額(当該包括免許等の日又はその包括免許等の日に応当する日 (応当する日がない場合には、その翌日) から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合 には、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額)を国に納めなければならない。 6 包括免許人等は、前項の規定によるもののほか、包括免許等の日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日(応 当する日がない場合には、その翌日)から始まる各一年の期間において、当該包括免許等の日の属する月の翌月以後の 月の末日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日(応当する日がない場合には、その前日)の属する月の翌月 以後の月の末日現在において開設している特定無線局又は登録局の数がそれぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数 (特定無線局(第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。) にあつては既にこの項の規定による届出が あつた場合には、その届出の日以後においては、その届出に係る特定無線局の数、特定無線局(同条第二号に掲げる無 線局に係るものに限る。)にあつては既に特定無線局の数が開設無線局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月
- 以後においては、その月の末日現在において開設している特定無線局の数)又は開設登録局数(既に登録局の数が開設 登録局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している登録局 の数)を超えたときは、電波利用料として、第一号包括免許人にあつては当該開設している特定無線局の数を当該超え た月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、第二号包括免許 人又は包括登録人にあつては当該超えた月の末日から起算して四十五日以内に、当該超えた月から次の包括免許等の日 に応当する日(応当する日がない場合には、その前日)の属する月の前月まで又は当該包括免許等の有効期間の満了の 日の翌日の属する月の前月までの期間について、第一号包括免許人にあつては四百二十円(広域専用電波を使用する無 線局を通信の相手方とする無線局については、百四十円)に、第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無 線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、包括登録人にあつては四百五十円(移動しない無線局については、別表 第八の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額) に、それぞれその超える特定無線局の数又は登録局 の数(当該包括免許人等が他の包括免許等(当該包括免許人等の包括免許等に係る無線局と同等の機能を有するものと して総務省令で定める無線局に係るものに限る。)を受けている場合において、当該超えた月の末日現在において当該 他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数が当該超えた月の前月の末日現在において当該他 の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数を下回るときは、当該超える特定無線局の数又は登 録局の数を限度としてこれらの数からそれぞれその下回る特定無線局の数又は登録局の数を控除した数) を乗じて得た 金額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。 7 広域専用電波を使用する第一号包括免許人は、第一項及び前二項の規定にかかわらず、電波利用料として、同等の機 能を有する特定無線局(第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものであつて、広域専用電波を使用するものに限
- 7 広域専用電波を使用する第一号包括免許人は、第一項及び前二項の規定にかかわらず、電波利用料として、同等の機能を有する特定無線局(第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものであつて、広域専用電波を使用するものに限る。以下この項及び次項において同じ。)の区分として総務省令で定める区分(以下この項及び次項において「同等特定無線局区分」という。)ごとに、当該第一号包括免許人が受けている包括免許に基づき毎年十月末日現在において開設している特定無線局の数(次項において「開設特定無線局数」という。)をその年の十一月十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、その年の十月一日から始まる一年の期間(その年の十月一日からその包括免許の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない特定無線局にあつては、その期間)について、一局につき百四十円(その年の十月一日からその包括免許の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない特定

無線局にあつては、百四十円に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額)を国に納めなければならない。ただし、この項本文の規定により各同等特定無線局区分について算出された額が当該同等特定無線局区分に係る上限額(百四十円に、同等特定無線局区分周波数幅(当該同等特定無線局区分に係る当該開設している特定無線局が使用する広域専用電波の周波数の幅のメガヘルツで表した数値に当該広域専用電波に係る別表第七の上欄に掲げる区域に応じ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数値をいう。)及び基準無線局数(電波の有効利用の程度を勘案して総務省令で定める一メガヘルツ当たりの特定無線局の数をいう。)を乗じて得た額をいう。以下この項及び次項において同じ。)を超えるときは、当該第一号包括免許人がこの項の規定により当該同等特定無線局区分について国に納めなければならない電波利用料の額は、当該同等特定無線局区分に係る上限額とする。

8 広域専用電波を使用する第一号包括免許人は、前項の規定によるもののほか、同等特定無線局区分ごとに、毎年十月 一日から始まる各一年の期間において、その年の十一月以後の月の末日現在において開設している特定無線局 (その年 の十一月一日以後の日を包括免許の日とする包括免許に基づき開設している特定無線局に限る。以下この項において「新 規免許開設局」という。)の数がこの項の規定による届出に係る新規免許開設局の数(この項の規定により新規免許開 設局の数についての届出がされていない場合には、零)を超えたとき、又は当該末日現在において開設している特定無 線局(新規免許開設局を除く。以下この項において「既存免許開設局」という。)の数が当該一年の期間に係る開設特 定無線局数(既にこの項の規定により既存免許開設局の数についての届出があつた場合には、その届出の日以後におい ては、その届出に係る既存免許開設局の数)を超えたときは、電波利用料として、新規免許開設局についてはその超え た月の末日現在における新規免許開設局の数を、既存免許開設局についてはその超えた月の末日現在における既存免許 開設局の数をその翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該 届出に係る月からその年の翌年の九月(その年の翌年の九月末日より前にその包括免許の有効期間が満了する特定無線 局にあつては、当該包括免許の有効期間の満了の日の翌日の属する月の前月)までの期間について、百四十円に、新規 免許開設局についてはその超える新規免許開設局の数を、既存免許開設局についてはその超える既存免許開設局の数を 乗じて得た金額に、当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額の合計額を国に納めなければ ならない。ただし、この項本文の規定により当該第一号包括免許人が開設している特定無線局に係る各同等特定無線局 区分について算出された額に当該同等特定無線局区分に係る既納付額(当該第一号包括免許人が前項及びこの項の規定 により既に当該一年の期間又は当該一年の期間に含まれる一年未満の期間について国に納めた当該同等特定無線局区分 に係る電波利用料の額の合計額をいう。以下この項において同じ。) を加えて得た額が当該同等特定無線局区分に係る 上限額を超えるときは、当該第一号包括免許人がこの項の規定により当該同等特定無線局区分について国に納めなけれ ばならない電波利用料の額は、当該同等特定無線局区分に係る上限額から当該同等特定無線局区分に係る既納付額を控 除して得た額に相当する金額とする。

 $9 \sim 45$ (略)

別表第六(第百三条の二関係)

	無線局の区分			金額
一 移動する無線局(三の項から五 の項まで及び八の項に掲げる無線 局を除く。二の項において同じ。)	(略)			(略)
二 移動しない無線局であつて、移	三千メガヘル	(略)		(略)
動する無線局又は携帯して使用す	ツ以下の周波	その他のもの	(略)	(略)
るための受信設備と通信を行うた	数の電波を使		空中線電力が○・	一万二千七百円
めに陸上に開設するもの(六の項	用するもの		○一ワットを超	
及び八の項に掲げる無線局を除			えるもの	
< ∘)	三千メガヘル	電気通信業務の用	に供するもの(電	六万六千五百円
	ツを超え六千	波を発射しようと	する場合において	
	メガヘルツ以	当該電波と周波数	を同じくする電波	
	下の周波数の	を受信することに	より一定の時間当	
	電波を使用す	該周波数の電波を	発射しないことを	
	るもの	確保する機能を有	するものを除く。)	
		(略)		(略)
	六千メガヘルツ	を超える周波数の電	波を使用するもの	五千円
三~九 (略)	(略)			(略)
備考	·	·	·	

一~六 (略)

- 七 六千メガヘルツ以下の周波数及び六千メガヘルツを超える周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。
- 八 三千メガヘルツ以下の周波数及び三千メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイからホまでに掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、当該イからホまでに定める金額を控除した金額とする。

イ (略)

ロ 二の項に掲げる無線局 二百円

ハ~ホ (略)

九 一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局のうち第百三条の二第二項に規定する広域専用電波を使用するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、一の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局にあつては三百円、二の項に掲げる無線局にあつては二百円とする。

十 (略)

別表第七(第百三条の二関係)

区域	係数
一 北海道の区域	〇・〇二八四
二 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域	○・○四七八
三 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の区域	○・四六二六
四 新潟県及び長野県の区域	○・○二三五
五 富山県、石川県及び福井県の区域	〇・〇一六〇
六 岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	000
七 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	○·一六四六
八 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域	○・○三九四
九 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域	0·0=0t
十 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域	○・○六九三
十一 沖縄県の区域	0.00tt
十二~十六 (略)	(略)
備考 (略)	

(2) 電波法施行令(平成13年政令第245号)

(政令で定める海上特殊無線技士等)

第二条 (略)

- 2 (略)
- 3 法第四十条第一項第四号ハの政令で定める陸上特殊無線技士は、次のとおりとする。
 - 一 第一級陸上特殊無線技士
 - 二 第二級陸上特殊無線技士
 - 三 第三級陸上特殊無線技士
 - 四 国内電信級陸上特殊無線技士

(操作及び監督の範囲)

第三条 次の表の上欄に掲げる資格の無線従事者は、それぞれ、同表の下欄に掲げる無線設備の操作(アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。以下この項において同じ。)を行い、並びに当該操作のうちモールス符号を送り、又は受ける無線電信の通信操作(以下この条において「モールス符号による通信操作」という。)及び法第三十九条第二項の総務省令で定める無線設備の操作以外の操作の監督を行うことができる。

資格	操作の範囲
第一級総合無線通信士	一・二 (略)
	三 前号に掲げる操作以外の操作で第二級陸上無線技術士の操作の範囲に属するもの
第二級総合無線通信士	一 (略)
	二 次に掲げる無線設備の技術操作
	イ~ハ (略)
	ニ イからハまでに掲げる無線設備以外の無線設備(基幹放送局の無線設備を除く。)
	で空中線電力二百五十ワット以下のもの
	三 (略)
(略)	(略)
第一級陸上無線技術士	無線設備の技術操作
第二級陸上無線技術士	次に掲げる無線設備の技術操作
	一 空中線電力ニキロワット以下の無線設備(テレビジョン基幹放送局の無線設備を除
	<∘)
	二~四 (略)
第一級陸上特殊無線技士	一 陸上の無線局の空中線電力五百ワット以下の多重無線設備(多重通信を行うことが
	できる無線設備でテレビジョンとして使用するものを含む。) で三十メガヘルツ以上
	の周波数の電波を使用するものの技術操作
	二 (略)
(略)	(略)

(3) 電波法関係手数料令(昭和33年政令第307号)

(開設計画の認定申請手数料)

- 第七条 法第二十七条の十三第一項の規定による認定を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一三七、一〇〇円(移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を申請する場合にあつては、一七四、一〇〇円)とする。
- 2 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定を申請する場合における前項の規定の適用については、同項中「一三七、一〇〇」とあるのは「一三六、八〇〇」と、「一七四、一〇〇」とあるのは「一七三、九〇〇」とする。

(4) 電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)

(公示する期間内に申請することを要しない無線局)

- 第六条の四 法第六条第八項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局を通信の相手方とする陸上に開設する移動する無線局

二~十一 (略)

(開設計画の認定の有効期間)

第九条の二 法第二十七条の十三第六項に規定する開設計画の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年(法第二十七条の十二第二項第二号括弧書に規定する周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定にあつては、十年)とする。

(免許状記載事項等を公表しない無線局)

- 第十一条の二 法第二十五条第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるもの(第十条の二第二号から第五号までに 掲げる無線局、非常局及び特別業務の局を除く。)とする。
 - 一 (略)
 - 二 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三条に規定する自衛隊の任務の遂行上必要な無線通信を行うことを 目的とするもの

三~十八 (略)

(混信若しくはふくそうに関する調査又は終了促進措置のために提供する情報)

第十一条の二の三 法第二十五条第二項の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるもののうち、混信又はふくそうに関する調査に係るものは別表第二号の二の二、終了促進措置に係るものは別表第二号の二の三のとおりとする。ただし、第十一条の二第一号、第二号、第五号及び第六号に規定する無線局(第十条の二第二号から第五号までに掲げる無線局、非常局及び特別業務の局を除く。)のもの並びに同条第七号、第八号及び第十号に規定する無線局のうち一GHz未満の周波数を使用する無線局のものについては、この限りでない。

(開設計画の認定の公示)

- 第十一条の二の六 法第二十七条の十三第七項の総務省令で定める公示する事項は、次のとおりとする。
 - 一 認定を受けた者の氏名又は名称
 - 二 当該認定計画に係る特定基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局の移動範囲又は当該認定計画に係る特定基地局により行われる移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域
- 2 認定開設者は、前項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、その旨を届け出なければならない。
- 3 前項の届出があつたときは、その旨を公示する。

(指定に係る受信設備の範囲)

- 第五十条の二 法第五十六条第一項に規定する指定(以下この節において単に「指定」という。)に係る受信設備は、次 の各号に掲げるもの(移動するものを除く。)とする。
 - 一 電波天文業務の用に供する受信設備
 - 二 宇宙無線通信の電波の受信を行なう受信設備

(広域専用電波の指定)

第五十一条の九の九 法第百三条の二第二項の規定による周波数の指定は、総務大臣が別に告示により行うものとする。

(広域専用電波の周波数の幅)

- 第五十一条の九の十 広域専用電波の周波数の幅は、広域専用電波に該当する指定周波数の電波を使用する無線局(法別表第六の一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局及び包括免許に係る特定無線局に限る。次条において同じ。)であつて、その無線局の免許人が同一の者であるものに係る当該指定周波数ごとの占有周波数帯(認定計画に従つて開設された特定基地局がある場合は、当該認定計画に係る指定された周波数の周波数帯を含む。次項において同じ。)を合わせた周波数帯の帯域幅とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備規則又は周波数割当計画において移動しない無線局の使用する電波の周波数に応じて

移動する無線局の使用する電波の周波数が定まることとされている場合において、当該移動しない無線局及び当該移動する無線局の免許人が同一の者であるときは、当該移動しない無線局及び当該移動する無線局の使用する広域専用電波の周波数の幅は、次に掲げる広域専用電波に該当する指定周波数ごとの占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅とする。

- 一 次条の規定により当該移動する無線局に係る指定周波数の電波を使用するものとされる移動範囲又は区域において 設置される当該移動しない無線局に係る指定周波数
- 二 前号に掲げる指定周波数に応じて定まる当該移動する無線局に係る指定周波数
- 3 法第百三条の二第三項の規定により同条第二項の規定を適用する場合における広域専用電波の周波数の幅は、認定計画に係る指定された周波数の帯域幅とする。

(広域専用電波の周波数の幅の算定に用いる区域等)

- 第五十一条の九の十一 広域専用電波に該当する指定周波数の電波を使用する無線局については、次の各号に掲げる無線 局の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める移動範囲、設置場所又は区域において、それぞれ当該無線局に係る指定周 波数の電波を使用するものとして前条及び法第百三条の二第二項の規定を適用する。
 - 一 法別表第六の一の項に掲げる無線局(第三号及び第四号に掲げるものを除く。) 当該無線局の移動範囲
 - 二 法別表第六の二の項、四の項及び六の項に掲げる無線局(第五号に掲げるものを除く。) 当該無線局の無線設備 の設置場所
 - 三 法別表第六の五の項に掲げる無線局及び包括免許に係る特定無線局(次号及び第五号に掲げるものを除く。) 全国の区域
 - 四 包括免許に係る特定無線局(法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。)であつて、包括免許人が開設する第二号又は次号に掲げる無線局を通信の相手方とするもの 当該特定無線局の送信の制御を行う無線局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局長の管轄区域(当該包括免許において指定周波数を使用する区域に関する条件が付与されている場合にあつては、当該区域)
 - 五 包括免許に係る特定無線局(法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。) 当該特定無線局の無線設備の設置場所とすることができる区域
- 2 前項の規定にかかわらず、広域専用電波に該当する指定周波数の電波を使用する法別表第六の一の項、二の項若しく は六の項に掲げる無線局又は包括免許に係る特定無線局が次の各号に掲げる場合のものであるときは、当該各号に定め る区域又は設置場所において、当該無線局又は当該特定無線局に係る指定周波数の電波を使用するものとして前条及び 法第百三条の二第二項の規定を適用する。
 - 一 法別表第六の一の項に掲げる無線局及び包括免許に係る特定無線局(法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。) が指定周波数を同じくするものである場合(当該無線局及び当該特定無線局の免許人が同一の者である場合に限る。) 前項の規定により当該特定無線局に係る指定周波数の電波を使用するものとされる区域
 - 二 法別表第六の二の項又は六の項に掲げる無線局が認定計画に従つて開設されたものである場合 当該認定計画に 記載されたすべての特定基地局の無線設備の設置場所

(同等特定無線局区分)

- 第五十一条の十の二の三 法第百三条の二第七項の総務省令で定める区分は、次に掲げる無線局(同項に規定する特定無線局に限る。)の区分とする。
 - 一 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う陸上移動局
 - 二 設備規則第三条第八号に規定する携帯移動衛星データ通信又は同条第九号に規定する携帯移動衛星通信を行う携 帯移動地球局
 - 三 設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局
 - 四 設備規則第四十九条の二十五に規定する二GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局のうち陸上移動 局

(開設特定無線局数の届出)

第五十一条の十の二の四 法第百三条の二第七項の規定による開設特定無線局数の届出は、別表第十一号の二の様式の届 出書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

(同等特定無線局区分の周波数の幅)

第五十一条の十の二の五 同等特定無線局区分の周波数の幅は、同等特定無線局区分に係る広域専用電波に該当する指定 周波数の電波を使用する無線局(包括免許に係る特定無線局(法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限

- る。)に限る。以下この条及び次条において同じ。)であつて、一の同等特定無線局区分に係る無線局の免許人が同一の者であるものに係る当該指定周波数ごとの占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる周波数帯に係る同等特定無線局区分の周波数の幅は、それぞれ当該各号に定める帯域幅とする。
 - 一 第五十一条の十の二の三第一号又は第三号に係る開設している無線局が時分割複信方式による無線通信を行う周波数帯 同等特定無線局区分に係る広域専用電波に該当する当該指定周波数に係る指定周波数の電波を使用する無線局(当該無線局の免許人が通信の相手方とする移動しない無線局の免許人と同一の者である場合に限る。)であつて、一の同等特定無線局区分に係る無線局の免許人が同一の者であるものに係る当該指定周波数ごとの占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅の二分の一に相当する帯域幅
 - 二 設備規則又は周波数割当計画において移動しない無線局の使用する電波の周波数に応じて移動する無線局の使用する電波の周波数が定まるとされている場合における当該移動する無線局の周波数帯(前号に掲げるものを除く。) 当該移動しない無線局(当該移動しない無線局の免許人が当該移動する無線局の免許人と同一の者である場合に限る。)に係る指定周波数に応じて定まる当該移動する無線局(同等特定無線局区分に係る広域専用電波に該当する当該指定周波数に係る指定周波数の電波を使用する無線局(当該無線局の免許人が通信の相手方とする移動しない無線局の免許人と同一の者である場合に限る。)であつて、一の同等特定無線局区分に係る無線局の免許人が同一の者であるものに限り、中継を行うものを除く。)に係る指定周波数の占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅

(同等特定無線局区分の広域専用電波の算定に用いる区域)

- 第五十一条の十の二の六 同等特定無線局区分の広域専用電波に該当する指定周波数の電波を使用する無線局について は、次の各号に掲げる無線局の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める区域とする。
 - 一 法別表第六の五の項に掲げる無線局及び包括免許に係る特定無線局(次号に掲げるもの及び包括免許に係る特定無線局(法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に限る。)を除く。) 全国の区域
 - 二 包括免許に係る特定無線局(法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。)であつて、包括免許人が開設する法別表第六の二の項に掲げる無線局を通信の相手方とするもの 当該特定無線局の送信の制御を行う無線局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局長の管轄区域(当該包括免許において指定周波数を使用する区域に関する条件が付与されている場合にあつては、当該区域)

(基準無線局数)

第五十一条の十の二の七 法第百三条の二第七項ただし書の総務省令で定める一MHz当たりの特定無線局の数は、八十万局とする。

(新規免許開設局又は既存免許開設局の数の届出)

第五十一条の十の二の八 法第百三条の二第八項の規定による新規免許開設局又は既存免許開設局の数の届出は、別表第 十一号の二の様式の届出書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

(新規免許開設局又は既存免許開設局に係る包括免許に基づく特定無線局の数)

- 第五十一条の十の二の九 法第百三条の二第八項の規定により届出をした場合であつて、当該届出に係る新規免許開設局 又は既存免許開設局に係る包括免許に基づく特定無線局数が既に届け出ている直近の新規免許開設局又は既存免許開設 局に係る包括免許に基づく特定無線局数(既に届け出ている新規免許開設局の数又は既存免許開設局の数の届出がない 場合にあつては、同条第七項の届出に係る包括免許に基づく特定無線局数)(以下この条において「直近無線局数」と いう。)を下回るときは、その下回る包括免許以外の包括免許に係る特定無線局数(直近無線局数から超えた数(以下 この条において「増加局数」という。)に限る。)からその下回る包括免許に係る特定無線局数(直近無線局数を下回る 数に限る。)を次のとおり控除するものとする。
 - 一 増加局数の多いものを先順位とする。
 - 二 増加局数が同じものについては、その包括免許に基づく特定無線局数の多いものを先順位とする。
 - 三 増加局数及びその包括免許に基づく特定無線局数が同じものについては、最初の包括免許の日の遅いものを先順位とする。

(書類の提出)

第五十二条 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、次の表の上欄に掲げるものに 関するものは同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長を、その他のもの(法第二十五条第二項に規定する終了 促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの、法第二十七条の十三第一項に規定する特定基地局の開設計画 の認定に関するもの、無線設備の機器の型式検定に関するもの、法第三十八条の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出(法第百条第五項において準用する場合を含む。第三項において同じ。)に関するもの並びに法第三十八条の五第一項に規定する登録証明機関、法第三十八条の三十一第二項に規定する承認証明機関、法第三十九条の二第一項に規定する指定講習機関、法第四十六条第一項に規定する指定試験機関、法第七十一条の三第一項に規定する指定問波数変更対策機関、法第七十一条の三の二第一項に規定する登録周波数終了対策機関、法第百二条の十七第一項に規定するセンター及び法第百二条の十八第一項に規定する指定較正機関に関するものを除く。)は前条第一項に規定する所轄総合通信局長(以下「所轄総合通信局長」という。)を経由して総務大臣に提出するものとし、法及び法の規定に基づく命令の規定により総合通信局長に提出する書類は、所轄総合通信局長に提出するものとする。ただし、法第四条の二の規定に基づく呼出符号又は呼出名称の指定の申請に関する書類及び法第八十三条第一項に規定する審査請求書は、総務大臣に直接提出することを妨げない。

(表略)

2 (略)

3 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの及び法第二十七条の十三第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの並びに法第三十八条の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出については、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を経由して総務大臣に提出することができる。

4·5 (略)

(5)無線局免許手続規則(昭和25年電波監理委員会規則第15号)

(記載事項の省略)

- 第十五条 次に掲げる無線局の免許を申請しようとするときは、法第六条の規定する記載事項のうち、次の区分に従い、 それぞれ下記の事項の記載を省略することができる。
 - 一 (略)
 - 二 認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局 開設を必要とする理由
 - 三~九 (略)
- $2 \sim 4$ (略)

(認定の申請)

- 第二十五条の四 法第二十七条の十三第一項の認定の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に開設 計画及びそれぞれの写し一通を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
 - 一 認定を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 該当する開設指針が示された告示の件名及び告示番号
- 2 法第二十七条の十三第二項第十一号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 運用開始の予定期日(それぞれの特定基地局の運用が開始される日のうち最も早い日の予定期日をいう。)
 - 二 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法
 - 三 無線従事者の配置方針
- 四 前各号に掲げるもののほか、法第二十七条の十二第二項第六号に基づき開設指針において定める事項に関する事項
- 3 第一項の申請書の様式は、別表第八号のとおりとし、当該申請書に添付する開設計画の様式は、別表第八号の二のと おりとする。

(認定書の交付)

第二十五条の五 法第二十七条の十三第四項の規定により開設計画の認定をしたときは、申請者に対しその旨、認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間を記載した認定書を交付する。

(認定等の拒否の通知)

- 第二十五条の六 法第二十七条の十三第一項の認定の申請を審査した結果により、認定を拒否したときは、申請者に対し その旨の理由を記載した文書をもつて通知する。
- 2 前項の規定は、次条及び第二十五条の八の規定に基づく認定等の申請に準用する。

(開設計画の変更等の申請)

- 第二十五条の七 法第二十七条の十四第一項の規定により開設計画の変更の認定の申請をしようとするときは、変更の具体的内容及び理由を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。
- 2 法第二十七条の十四第三項の規定により周波数の指定の変更の申請をしようとするときは、希望する周波数の範囲及び理由を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。
- 3 法第二十七条の十四第四項の規定により認定の有効期間の延長の申請をしようとするときは、延長の期間及び理由を 記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。
- 4 前三項の申請書には、それぞれ写し一通を添えるものとする。

特定基地局開設計画認定申請書

年 月 日

総務大臣殿

収入印紙貼付欄 (注1)

電波法第27条の13第1項の規定により、特定基地局の開設計画の認定を受けたいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請者(注2)

住所	都道府県-市町村コード 〔	
	〒 (−)	
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ	
		印

- 2 該当する開設指針が示された告示の件名及び告示番号
- 3 電波法第27条の13第5項に規定する欠格事由(注3)

□有 □無

- 注1 収入印紙については、収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に貼付する旨を記載し、日本工業規格A列4番の用紙に貼付すること。
 - 2 1の欄は、次によること。
 - (1) 住所の欄は、日本工業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
 - (2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
 - (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
 - (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

- 3 法第27条の13第5項に規定する欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。
- 4 申請書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別紙に定める規格の用紙に適宜記載すること。

特定基地局開設計画

- 1 特定基地局が法第27条の12第1項第1号又は第2号に掲げる事項のいずれかを確保するためのものであるのかの別
- 2 特定基地局の開設を必要とする理由
 - (1) 提供する電気通信役務の種類(注1)
 - (2) 開設しようとする特定基地局の内容
 - ア 無線局の種別
 - イ 発射を予定している電波の型式
 - ウ 使用しようとする最大の値の空中線電力
 - エ 伝送情報の具体的内容(注1)
 - (3) 業務開始の日以降5年以内の日を含む毎年度又は毎事業年度における利用者数見込み及びその算出根拠(注1)
- 3 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲又は特定基地局により行われる移動受信用地上基幹放送 に係る放送対象地域(注2)
- 4 希望する周波数の範囲(注3)
- 5 通信系又は放送系に含まれる特定基地局の総数並びにそれぞれの特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期(注 4)
- 6 電波の能率的な利用を確保するための技術であつて、特定基地局の無線設備に用いる予定のもの(注5)
 - (1) 周波数の効率的利用の方策として導入を予定している技術の具体的内容
 - (2) 干渉回避の方策として導入を予定している技術の具体的内容
- 7 特定基地局を開設しようとする者が、電気通信事業法第9条の登録を受けている場合にあつては当該登録の年月日及び登録番号(同法第12条の2第1項の登録の更新を受けている場合にあつては、当該登録及びその更新の年月日並びに登録番号)、同法第9条の登録を受けていない場合にあつては同条の登録の申請に関する事項(注1)(注6)
- 8 放送系に含まれる全ての特定基地局に係る無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法(注7)(注8)
- 9 事業計画及び事業収支見積り(注7)(注9)
- 10 終了促進措置を行う場合にあつては、当該終了促進措置の内容及び当該終了促進措置に要する費用の支弁方法
- 11 その他事項
 - (1) 運用開始の予定期日(注10)
 - (2) 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法(注11)
 - (3) 無線従事者の配置方針
 - ア 無線従事者の配置場所ごとの無線従事者の資格及び人数(注12)
 - イ 将来的な無線従事者の確保の方法
 - (4) その他必要な事項として開設指針に定められた事項に関連する事項(注13)
 - 注1 移動受信用地上基幹放送をする特定基地局の開設計画にあつては、記載を要しない。
 - 2 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲については、当該特定基地局によって無線通信業務を行うこととしている区域以外の区域においても、通信の相手方である移動する無線局の無線通信を可能とするために、同一の開設指針に係る特定基地局の開設を予定している他の事業者との業務委託契約の締結を予定している場合であつては、当該他の事業者の氏名又は名称及び当該他の事業者所属の特定基地局を通信の相手方とする場合の移動範囲を記載すること。
 - 3 周波数は、希望する周波数の範囲を「何MHzから何MHzまで」のように記載すること。 なお、特定の周波数を希望する場合は、希望する周波数の範囲に代えて希望する周波数を記載することができる。
 - 4 認定の有効期間中における毎年度ごと、市区町村ごと及び無線局の種別ごとの開設予定無線局数を記載すること。なお、既に確保している無線設備の設置場所がある場合にあつては、それぞれ設置場所の住所を「何市何町」 等のように併せて記載すること。
 - 5 学術資料等の添付をもつて記載に代える場合は、その旨を記載し、別紙により添付すること。
 - 6 電気通信事業法第9条の登録の申請に関する事項は、申請日(申請をしていない場合にあつては、同条の登録の申請の予定時期)及び申請内容(申請をしていない場合にあつては、予定している申請内容)について具体的に記載すること。
 - 7 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局の開設計画にあつては、記載を要しない。

- 8 無線設備の工事費については、その総額並びに送信設備、受信設備、土地及び建物等に係る費用の内訳をそれ ぞれ記載すること。送信設備の規模等に応じて送信設備及び受信設備の単価が異なる場合にはそれぞれの単価及 びその数量についても記載すること。
- 9 別表第二号第1の22の欄のうち、別紙(1)から(3)まで、(6)及び(15)から(17)までについて記載すること。
- 10 運用開始の予定期日は、それぞれの特定基地局の運用が開始される日のうち最も早い日の予定期日を「H28.12.21」のように記載すること。
- 11 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法の記載は、次によること。
 - (1) 保守、管理及び障害時の具体的な対応体制及び方法を記載すること。
 - (2) 部内規定等がある場合において、部内規定等の添付をもつて記載に代える場合は、その旨を記載し、別紙により添付すること。
- 12 既に無線従事者を有している場合にあつては、当該無線従事者の資格及び人数を併せて記載すること。
- 13 法第27条の12第2項第6号の規定により、その他必要な事項として開設指針に定められた事項について具体的内容を記載すること。
- 14 用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する 旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

(6)無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)

※改正された省令は平成31年1月頃公示予定

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備) 第四十九条の六の十二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、三・六GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

- イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多 重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元 接続方式を使用する時分割複信方式であること。
- ロ 基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。
- ハ 一の基地局の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。
- ニ 基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。
- ホ 一の基地局の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラ ヒックに合わせ細分化ができること。
- へ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局(陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる 基地局を含む。)と一又は複数の陸上移動局(基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。)との間の通 信に限ること。

(1) 基地局

- (イ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの
- (ロ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるもの
- (ハ) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局

(2) 陸上移動局

- (イ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの
- (ロ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、時分割複信方式を用いるもの
- (ハ) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局
- ト 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する無線局の無線設備の空中線電力は、各空中線端子における値の総和であること。

二 送信装置の条件

- イ 変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。
 - (1) 基地局の無線設備 四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調
 - (2) 陸上移動局の無線設備 二分のπシフト二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五 六値直交振幅変調
- ロ 隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。
- 三 陸上移動局の無線設備は、第一号及び前号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。
 - イ 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割 多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行 う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無 線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基 地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波

数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該 基地局を含む。)の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

- ロ 通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であって、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。)からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。
- ハ 空中線電力(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものであつて三・六GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和)は、二〇〇ミリワット以下であること。
- ニ 送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。
- ホ 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、次の表の上欄に掲げるチャネル間 隔に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる周波数幅における平均電力が同表の下欄に掲げる漏えい電力の値以下であること。

チャネル間隔 (MHz)	周波数幅 (MHz)	漏えい電力(デシベル(一ミリワットを
		○デシベルとする。))
-0	九・三七五	(一) 四八・二
一五	一四・二三五	(一) 四八・二
二〇	一九・〇九五	(一) 四八・二
四〇	三八・八九五	(一) 四八・二
五〇	四八・六一五	(一) 四八・二
六〇	五八・三五	(一) 四八・二
八〇	七八・一五	(一) 四八・二
九〇	八八・二三	(一)四八・二
-00	九八・三一	(一) 四八・二

- 2 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、二七GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。
 - 一 一般的条件
 - イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多 重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元 接続方式を使用する時分割複信方式であること。
 - ロ 基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。
 - ハ 一の基地局の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。
 - ニ 基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。
 - ホ 一の基地局の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラ ヒックに合わせ細分化ができること。
 - へ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局 (陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる 基地局を含む。)と一又は複数の陸上移動局 (基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。)との間の通 信に限ること。
 - (1) 基地局

- (イ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの
- (ロ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるもの
- (ハ) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局

(2) 陸上移動局

- (イ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの
- (ロ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、時分割複信方式を用いるもの
- (ハ) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局
- ト 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する無線局の無線設備の空中線電力は、各空中線端子における値の総和であること。

二 送信装置の条件

- イ 変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。
 - (1) 基地局の無線設備 四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調
 - (2) 陸上移動局の無線設備 二分のπシフト二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五 六値直交振幅変調
- ロ 隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。
- 三 陸上移動局の無線設備は、第一号及び前号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。
 - イ 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割 多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行 う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無 線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基 地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波 数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該 基地局を含む。)の電波を受信することによつて自動的に選択されること。
 - ロ 通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。)からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。
 - ハ 空中線電力(シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものであつて、 二七GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術 を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和)は、二○○ミリワット以下であること。
 - 二 送信空中線の絶対利得は、二〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得二〇デシベルの空中線に空中線電力の最大値を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができる。
 - ホ 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、それぞれ 同表の中欄に掲げる周波数幅における平均電力が同表の下欄に掲げる漏えい電力の値以下であること。

チャネル間隔 (MHz)	周波数幅(MHz)	漏えい電力(デシベル(一ミリワットを
		○デシベルとする。))
五〇	四七・五二	(-) 一三・六

-00	九五・〇四	(-) 一〇・六
=00	一九〇・〇八	(-) 七·六
四〇〇	三八〇・一六	(一) 四・六

2 電気通信事業法関係法令

(1) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)

(秘密の保護)

- 第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。
- 2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなけれ ばならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(利用の公平)

第六条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。

第二節 事業の登録等

(電気通信事業の登録)

- 第九条 電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この 限りでない。
 - 一 その者の設置する電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として 設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。)の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域 の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合
 - 二 その者の設置する電気通信回線設備が電波法 (昭和二十五年法律第百三十一号) 第七条第二項第六号に規定する基 幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備である場合 (前号に掲げる場合を除く。)
- 第十条 前条の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 業務区域
 - 三 電気通信設備の概要
- 2 前項の申請書には、第十二条第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面その他総務省令で定める 書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

- 第十一条 総務大臣は、第九条の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次の事項を電気通信事業者登録簿に登録しなければならない。
 - 一 前条第一項各号に掲げる事項
 - 二 登録年月日及び登録番号
- 2 総務大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

- 第十二条 総務大臣は、第十条第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
 - 一 この法律又は有線電気通信法 (昭和二十八年法律第九十六号) 若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 二 第十四条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
 - 三 法人又は団体であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの
 - 四 その電気通信事業が電気通信の健全な発達のために適切でないと認められる者
- 2 総務大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

(登録の更新)

第十二条の二 第九条の登録は、次に掲げる事由が生じた場合において、当該事由が生じた日から起算して三月以内にその更新を受けなかつたときは、その効力を失う。

- 一 第九条の登録を受けた者が設置する電気通信設備が、第三十三条第一項の規定により新たに指定をされたとき(その者が設置する他の電気通信設備が同項の規定により既に指定をされているときを除く。)、又は第三十四条第一項の規定により新たに指定をされたとき(その者が設置する他の電気通信設備が同項の規定により既に指定をされているときを除く。)。
- 二 第九条の登録を受けた者(第一種指定電気通信設備(第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備をいう。以下第三十一条までにおいて同じ。)又は第二種指定電気通信設備(第三十四条第二項に規定する第二種指定電気通信設備をいう。第四項第二号ハ及び第三十条第一項において同じ。)を設置する電気通信事業者たる法人である場合に限る。以下この項において同じ。)が、次のいずれかに該当するとき。
 - イ その特定関係法人以外の者(特定電気通信設備を設置する者に限る。以下この項において同じ。)と合併(合併 後存続する法人が当該第九条の登録を受けた者である場合に限る。)をしたとき。
 - ロ その特定関係法人以外の者から分割により電気通信事業(当該特定電気通信設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業に限る。以下この項において同じ。)の全部又は一部を承継したとき。
 - ハ その特定関係法人以外の者から電気通信事業の全部又は一部を譲り受けたとき。
- 三 第九条の登録を受けた者の特定関係法人が、次のいずれかに該当するとき(当該同条の登録を受けた者の特定関係 法人が引き続いて当該同条の登録を受けた者の特定関係法人である場合に限る。)。
 - イ 当該第九条の登録を受けた者の特定関係法人以外の者(当該同条の登録を受けた者を除く。ロ及びハにおいて同じ。)と合併(合併後存続する法人が当該同条の登録を受けた者の特定関係法人である場合に限る。)をしたとき。
 - ロ 当該第九条の登録を受けた者の特定関係法人以外の者から分割により電気通信事業の全部又は一部を承継したとき。
 - ハ 当該第九条の登録を受けた者の特定関係法人以外の者から電気通信事業の全部又は一部を譲り受けたとき。
- 四 第九条の登録を受けた者の特定関係法人以外の者が、当該同条の登録を受けた者の特定関係法人となつたとき。

$2 \sim 4$ (略)

(提供条件の説明)

- 第二十六条 電気通信事業者及び電気通信事業者から電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理 (以下「媒介等」という。)の業務及びこれに付随する業務の委託を受けた者 (その者から委託 (二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下「媒介等業務受託者」という。)は、利用者 (電気通信役務の提供を受けようとする者を含み、電気通信事業者である者を除く。以下この項、第二十七条、第二十七条の二及び第二十九条第二項において同じ。)と次に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介等をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。ただし、当該契約の内容その他の事情を勘案し、当該提供条件の概要について利用者に説明しなくても利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして総務省令で定める場合は、この限りでない。
 - 一 その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供される電気通信役務であつて、その内容、料金その 他の提供条件、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務大 臣が指定するもの
 - 二 その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供される電気通信役務以外の電気通信役務であつて、 その内容、料金その他の提供条件、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益を保護するため特に必要があ るものとして総務大臣が指定するもの
 - 三 前二号に掲げるもののほか、その内容、料金その他の提供条件、利用者の範囲その他の事情を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務大臣が指定する電気通信役務
- 2 前項各号の規定による指定は、告示によつて行う。

(苦情等の処理)

第二十七条 電気通信事業者は、第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務に係る当該電気通信事業者の業務の方法又 は当該電気通信事業者が提供する同項各号に掲げる電気通信役務についての利用者からの苦情及び問合せについては、 適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

(業務の停止等の報告)

第二十八条 電気通信事業者は、第八条第二項の規定により電気通信業務の一部を停止したとき、又は電気通信業務に関し通信の秘密の漏えいその他総務省令で定める重大な事故が生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

(電気通信設備の維持)

第四十一条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備(専らドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供するもの及びその損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。)を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

$2 \sim 5$ (略)

(電気通信主任技術者)

- 第四十五条 電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し総務省令で定める事項を監督させるため、総務省令で定めるところにより、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから、電気通信主任技術者を選任しなければならない。ただし、その事業用電気通信設備が小規模である場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 電気通信事業者は、前項の規定により電気通信主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 3 第四十一条第三項の規定により新たに指定をされた電気通信事業者がその指定の日以後最初に第一項の規定によりすべき選任は、その指定の日から三月以内にしなければならない。

(電気通信主任技術者資格者証)

- 第四十六条 電気通信主任技術者資格者証の種類は、伝送交換技術及び線路技術について総務省令で定める。
- 2 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者が監督することができる電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の範囲は、前項の電気通信主任技術者資格者証の種類に応じて総務省令で定める。
- 3 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、電気通信主任技術者資格者証を交付する。
 - 一 電気通信主任技術者試験に合格した者
 - 二 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けようとする者の養成課程で、総務大臣が総務省令で定める基準に適合するものであることの認定をしたものを修了した者
 - 三 前二号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると総務大臣が認定した者

4·5 (略)

(電気通信主任技術者の義務)

第四十九条 電気通信主任技術者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督の職務を誠実に行わなければならない。

$2 \sim 4$ (略)

(2) 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)

(電気通信事業の登録申請)

第四条 法第十条第一項の申請書は、様式第一によるものとする。

- 2 法第十条第二項の法第十二条第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面は、様式第二によるものとする。
- 3 法第十条第二項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。
 - 一 様式第三によるネットワーク構成図
 - 二 提供する電気通信役務に関する様式第四による書類
 - 三 申請者の行う電気通信事業以外の事業の概要
 - 四 申請者が既存の法人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款の謄本及び登記事項証明書
 - ロ 役員の名簿及び履歴書
 - 五 申請者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款の謄本
 - ロ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類
 - 六 申請者が前号に掲げるもの以外の団体であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本
 - ロ 役員の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類
 - 七 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 氏名、住所及び生年月日を証する書類
 - 口 履歴書
 - 八 その他その電気通信事業の登録の申請に関し特に必要な事項を記載した書類

(業務の停止等の報告)

第五十七条 法第二十八条の規定による報告をしようとする者は、報告を要する事由が発生した後(通信の秘密の漏えいに係るものにあつては、それを知つた後)速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について次の表の上欄に掲げる報告の事由の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる様式により同表の下欄に掲げる報告期限までに報告書を提出しなければならない。

	0. > 1 4 2 4 . 1 1041. 3	The state of the s
報告の事由	様式	報告期限
一 法第八条第二項の規定による電気	様式第五十	法第八条第二項の規定により電気通信業務の一部を停
通信業務の一部の停止		止した日から三十日以内
二 通信の秘密の漏えい	様式第五十の二	電気通信業務に関し通信の秘密の漏えいを知つた日か
		ら三十日以内
三 第五十八条で定める重大な事故	様式第五十の三	その重大な事故が発生した日から三十日以内

(報告を要する重大な事故)

第五十八条 法第二十八条の総務省令で定める重大な事故は、次のとおりとする。

- 次の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる時間以上電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部(付加的な機能の提供に係るものを除く。)の提供を停止又は品質を低下させた事故(他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。)であつて、当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた利用者の数(総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの)がそれぞれ同表の下欄に掲げる数以上のもの

電気通信役務の区分	時間	利用者の数
一 緊急通報を取り扱う音声伝送役務	一時間	三万
一 取名字却と取り払い立士に学処数	二時間	三万
二 緊急通報を取り扱わない音声伝送役務	一時間	十万
三 利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けない	二十四時間	十万
インターネット関連サービス (音声伝送役務を除く。)	十二時間	百万
四 の頂ふとこの頂土ベに担ばす毎年3分の放りはの毎年3分の数	二時間	三万
四 一の項から三の項までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	一時間	百万

二 電気通信事業者が設置した衛星、海 信設備を利用する全ての通信の疎通が	5重要な電気通信設備の故障に	こより、当該電気通

様式第2(第4条第2項、第4条の2第2項、第10条第4項、第11条第5項第7号、第40条の9第3項第9号、第40条の18第1項第4号、第40条の18第2項第6号、第40条の18第3項第10号関係)

誓約書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号 (ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印

法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)

担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載すること。) 電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電話番号及び電子

メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

登録(登録の更新)(認定)(認可)申請者(報告を行う電気通信事業者)(電気通信事業を承継した者)が電気通信事業法第12条第1項第1号から第3号まで(電気通信事業法第12条の2第2項の規定により準用する同法第12条第1項第1号から第3号まで)(及び)(第118条第1号から第3号まで)に該当しないことを誓約します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(3) 電気通信主任技術者規則(昭和60年郵政省令第27号)

(電気通信主任技術者の選任等)

- 第三条 法第四十五条第一項の規定による電気通信主任技術者の選任は、次に掲げるところによるものとする。
 - 一 次の表の上欄に掲げる事業用電気通信設備を直接に管理する事業場ごとに、それぞれ当該事業場に常に勤務する者であつて、同表の下欄に掲げるもののうちから行うこと。

イ	事業用電気通信設備(線路設備及びこ	伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者
1	ιに附属する設備を除く。)	
口	線路設備及びこれに附属する設備	線路主任技術者資格者証の交付を受けている者

- 二 業務区域が一の都道府県の区域を超える電気通信事業者にあつては、前号の規定によるほか、事業用電気通信設備 を設置する都道府県ごとに、前号の表の上欄に掲げる事業用電気通信設備の種別に応じ、それぞれ当該都道府県に常 に勤務する者であつて、同表の下欄に掲げるもののうちから行うこと。
- 2 前項各号の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する場合は、前項第一号の表の上欄に掲げる事業用電気通信設備 の種別に応じ、同号の規定による選任に代えて同号の事業場を直接統括する事業場ごとに電気通信主任技術者を選任し、 又は当該電気通信主任技術者若しくは前項各号の規定により選任された電気通信主任技術者に他の事業場若しくは都道 府県において選任すべき電気通信主任技術者を兼ねさせることができる。
- 3 電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する業務を開始する前に、電気通信主任技術者を 選任しなければならない。
- 4 法第四十五条第一項の総務省令で定める事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項は、次のとおりとする。
 - 一 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する業務の計画の立案並びにその計画に基づく業務の適切な実施に 関する事項(次に掲げる事項を含む。)
 - イ 工事の実施体制(工事の実施者及び設備の運用者による確認を含む。)及び工事の手順に関する事項
 - ロ 運転又は操作の運用の監視に係る方針、体制及び方法に関する事項
 - ハ 定期的なソフトウェアのリスク分析及び更新に関する事項
 - ニ 適正な設備容量の確保に関する事項
 - 二 事業用電気通信設備の事故発生時の従事者への指揮及び命令並びに事故の収束後の再発防止に向けた計画の策定 に関する事項(次に掲げる事項を含む。)
 - イ 速やかな故障検知及び故障箇所の特定のために必要な対応に関する事項
 - ロ 定型的な応急復旧措置に係る取組並びに製造業者等及び接続事業者との連携に関する事項
 - ハ 障害の極小化のための対策に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し必要と認められる事項(次に掲げる 事項を含む。)
 - イ 選任された事業場における事業用電気通信設備の工事、維持及び運用を行う者に対する教育及び訓練の計画の 立案及び実施に関する事項
 - ロ 日常の監督業務を通じた管理規程の実施状況の把握及び見直しに関する事項

(資格者証の種類)

第五条 法第四十六条第一項の電気通信主任技術者資格者証(以下「資格者証」という。)の種類は、伝送交換主任技術 者資格者証及び線路主任技術者資格者証とする。

3 開設指針(第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に 関する指針を定める件)

※平成31年1月頃公示予定

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二十七条の十二第一項の規定に基づき、第五世代移動通信システムの導入のための特定 基地局の開設に関する指針を次のように定める。

- 本開設指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 1 申請者 本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行う者をいう。
 - 2 認定開設者 本開設指針に係る開設計画の認定を受けた者をいう。
 - 3 認定日 本開設指針に係る開設計画の認定の日をいう。
 - 4 特定基地局 本開設指針の対象とする特定基地局をいう。
 - 5 二次メッシュ 昭和四十八年行政管理庁告示第百四十三号 (統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード) 第一項第一号イに規定する第二次地域区画をいう。
 - 6 四次メッシュ 同項第二号に規定する二分の一地域メッシュをいう。
 - 7 屋内等 屋内その他他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所をいう。
 - 8 人口 平成二十七年の国勢調査の結果による人口をいう。
 - 9 指定済周波数 七七三 MHz を超え八〇三 MHz 以下、八六〇MHz を超え八九〇MHz 以下、九四五 MHz を超え九六〇MHz 以下、一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下、一、八〇五 MHz を超え一、八八〇MHz 以下、二、一一〇MHz を超え二、一七〇MHz 以下及び三、四〇〇MHz を超え三、六〇〇MHz 以下の周波数をいう。
 - 10 既存事業者 指定済周波数を使用する基地局若しくは当該周波数を使用する陸上移動中継局の免許を受けた者又は指定済周波数の指定を受けた認定開設者をいう。
 - 11 子法人等 法人又は団体(以下この号及び次号において「法人等」という。)がその議決権の三分の一以上を保有する他の法人等をいう。この場合において、法人等及びその子法人等又は法人等の子法人等がその議決権の三分の一以上を保有する他の法人等は、 当該法人等の子法人等とみなす。
 - 12 親法人等 他の法人等を子法人等とする法人等をいう。
 - 13 広帯域移動無線アクセスシステム事業者 二、五四五 MHz を超え二、五七五 MHz 以下及び二、五九五 MHz を超え二、六四五 MHz 以下の周波数を使用する基地局の免許を受けた者をいう。
 - 14 5 G 高度特定基地局 本開設指針において認定開設者が指定を受けた周波数の全ての帯域幅を用いる特定基地局(屋内等に設置するものを除く。)であって、当該特定基地局の無線設備と接続する電気通信回線設備の伝送速度が当該無線設備の信号速度と同等以上であるもののうち、当該特定基地局以外の複数の特定基地局と接続可能なものをいう。
 - 15 5 G 基盤展開率 一の総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。)の管轄区域ごとの二次メッシュ(陸上を含むものであって、地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第十八条第二項の規定に基づき国が提供する基盤地図情報等のうち土地利用三次メッシュデータ(平成二十六年度版)における土地利用種別が森林、荒地、河川地及び湖沼若しくは海水域のみのもの(全部又は一部を組み合わせたものを含む。)又は人口が零の離島(本州、北海道、四国、九州及び沖縄島に附属する島をいう。)のみのものを除く。以下この号及び別表第一の一2において同じ。)のうち5 G 高度特定基地局が開設されたものの総数を、当該管轄区域ごとの二次メッシュの総数で除した値をいう。
- 二 特定基地局の範囲に関する事項

特定基地局の範囲は、無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号。以下「設備規則」という。)第四十九条の六の十二に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局のうち、次項第一号に規定する周波数を使用するものとする。

- 三 周波数割当計画(平成二十四年総務省告示第四百七十一号)に示される割り当てることが可能である周波数のうち特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項
 - 1 特定基地局に使用させることとする周波数は、次に掲げるものとする。
 - (一) 三、六〇〇MHz を超え四、一〇〇MHz 以下の周波数(以下「三・七 GHz 帯」という。)
 - (二) 四、五〇〇MHz を超え四、六〇〇MHz 以下の周波数(以下第六項第三号(二)(1)を除き「四・五 GHz 帯」という。)

- (三) 二七・○GHz を超え二八・二 GHz 以下の周波数及び二九・一 GHz を超え二九・五 GHz 以下の周波数 (以下「二八 GHz 帯」という。)
- 2 特定基地局に係る前号に規定する周波数の使用区域は、全国とする。
- 四 特定基地局の配置及び開設時期に関する事項
 - 1 認定開設者は、認定日から起算して二年を経過した日の属する年度の末日までに、全ての都道府県の区域において、5 G高度特定基地局(三・七 GHz 帯を使用する特定基地局(以下「三・七 GHz 帯特定基地局」という。)及び四・五 GHz 帯を使用する特定基地局(以下「四・五 GHz 帯特定基地局」という。)にあっては空間分割多重方式(一の陸上移動局への送信において四以上の空中線を使用するものに限る。)及び二五六値以上の直交振幅変調並びに二八 GHz 帯を使用する特定基地局(以下「二八 GHz 帯特定基地局」という。)にあっては空間分割多重方式(一の陸上移動局への送信において二以上の空中線を使用するものに限る。)及び六四値以上の直交振幅変調を用いるものに限る。以下同じ。)の運用を開始しなければならない。
 - 2 認定開設者は、認定日から起算して五年を経過した日までに、一の総合通信局の管轄区域ごとの5G基盤展開率が全て百分の五 十以上になるように5G高度特定基地局を開設しなければならない。
- 五 特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項

認定開設者は、特定基地局の無線設備に対し、複数の空中線、位相器及び増幅器を用いて一又は複数の指向性を持つビームパターンを形成し制御する技術、空間分割多重方式(一の陸上移動局への送信において四以上の空中線を使用するものに限る。)、二五六値直交振幅変調、キャリアアグリゲーション技術(設備規則第四十九条の六の九第一項第一号へに規定するものをいう。以下同じ。)その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。

- 六 特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項
 - 1 特定基地局は、次に掲げる場合に開設されたものとする。
 - (一) 三・七 GHz 帯特定基地局にあっては、三・七 GHz 帯を使用する基地局の運用を開始した場合又は既に開設している基地局に ついて三・七 GHz 帯を使用するための指定の変更を受けた場合
 - (二) 四・五 GHz 帯特定基地局にあっては、四・五 GHz 帯を使用する基地局の運用を開始した場合又は既に開設している基地局について四・五 GHz 帯を使用するための指定の変更を受けた場合
 - (三) 二八 GHz 帯特定基地局にあっては、二八 GHz 帯を使用する基地局の運用を開始した場合又は既に開設している基地局について二八 GHz 帯を使用するための指定の変更を受けた場合
 - 2 地域ごとに連携する複数の者がそれぞれ本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行う場合には、これらの申請を一の申請とみなして、本開設指針の規定を適用する。
 - 3 本開設指針に係る開設計画の認定の申請をする者は、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号。以下「法」という。)第二十七条の十三第二項、無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号。以下「免許規則」という。)第二十五条の四第二項及び別表第一に定める事項について、次に定めるところにより記載した開設計画を、総務大臣に提出しなければならない。
 - (一) 法第二十七条の十三第二項、免許規則第二十五条の四第二項及び別表第一に規定する事項にあっては、三・七 GHz 帯及び四・五 GHz 帯の範囲並びに二八 GHz 帯の範囲ごとに開設計画に記載すること。
 - (二) 法第二十七条の十三第二項第四号に規定する希望する周波数の範囲として、次に掲げるものを開設計画に記載すること。なお、指定することができる周波数の帯域幅の上限は、一の申請者ごとに三・七 GHz 帯及び四・五 GHz 帯に係る申請にあっては二○○MHz、二八 GHz 帯に係る申請にあっては四○○MHz とする。
 - (1) 三・七 GHz 帯及び四・五 GHz 帯を希望する場合にあっては、三、六○○MHz を超え三、七○○MHz 以下、三、七○○MHz を超え三、九○○MHz 以下、三、九○○MHz 以下、三、九○○MHz 以下、四、○○○MHz を超え四、一○○MHz 以下及び四、五○○MHz を超え四、六○○MHz 以下の周波数の範囲についてその希望する順位並びに指定を希望する周波数の帯域幅の合計が一○○MHz 又は二○○MHz の別
 - (2) 二八 GHz 帯を希望する場合にあっては、二七・○GHz を超え二七・四 GHz 以下、二七・四 GHz を超え二七・八 GHz 以下、二七・八 GHz 以下及び二九・一 GHz を超え二九・五 GHz 以下の周波数の範囲についてその希望する順位
 - 4 本開設指針に係る開設計画の認定は、法第二十七条の十三第四項各号、本開設指針第二項から前項まで及び第一号から前号までに規定する事項に適合し、並びに別表第二に規定する要件を満たしている申請のうち、前号(一)の希望する周波数の範囲に係る開設計画の部分に対して、三・七 GHz 帯及び四・五 GHz 帯のものから順にするものとする。ただし、二八 GHz 帯の開設計画の認定をする場合において、三・七 GHz 帯及び四・五 GHz 帯の指定を受けて認定開設者に該当することとなる者にあっては、第六号の周波数の

指定のみ行うものとする(次号において同じ。)。

5 次の表の上欄に掲げる周波数の区分に従い、申請の数がそれぞれ同表の下欄に掲げる数を超える場合は、当該申請について、次の (一)及び(二)に基づき別表第三の事項への適合の度合いを審査し、当該事項への適合の度合いが高いものから順に当該周波数の 指定を受けて認定開設者に該当することとなる者の数が次の表の下欄に掲げる数となるまで認定する。

三・七 GHz 帯及び四・五 GHz 帯	六
二八 GHz 帯	四

- (一) 第三号の申請が既存事業者のもののみの場合は、別表第三の一の事項への適合の度合いを審査する。また、当該申請について当該事項への適合の度合いを審査した結果、前表の上欄に掲げる周波数の区分のうち審査する周波数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数から当該周波数の指定を受けて認定開設者に該当することとなる者の数を減じた数が一以上であって、当該事項への適合の度合いが同じ申請があるときは、当該申請について別表第三の二の事項への適合の度合いを審査する。
- (二) (一) に掲げる場合以外の場合は、別表第三の一の事項(1から8までに掲げる事項に限る。)への適合の度合いを審査する。また、当該申請について当該事項への適合の度合いを審査した結果、前表の上欄に掲げる周波数の区分のうち審査する周波数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数から当該周波数の指定を受けて認定開設者に該当することとなる者の数を減じた数が一以上となるときは、次のとおり審査する。
 - (1) 審査する申請が既存事業者のもののみの場合は、別表第三の一の事項(9に掲げる事項に限る。)への適合の度合いを審査する。また、当該申請について当該事項への適合の度合いを審査した結果、前表の上欄に掲げる周波数の区分のうち審査する周波数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数から当該周波数の指定を受けて認定開設者に該当することとなる者の数を減じた数が一以上であって、当該事項への適合の度合いが同じ申請があるときは、当該申請について別表第三の二の事項への適合の度合いを審査する。
- (2) 審査する申請が(1)に掲げる場合以外の場合は、当該申請について別表第三の二の事項への適合の度合いを審査する。 開設計画の認定に係る法第二十七条の十三第四項の規定による周波数の指定は、前二号において認定開設者に該当することとなる全ての者の申請について、三・七 GHz 帯及び四・五 GHz 帯の範囲並びに二八 GHz 帯の範囲ごとに別表第三の一の事項(当該申請が既存事業者のもののみの場合以外の場合は、1 から 8 までに掲げる事項に限る。以下この号において同じ。)への適合の度合いを審査し、当該事項への適合の度合いが高いものから順にその周波数の範囲の希望を優先するとともに、三・七 GHz 帯及び四・五 GHz 帯の周波数の指定にあっては第三号(二)(1)に基づき一○○MHz の帯域幅ごと並びに二八 GHz 帯の周波数の指定にあっては第三号(二)(2)に掲げる周波数の範囲に基づき四○○MHz の帯域幅ごとに行う。ただし、三・七 GHz 帯及び四・五 GHz 帯の周波数の指定であって、六から一○○MHz の帯域幅の周波数の指定を受けて認定開設者に該当することとなる者を減じた数が一以上の場合にあっては、別表第三の一の事項への適合の度合いが高いもの(指定を希望する周波数の帯域幅の合計が二○○MHz のものに限る。)から順にその周波数の範囲の希望を優先して指定することとし、当該事項への適合の度合いが同じ申請がある場合にあっては、別表第三の二の事項への適合の度合いを審査し、当該事項への適合の度合いの高いものの周波数の範囲の希望を優先して指定する。
- 7 前三号の審査に当たっては、申請期間(法第二十七条の十三第三項の規定により公示された期間をいう。以下同じ。)内に提出された本開設指針に係る開設計画の認定の申請について、前後なく受け付けたものとして扱うものとする。
- 8 認定開設者は、毎年度の四半期ごと又は総務大臣から求めを受けた場合に、認定を受けた開設計画の進捗を示す書類を総務大臣 に提出しなければならない。
- 9 総務大臣は、前号の規定により認定開設者から提出された書類について、本開設指針及び認定を受けた開設計画に基づき適切に 実施されていることを確認し、当該書類の概要及び確認の結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 10 認定開設者は、認定日後新たに他の既存事業者を合併若しくは分割(無線局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。)若しくは無線局をその用に供する事業の全部の譲渡しの相手方とし、又は他の既存事業者及び広帯域移動無線アクセスシステム事業者(以下「既存事業者等」という。)と別表第二の十4(一)から(六)までに掲げる者と同等の関係となってはならない。
- 11 三・七 GHz 帯の周波数の指定を受けた認定開設者(以下「三・七 GHz 帯認定開設者」という。)は、三、四〇〇MHz を超え四、二〇〇MHz 以下の周波数を使用して宇宙無線通信の業務を行う地球局の運用を阻害する混信その他の妨害の防止に係る必要な事項について、あらかじめ他の全ての三・七 GHz 帯認定開設者との間で協議し、合意した上で、当該合意した事項を共同して行わなければならない。
- 12 三・七 GHz 帯認定開設者が三・七 GHz 帯特定基地局を最初に開設しようとするときは、当該三・七 GHz 帯特定基地局及びその通信の相手方である陸上移動局の送信を開始する時刻及び任意の一○ミリ秒における送信時間の調整等同期をとるための具体的な措置

に関する事項その他他の全ての三・七 GHz 帯認定開設者の無線局及び既存の無線局の運用を阻害する混信その他の妨害の防止に係る必要な事項について、あらかじめ他の全ての三・七 GHz 帯認定開設者及び既存事業者(三、四〇〇MHz を超え三、六〇〇MHz 以下の周波数を使用する者に限る。)との間で協議し、合意した上で、当該合意した事項を行わなければならない。

- 13 三・七 GHz 帯認定開設者が三・七 GHz 帯特定基地局を最初に開設しようとするときは、当該三・七 GHz 帯特定基地局の設置により宇宙無線通信の電波の受信を行う受信設備の運用に支障を与えるおそれがある旨を周知させること、当該受信設備を設置している者からの問合せに対応するための窓口を設置することその他体制の整備についてあらかじめ他の全ての三・七 GHz 帯認定開設者との間で協議し、合意した上で、当該合意した事項を共同して行わなければならない。
- 14 四、〇〇〇MHz を超え四、一〇○MHz 以下及び四、五〇○MHz を超え四、六〇○MHz 以下の周波数の指定を受けた認定開設者は、四、二〇○MHz を超え四、四〇○MHz 以下の周波数を使用して航空無線航行業務を行う航空機局の運用を阻害する混信その他の妨害を防止するための具体的な対策を講じなければならない。
- 15 四・五 GHz 帯の指定を受けた認定開設者は、四、六○○MHz を超え四、八○○MHz 以下の周波数を使用する公共業務用無線局(平成三十年総務省告示三十四号(第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件)第二章第三項の規定による終了促進措置に係るものを含む。以下同じ。)の運用を阻害する混信その他の妨害を防止するための具体的な対策を講じなければならない。
- 16 二八 GHz 帯の周波数の指定を受けた認定開設者(以下「二八 GHz 帯認定開設者」という。)は、二七・○GHz を超え三一・○GHz 以下の周波数を使用して電気通信業務を行う人工衛星局の運用を阻害する混信その他の妨害を防止するための具体的な対策を講じなければならない。
- 17 二八 GHz 帯認定開設者が二八 GHz 帯特定基地局を最初に開設しようとするときは、当該二八 GHz 帯特定基地局及びその通信の相手方である陸上移動局の送信を開始する時刻及び任意の一〇ミリ秒における送信時間の調整等同期をとるための具体的な措置に関する事項その他他の全ての二八 GHz 帯認定開設者の無線局の運用を阻害する混信その他の妨害の防止に係る必要な事項について、あらかじめ他の全ての二八 GHz 帯認定開設者との間で協議し、合意した上で、当該合意した事項を行わなければならない。
- 18 三・七 GHz 帯認定開設者にあっては第十一号から第十三号まで及び二八 GHz 帯認定開設者にあっては第十七号により合意したときは、合意の内容を示す書面の写しを速やかに総務大臣に提出しなければならない。
- 19 認定開設者は、四、六○○MHz を超え四、八○○MHz 以下又は二八・二 GHz を超え二九・一 GHz 以下の周波数を使用する者からの 卸電気通信役務(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二十九条第一項第十号に規定する卸電気通信役務をいう。以下 同じ。)の提供、電気通信設備(同法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。)の接続その他の方法による特定基 地局の利用を促進するための契約又は協定の締結の申入れに対し、円滑な協議の実施に努めなければならない。

附則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 認定日が平成三十一年四月一日以後となる場合においては、第四項第一号中「二年」とあるのは「一年」と読み替えるものとする。 別表第一 開設計画に記載すべき事項 (注一)
- ー 特定基地局の整備計画に関する事項
 - 1 三・七 GHz 帯特定基地局及び四・五 GHz 帯特定基地局(以下「三・七 GHz 帯及び四・五 GHz 帯特定基地局」という。)の開設計画にあっては次の(一)、(二)及び(五)並びに二八 GHz 帯特定基地局の開設計画にあっては次の(三)から(五)までに掲げる無線局の開設数に関する年度(認定日の属する年度から認定日から起算して五年を経過した日の属する年度までの各年度に限る。以下この表において同じ。)の末日ごと及び都道府県ごとの計画
 - (一) 三・七 GHz 帯及び四・五 GHz 帯特定基地局(屋内等に設置するものを除く。)
 - (二) 三・七 GHz 帯及び四・五 GHz 帯特定基地局(屋内等に設置するものに限る。)
 - (三) 二八 GHz 帯特定基地局(屋内等に設置するものを除く。)
 - (四) 二八 GHz 帯特定基地局(屋内等に設置するものに限る。)
 - (五) 5 G 高度特定基地局
 - 2 三・七 GHz 帯及び四・五 GHz 帯特定基地局の開設計画にあっては三・七 GHz 帯及び四・五 GHz 帯特定基地局並びに二八 GHz 帯特定基地局の開設計画にあっては二八 GHz 帯特定基地局による一の総合通信局の管轄区域ごとの 5 G 基盤展開率に関する年度の末日ごと並びに二次メッシュごとの計画
 - 3 5 G 高度特定基地局の運用の開始に関する計画

- 二 開設計画に従って円滑に特定基地局を整備するための能力に関する事項
 - 1 特定基地局の設置場所の確保に関する計画及びその根拠
 - 2 特定基地局の無線設備の調達に関する計画(「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(昭和六十二年郵政省告示第七十三号) 並びに「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成三十年度版)」及び「I T 調達に係る国の物品等又は役務の 調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成三十年十二月十日関係省庁申合せ)に留意すること。)及びその根拠
 - 3 特定基地局の整備に係る工事業者その他の業者との協力体制の確保に関する計画及びその根拠
- 三 電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力に関する事項
 - 1 申請者が設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化等の実績又は計画
 - 2 特定基地局の運用に必要な電気通信設備の調達及び工事に関する計画(「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」並びに「政府 機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成三十年度版)」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び 調達手続に関する申合せ」に留意すること。)並びにその根拠
 - 3 2の電気通信設備の運用及び保守管理のために必要な技術要員の確保に関する計画並びにその根拠
 - 4 電気通信主任技術者(電気通信事業法第四十五条第一項に規定する電気通信主任技術者をいう。以下同じ。)の選任及び配置に 関する計画並びにその根拠
 - 5 2の電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する計画及びその根拠
- 四 財務的基礎に関する事項
 - 1 特定基地局の運用による電気通信事業(電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業をいう。以下同じ。)により生ずる 収益に関する年度ごとの見通し及びその根拠
 - 2 1の電気通信事業に係る電気通信役務(電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。以下同じ。)の契約数に 関する年度ごとの見通し及びその根拠
 - 3 特定基地局に係る設備投資の額その他1の電気通信事業に要する費用に関する年度ごとの見通し及びその根拠
 - 4 1の電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画及びその根拠(注二)
 - 5 1の電気通信事業に係る収支及びキャッシュ・フローに関する年度ごとの見通し並びにその根拠
- 五 業務執行体制の整備に関する事項
 - 1 法令遵守のための対策(2及び3の対策を除く。別表第二の六において同じ。)及び当該対策を実施するための体制の整備に関する計画並びにその根拠(注三)
 - 2 個人情報保護のための対策及び当該対策を実施するための体制の整備に関する計画並びにその根拠(注四)
 - 3 電気通信事業の利用者の利益の保護のための対策及び当該対策を実施するための体制の整備に関する計画並びにその根拠(注五)

六 混信等の防止に関する事項

- 1 三・七 GHz 帯特定基地局の開設計画にあっては次の(一)及び(二)、四・五 GHz 帯特定基地局の開設計画にあっては次の(二)及び(三)並びに二八 GHz 帯特定基地局の開設計画にあっては次の(四)に掲げる無線局その他既設の無線局(予備免許を受けているものを含む。)並びに法第五十六条第一項の規定に基づき指定を受けている受信設備(以下「既設の無線局等」という。)の運用並びに電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策及び体制に関する計画並びにその根拠
 - (一) 三、四〇〇MHz を超え四、二〇〇MHz 以下の周波数を使用して宇宙無線通信の業務を行う地球局
 - (二) 四、二〇〇MHz を超え四、四〇〇MHz 以下の周波数を使用して航空無線航行業務を行う航空機局
 - (三) 四、六〇〇MHz を超え四、八〇〇MHz 以下の周波数を使用する公共業務用無線局
 - (四) 二七・〇GHz を超え三一・〇GHz 以下の周波数を使用して電気通信業務を行う人工衛星局
- 2 三・七 GHz 帯特定基地局の開設計画にあっては、当該三・七 GHz 帯特定基地局及びその通信の相手方である陸上移動局の送信を開始する時刻及び任意の一○ミリ秒における送信時間の調整等同期をとるための具体的な措置に関する事項その他他の全ての三・七 GHz 帯認定開設者の無線局及び既存の無線局の運用を阻害する混信その他の妨害の防止に係る必要な事項に関する計画並びにその根 地
- 3 二八 GHz 帯特定基地局の開設計画にあっては、当該二八 GHz 帯特定基地局及びその通信の相手方である陸上移動局の送信を開始 する時刻及び任意の一○ミリ秒における送信時間の調整等同期をとるための具体的な措置に関する事項その他他の全ての二八 GHz 帯 認定開設者の無線局の運用を阻害する混信その他の妨害の防止に係る必要な事項に関する計画並びにその根拠
- 4 三・七 GHz 帯特定基地局の開設計画にあっては、最初に開設しようとする当該三・七 GHz 帯特定基地局の設置により宇宙無線通

信の電波の受信を行う受信設備の運用に支障を与えるおそれがある旨を周知させること、当該受信設備を設置している者からの問合せに対応するための窓口を設置することその他体制の整備に関する計画及びその根拠

- 七 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与に関する事項
 - 1 既存事業者等以外の者又は他の既存事業者等に対する卸電気通信役務の提供、電気通信設備の接続その他の方法による特定基地 局の利用を促進するための計画及びその根拠(注六) (注七)
 - 2 利用者の通信量需要に応じた多様な料金設定に関する計画及びその根拠

八 電波の能率的な利用の確保に関する事項

- 1 特定基地局の電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する計画及びその根拠
- 2 5 G高度特定基地局を設置する計画の二次メッシュ(陸上を含むものに限る。以下この2及び別表第三の一4において同じ。)及び5 G高度特定基地局を設置する計画がない二次メッシュについて、それぞれの二次メッシュ内で需要が顕在化した場合の特定基地局の開設等に関する計画がびにその根拠
- 3 第五世代移動通信システムの主要機能(超高速通信、超低遅延通信及び多数同時接続通信をいう。以下同じ。)を活用した高度かつ多様な利活用に関する計画及び第五世代移動通信システムの利活用ニーズの拡大に関する取組の計画並びにその根拠
- 4 既存事業者にあっては、特定基地局(屋内等に設置するものを除く。)又は指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局(いずれも屋内等に設置するものを除く。)の整備に関する年度の末日ごと及び携帯無線通信を利用することが困難な地域ごとの計画
- 5 別表第三の二に規定する面積カバー率に関する年度の末日ごと及び四次メッシュごとの計画(当該計画に係る無線局の年度の末日ごと及び都道府県ごとの開設数に関する計画を含む。)
- 6 申請者の陸上移動局が他の既存事業者等の特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局を通信の相手方とする通信(申請者と 地域ごとに連携する者に係るものを除く。)を行う計画がある場合は、その計画及びその根拠
- 7 申請者の特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局が他の既存事業者の陸上移動局を通信の相手方とする通信(申請者と地 域ごとに連携する者に係るものを除く。)を行う計画がある場合は、その計画及びその根拠
- 8 申請者の特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局が他の既存事業者の陸上移動局の無線設備と同一のきょう体に収められている無線設備を使用する当該申請者の陸上移動局を通信の相手方とする通信(申請者と地域ごとに連携する者に係るものを除く。)を行う計画がある場合は、その計画及びその根拠
- 九 申請者の条件に関する事項
 - 1 第六項第十号及び同項第十九号を遵守することを示す旨
 - 2 別表第二の十の要件を満たすことを示す旨(注八)(注九)
- 十 一から九までに定めるもののほか、本開設指針に定められた事項その他審査に必要な事項に関する申請者のこれまでの取組の実績 並びに計画及びその根拠
- 注一 次回の特定基地局の開設指針においては、将来の計画及びその根拠に加えて本開設指針に係る開設計画の進捗等の実績について、 次回の開設計画に記載すべき事項及び開設計画の認定の審査事項となり得ることに留意すること。
 - 二 申請者及び申請者に対する主な出資者の財務諸表(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)第一条第一項に規定する財務諸表をいう。)その他申請者が開設計画に従って必要な資金を確保することができることを証する書類等を添付すること。
 - 三 法令遵守に係る内部規程がある場合は、添付すること。
 - 四 個人情報保護に係る内部規程がある場合は、添付すること。
 - 五 電気通信事業の利用者の利益の保護に係る内部規程がある場合は、添付すること。
 - 六 GPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて電気的に接続することにより他の電気通信役務を提供する者に 対する卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続による特定基地局の利用を促進するための計画及びその根拠についても記載す ること。
 - 七 次回の特定基地局の開設指針においては、将来の計画及びその根拠に加えて本開設指針に係る開設計画の進捗等の実績について、 次回の開設計画に記載すべき事項及び開設計画の認定の審査事項とすることに留意すること。
 - 八 申請者が法人又は団体である場合にあっては、その役員(組合その他これに準ずる事業体にあっては、役員に相当する者を含む。 以下同じ。)の氏名及び当該役員が他の法人又は団体の役員又は職員である場合は当該法人又は団体の名称を示す書類を添付するこ

١,

九 申請者の議決権を保有する法人又は団体の名称とその保有割合及び別表第二の十4(一)から(三)までに掲げる者の名称を示す 書類を添付すること。

別表第二 開設計画の認定の要件

- 一 本開設指針に係る開設計画に記載された全ての特定基地局について、その円滑な整備のため、設置場所の確保(開設に対する地域 住民の合意形成に向けた取組を含む。)、無線設備の調達及び特定基地局の整備に係る工事業者その他の業者との協力体制の確保に 関する計画並びにその根拠を有していること。
- 二 申請者が設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化等の実績又は計画を有し、かつ、特定基地局に係る伝送 路設備、交換設備、端末設備その他の運用に必要な電気通信設備の調達及び工事並びに当該電気通信設備の運用及び保守管理のため に必要な技術要員の確保に関する計画並びにその根拠を有していること。
- 三 関係法令の規定に基づき、無線従事者の配置方針並びに電気通信主任技術者の選任及び配置に関する計画並びにその根拠を有していること。
- 四 特定基地局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策(天災その他の災害及び事故の発生時における電気 通信設備の障害及び通信のふくそうを防止し、又は最小限に抑えるための措置を含む。)に関する計画及びその根拠を有しているこ と
- 五 特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画及びその根拠を有していること並びに当該電 気通信事業に係る損益に関する年度ごとの見通しにおいて、営業利益の生じる年度(認定日から起算して五年を経過した日の属する 年度までに限る。)があること及びその根拠を有していること。
- 六 法令遵守のための対策、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成二十九年総務省告示第百五十二号)に適合した個人情報保護のための対策並びに電気通信役務についての利用者からの苦情及び問合せに対する適切かつ迅速な処理を行うこと並びに広告表示において通信速度、当該通信速度に対応する電気通信役務の提供区域その他電気通信役務の内容を利用者に明確に伝えることその他電気通信事業の利用者の利益の保護のための対策並びに当該対策を実施するための体制の整備に関する計画並びにその根拠を有していること。
- 七 次に掲げる混信等の防止に関する計画及びその根拠を有していること。
 - 1 既設の無線局等の運用及び電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するため、当該妨害の防止に係る対応を行う窓口の設置及び特定基地局の設置前に当該設置に係る情報交換若しくは協議の実施又は当該妨害を防止するための特定基地局の設置における無線設備へのフィルタの追加若しくは無線局の設置場所及び無線設備の空中線の指向方向の調整の実施による干渉の改善等の措置を行う計画並びにその根拠
- 2 三・七 GHz 帯特定基地局の開設計画にあっては、当該三・七 GHz 帯特定基地局及びその通信の相手方である陸上移動局の送信を開始する時刻及び任意の一〇ミリ秒における送信時間の調整等同期をとるための具体的な措置に関する事項その他他の全ての三・七 GHz 帯認定開設者の無線局及び既存の無線局の運用を阻害する混信その他の妨害の防止に係る必要な事項に関する計画並びにその根拠
- 3 二八 GHz 帯特定基地局の開設計画にあっては、当該二八 GHz 帯特定基地局及びその通信の相手方である陸上移動局の送信を開始する時刻及び任意の一○ミリ秒における送信時間の調整等同期をとるための具体的な措置に関する事項その他他の全ての二八 GHz 帯認定開設者の無線局の運用を阻害する混信その他の妨害の防止に係る必要な事項に関する計画並びにその根拠
- 4 三・七 GHz 帯特定基地局の開設計画にあっては、最初に開設しようとする当該三・七 GHz 帯特定基地局の設置により宇宙無線通信の電波の受信を行う受信設備の運用に支障を与えるおそれがある旨を周知させること、当該受信設備を設置している者からの問合せに対応するための窓口を設置することその他体制の整備に関する計画及びその根拠
- 八 既存事業者等以外の者又は他の既存事業者等に対する卸電気通信役務の提供、電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局 の利用を促進するための計画及びその根拠を有していること。
- 九 申請者が提供しようとする電気通信役務について、利用者の通信量需要に応じた多様な料金設定に関する計画及びその根拠を有していること。
- 十 申請者が次に掲げる要件を満たしていること。
 - 1 本開設指針に係る二以上の開設計画の認定の申請を行っていないこと。
 - 2 本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員ではないこと。

- 3 申請者の役員が本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行う法人又は団体に所属していないこと。
- 4 次に掲げる者(申請者と地域ごとに連携する者を除く。)が、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないこと。
 - (一) 申請者の子法人等、親法人等又は親法人等の子法人等(申請者を除く。)
 - (二) 法人又は団体の議決権の総数に対する申請者又は(一)に掲げる者が保有している議決権の数の合計の割合が五分の一を超 え三分の一未満である場合であって、次の(1)及び(2)に掲げる場合における当該(1)及び(2)に掲げる者
 - (1) 当該議決権の数の合計の割合の順位が単独で第一位である場合 当該法人若しくは団体又はその子法人等
 - (2) 当該法人若しくは団体又はその子法人等との間において別表第一の八6から8までに規定する通信を行う計画を有する場合 当該通信に係る当該法人若しくは団体又はその子法人等
 - (三) 申請者又は申請者の親法人等の議決権の総数に対する法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の 子法人等(当該法人又は団体を除く。)が保有している議決権の数の合計の割合が五分の一を超え三分の一未満である場合で あって、次の(1)及び(2)に掲げる場合における当該(1)及び(2)に掲げる者
 - (1) 当該議決権の数の合計の割合の順位が単独で第一位である場合 当該法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等(当該法人又は団体を除く。)
 - (2) 当該法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等(当該法人又は団体を除く。)との間に おいて別表第一の八6から8までに規定する通信を行う計画を有する場合 当該通信に係る当該法人若しくは団体又はその 子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等(当該法人又は団体を除く。)
 - (四) 申請者の代表権を有する役員が法人又は団体の代表権を有する役員の地位を兼ねている場合における当該法人又は団体
 - (五) 申請者の役員の地位を兼ねる法人又は団体の役員又は職員の数が、申請者の役員の総数の二分の一超である場合における 当該法人又は団体
 - (六) 法人又は団体の役員の地位を兼ねる申請者の役員又は職員の数が、法人又は団体の役員の総数の二分の一超である場合に おける当該法人又は団体
- 5 第六項第十号及び第十九号を遵守することを示していること。

別表第三 開設計画の認定の審査事項

- 一 次に掲げる事項への適合の度合いがより高いこと。
 - 1 認定日から起算して五年を経過した日における計画において総合通信局の管轄区域を合わせた区域の 5 G 基盤展開率を百分の一で除した値(一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。)がより大きいこと。
 - 2 三・七 GHz 帯及び四・五 GHz 帯特定基地局の開設計画にあっては認定日から起算して五年を経過した日の三・七 GHz 帯及び四・五 GHz 帯特定基地局(屋内等に設置するものを除く。)並びに二八 GHz 帯特定基地局の開設計画にあっては認定日から起算して五年を経過した日の二八 GHz 帯特定基地局(屋内等に設置するものを除く。)の開設数を百で除した値(一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。)がより大きいこと。
 - 3 三・七 GHz 帯及び四・五 GHz 帯特定基地局の開設計画にあっては認定日から起算して五年を経過した日の三・七 GHz 帯及び四・五 GHz 帯特定基地局(屋内等に設置するものに限る。)並びに二八 GHz 帯特定基地局の開設計画にあっては認定日から起算して五年を経過した日の二八 GHz 帯特定基地局(屋内等に設置するものに限る。)の開設数及びその開設場所に関する具体的な計画がより充実していること。
 - 4 開設計画において5G高度特定基地局を設置する計画の二次メッシュ及び5G高度特定基地局を設置する計画がない二次メッシュについて、それぞれの二次メッシュ内で需要が顕在化した場合の特定基地局の開設等に関する具体的な対策がより充実していること
 - 5 特定基地局の運用に必要な電気通信設備に係る次に掲げる対策その他当該電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に 関する具体的な計画がより充実していること。
 - (一) 電気通信設備の設計、工事、維持及び運用を行う場合にデータの誤入力又は誤設定その他の誤りが容易に生じないための対 策
 - (二) 通信量又は制御信号の増加を考慮した設備量を確保するための対策
 - (三) ソフトウェアの欠陥による障害への対策
 - 6 既存事業者等以外の多数の者に対する卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の多様な方法による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること。特にGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて電

気的に接続する方法その他多様な方法による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること。

- 7 第五世代移動通信システムの主要機能を活用した高度かつ多様な利活用に関する計画及び第五世代移動通信システムの利活用ニーズの拡大に関する取組の具体的な計画がより充実していること。
- 8 申請者が既存事業者ではないこと若しくは申請者が指定済周波数を使用して電気通信役務の提供を行っていないこと又は周波数割当計画別表 10-2及び同表 10-3に掲げる基地局用周波数帯並びに陸上移動局用周波数帯のうち現に申請者に割り当てている周波数(別表第二の十4(一)に掲げる者(別表第一の八6から8までに規定する通信に係る者に限る。)又は同4(二)((2)に係る部分に限る。)若しくは同4(三)((2)に係る部分に限る。)に掲げる者に割り当てている周波数を含む。)の幅に対する平成三十年九月三十日時点における当該指定済周波数に係る電気通信役務の契約数(同4(一)に掲げる者(別表第一の八6から8までに規定する通信に係る者に限る。)又は同4(二)((2)に係る部分に限る。)若しくは同4(三)((2)に係る部分に限る。)に掲げる者の周波数に係る電気通信役務の契約数を含む。)がより大きいこと。
- 9 既存事業者の開設計画にあっては、認定日から起算して五年を経過した日における計画において、携帯無線通信を利用することが困難な地域のうち、特定基地局又は申請者の指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局(いずれも屋内等に設置するものを除く。)とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域(携帯無線通信を利用することが困難な地域ごとの居住区域の全部において、当該特定基地局又は当該基地局若しくは陸上移動中継局とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域に限る。)内に居住する者の数の合計を百で除した値(一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。)がより大きいこと。
- 二 認定日から起算して五年を経過した日における計画において、面積カバー率(全国の区域における四次メッシュ(陸上を含むものであって、第六項第五号(一)又は(二)若しくは第六号により審査する周波数の範囲を使用する特定基地局とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該四次メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。)の総数を、全国の区域における四次メッシュ(陸上を含むものに限る。)の総数で除した値)を百分の一で除した値(一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。)がより大きいこと。

4 その他関係告示

(1)統計に用いる標準地域メッシュ等を定めた件(昭和48年行政管理庁告示第143号)

統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コードを定めたので、次のとおり告示する。

統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード

1 標準地域メッシュ

統計に用いる標準地域メッシュは、基準地域メッシュ、基準地域メッシュを分割した地域メッシュ(以下「分割地域メッシュ」という。) および基準地域メッシュを統合した地域メッシュ(以下「統合地域メッシュ」という。) とする。

(1) 基準地域メッシュ

基準地域メッシュは、次に定める方法により作成する。

- r 全国の地域を1度ごとの経線ならびに偶数緯度およびその間隔を3等分した緯度における緯線とによって分割して第1次地域区画を作る。
- イ 第1次地域区画を経線方向および緯線方向に8等分して第2次地域区画を作る。
- ウ 第2次地域区画を経線方向および経線方向に10等分して第3次地域区画を作り、これを基準地域メッシュとする。
- (2) 分割地域メッシュ

分割地域メッシュは、辺の長さが基準地域メッシュの2分の1の地域メッシュ(以下「2分の1地域メッシュ」という。)、4分の1の地域メッシュ(以下「4分の1地域メッシュ」という。)および8分の1の地域メッシュ(以下「8分の1地域メッシュ」という。)とし、その作成方法は、次の表のとおりとする。

名称	作成方法
2分の1地域メッシュ	基準地域メッシュを経線方向および緯線方向に2等分する。
4分の1地域メッシュ	基準地域メッシュを経線方向および緯線方向に4等分する。
8分の1地域メッシュ	基準地域メッシュを経線方向および緯線方向に8等分する。

(3) 統合地域メッシュ

統合地域メッシュは、辺の長さが基準地域メッシュの2倍の地域メッシュ(以下「2倍地域メッシュ」という。)、5倍の地域メッシュ(以下「5倍地域メッシュ」という。)および10倍の地域メッシュ(以下「10倍地域メッシュ」という。)とし、その作成方法は、次の表のとおりとする。

名称	作成方法	
2倍地域メッシュ	第2次地域区画を経線方向および緯線方向に5等分する。	
5倍地域メッシュ	第2次地域区画を経線方向および緯線方向に2等分する。	
10倍地域メッシュ	第2次地域区画とする。	

2 標準地域メッシュ・コード

標準地域メッシュのコードは、地域メッシュの種類ごとに、次により定める数字とする。

(1) 基準地域メッシュのコード

基準地域メッシュのコードは、次に定める第 1 次地域区画,第 2 次地域区画および第 3 次地域区画を示す数字をこの順に組み合わせた 8 けたの数字とする。

- ア 第1次地域区画を示す数字は、区画の南端緯度を1.5倍して得られる度数を示す2けたの数字および西端経度を示す数字から100を減じて得られる2けたの数字をこの順に組み合わせた4けたの数字とする。
- イ 第2次地域区画を示す数字は、第1次地域区画を経線方向および緯線方向に8等分して得られる各区画に、経 線方向については南から、緯線方向については西から、それぞれ0から7までの数字を付し、これを経線方向に付 した数字、緯線方向に付した数字の順に組み合わせた2けたの数字とする。
- ウ 第3次地域区画を示す数字は、第2次地域区画を経線方向および緯線方向に10等分して得られる各区画に、経 線方向については南から、緯線方向については西から、それぞれ0から9までの数字を付し、これを経線方向に付 した数字、緯線方向に付した数字の順に組み合わせた2けたの数字とする。
- (2) 分割地域メッシュのコード

分割地域メッシュのコードは,次のとおりとする。

ア 2分の1地域メッシュのコードは、基準地域メッシュを経線方向および緯線方向に2等分して得られる各区画に、南西側、南東側、北西側および北東側の順に1から4までの数字を付してそれぞれの区画を示す数字とし、こ

れを当該基準地域メッシュのコードの次に加えた9けたの数字とする。

- イ 4分の1地域メッシュのコードは、2分の1地域メッシュを経線方向および緯線方向に2等分して得られる各 区画に、アと同じ方法により付した数字を2分の1地域メッシュのコードの次に加えた10けたの数字とする。
- ウ 8分の1地域メッシュのコードは、4分の1地域メッシュを経線方向および緯線方向に2等分して得られる各 区画に、アと同じ方法により付した数字を4分の1地域メッシュのコードの次に加えた11けたの数字とする。
- (3) 統合地域メッシュのコード

統合地域メッシュのコードは、次のとおりとする。

- ア 2倍地域メッシュのコードは、当該地域メッシュが属する第1次地域区画および第2次地域区画を示す数字をこの順に組み合わせた6けたの数字の次に、当該第2次地域区画を経線方向および緯線方向に5等分して得られる各区画に、経線方向については南から、緯線方向については西から、それぞれ0、2、4、6および8の数字を付し、これを経線方向に付した数字、緯線方向に付した数字の順に組み合わせた数字をそれぞれの区画を示す数字として加え、その次に数字の5を加えた9けたの数字とする。
- イ 5倍地域メッシュのコードは、当該地域メッシュが属する第1次地域区画および第2次地域区画を示す数字をこの順に組み合わせた6けたの数字の次に、当該第2次地域区画を経線方向および緯線方向に2等分して得られる各区画に、南西側、南東側、北西側および北東側の順に1から4までの数字を付し、それぞれの区画を示す数字として加えた7けたの数字とする。
- ウ 10倍地域メッシュのコードは、当該地域メッシュの属する第1次地域区画および第2次地域区画を示す数字をこの順に組み合わせた6けたの数字とする。
- (4) コードの一部の省略

標準地域メッシュ・コードの使用にあたつては、その一部である上位のけたを省略することができる。その際は、 省略されたコードが標準地域メッシュ・コードのどの位置に当たるかを明示する必要がある。